

## 平成31年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 招集告示 .....                                 | 1   |
| 応招・不応招議員 .....                             | 2   |
| 3月5日（火）                                    |     |
| ○開 会 .....                                 | 5   |
| ○開 議 .....                                 | 5   |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介 .....                   | 5   |
| ○諸般の報告 .....                               | 5   |
| ○町長挨拶 .....                                | 6   |
| ○議事日程の報告 .....                             | 7   |
| ○会議録署名議員の指名 .....                          | 7   |
| ○会期の決定 .....                               | 8   |
| ○町長の施政方針 .....                             | 8   |
| ○町政に対する一般質問 .....                          | 1 2 |
| 7番 関 口 雅 敬 君 .....                         | 1 2 |
| 6番 野 口 健 二 君 .....                         | 2 0 |
| 5番 村 田 徹 也 君 .....                         | 2 1 |
| 4番 岩 田 務 君 .....                           | 3 3 |
| 3番 野 原 隆 男 君 .....                         | 3 8 |
| 2番 田 村 勉 君 .....                           | 4 1 |
| 9番 新 井 利 朗 君 .....                         | 4 6 |
| 8番 大 島 瑠美子 君 .....                         | 4 8 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程 .....                     | 5 3 |
| ○議案第1号の説明、質疑、討論、採決 .....                   | 5 4 |
| ・議案第1号 長瀬町地区公園設置及び管理条例                     |     |
| ○議案第2号の説明、質疑、討論、採決 .....                   | 5 8 |
| ・議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条<br>例  |     |
| ○議案第3号の説明、質疑、討論、採決 .....                   | 6 1 |
| ・議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する<br>条例 |     |
| ○議案第4号の説明、質疑、討論、採決 .....                   | 6 2 |
| ・議案第4号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例                 |     |
| ○議案第5号の説明、質疑、討論、採決 .....                   | 6 4 |
| ・議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |     |
| ○議案第6号の説明、質疑、討論、採決 .....                   | 6 7 |

|                                                 |     |
|-------------------------------------------------|-----|
| ・議案第6号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例                     |     |
| ○会議時間の延長                                        | 7 3 |
| ○議案第7号の説明、質疑、討論、採決                              | 7 4 |
| ・議案第7号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の一部を改正する条例             |     |
| ○議案第8号の説明、質疑、討論、採決                              | 7 8 |
| ・議案第8号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |     |
| ○延会について                                         | 8 0 |
| ○次会日程の報告                                        | 8 0 |
| ○延 会                                            | 8 0 |



3月6日（水）

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ○開 議                                  | 8 3   |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介                    | 8 3   |
| ○議事日程の報告                              | 8 3   |
| ○議案第9号の説明、質疑、討論、採決                    | 8 3   |
| ・議案第9号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）         |       |
| ○議案第10号の説明、質疑、討論、採決                   | 9 0   |
| ・議案第10号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  |       |
| ○議案第11号の説明、質疑、討論、採決                   | 9 2   |
| ・議案第11号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）    |       |
| ○議案第12号の説明、質疑、討論、採決                   | 9 4   |
| ・議案第12号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |       |
| ○議案第13号の説明、質疑、討論、採決                   | 9 5   |
| ・議案第13号 平成31年度長瀬町一般会計予算               |       |
| ○議案第14号の説明、質疑、討論、採決                   | 1 4 7 |
| ・議案第14号 平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算         |       |
| ○議案第15号の説明、質疑、討論、採決                   | 1 5 1 |
| ・議案第15号 平成31年度長瀬町介護保険特別会計予算           |       |
| ○会議時間の延長                              | 1 5 3 |
| ○議案第16号の説明、質疑、討論、採決                   | 1 5 3 |
| ・議案第16号 平成31年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算        |       |
| ○議案第17号の説明、質疑、討論、採決                   | 1 5 5 |
| ・議案第17号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について          |       |
| ○議案第18号の説明、質疑、討論、採決                   | 1 5 6 |
| ・議案第18号 長瀬町教育委員会教育長の任命について            |       |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ○議案第19号の説明、質疑、討論、採決 .....            | 157 |
| ・議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任について            |     |
| ○議案第20号の説明、質疑、討論、採決 .....            | 157 |
| ・議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任について            |     |
| ○議員派遣の件 .....                        | 158 |
| ○経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件 .....          | 158 |
| ○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 ..... | 159 |
| ○閉会について .....                        | 159 |
| ○町長挨拶 .....                          | 159 |
| ○閉    会 .....                        | 160 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第10号

平成31年第1回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月28日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成31年3月5日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

|     |   |   |   |   |   |       |   |   |     |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-------|---|---|-----|---|---|
| 1 番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2 番   | 田 | 村 | 勉   | 君 |   |
| 3 番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4 番   | 岩 | 田 | 務   | 君 |   |
| 5 番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6 番   | 野 | 口 | 健   | 二 | 君 |
| 7 番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8 番   | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 |   |
| 9 番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 1 0 番 | 染 | 野 | 光   | 谷 | 君 |

不応招議員（なし）

## 平成31年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成31年3月5日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長の施政方針

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

6番 野 口 健 二 君

5番 村 田 徹 也 君

4番 岩 田 務 君

3番 野 原 隆 男 君

2番 田 村 勉 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

|    |   |   |   |   |   |     |   |   |     |   |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番  | 田 | 村 | 勉   | 君 |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番  | 岩 | 田 | 務   | 君 |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番  | 野 | 口 | 健二  | 君 |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番  | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光谷  | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|            |   |   |   |   |   |   |               |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|---|---------------|---|---|---|---|---|
| 町長         | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長           | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 教育長        | 野 | 口 |   |   | 清 | 君 | 会計<br>管理<br>者 | 田 | 嵩 | 俊 | 浩 | 君 |
| 総務課長       | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |   | 企画財政<br>課長    | 内 | 山 | 雅 | 人 | 君 |
| 税務課長       | 相 | 馬 | 孝 | 好 | 君 |   | 町民課長          | 若 | 林 |   | 智 | 君 |
| 健康福祉<br>課長 | 中 | 畝 | 康 | 雄 | 君 |   | 産業観光<br>課長    | 南 |   |   | 勉 | 君 |
| 建設課長       | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 |   | 教育次長          | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

|      |   |   |  |   |  |    |   |   |   |   |
|------|---|---|--|---|--|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 野 | 口 |  | 晃 |  | 書記 | 中 | 畝 | 健 | 一 |
|------|---|---|--|---|--|----|---|---|---|---|

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成31年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成30年11月から1月に係る現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月9日に、小鹿野町「赤谷温泉・小鹿荘」で「鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

12月11日に、(仮称)平和都市宣言に関する要望書を副議長岩田務君、新井利朗君とともに町長に提出いたしました。

12月18日に、秩父市役所で「第37回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

12月21日に、秩父市役所で「秩父地域議長会第3回定例会」が開催され、副議長岩田務君ともどもに出席いたしました。

1月5日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長岩田務君、秩父広域市町村圏組合議員大島瑠美子君、野口健二君ともどもに出席いたしました。

1月10日に、埼玉県知事公館で「埼玉県と埼玉市議会議長会・埼玉県町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月16日に、嵐山町役場ほかで埼玉県町村議会議長会役員会・町村議会議長視察研修会が開催され、出席いたしました。



1月18日に、秩父神社参集殿で「JAちちぶ新年会祝賀会」が開催され、出席いたしました。

1月25日に、秩父市役所で「第38回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

1月28日に、浦和ロイヤルパインズホテルで「市町村トップセミナー」が開催され、出席いたしました。

2月8日に、埼玉県県民健康センターで「町村長・町村議会正副議長合同研修会」が開催され、副議長岩田務君ともどもに出席いたしました。また、同日に、秩父市「農園ホテル」で「秩父地域の市町村議員と医師会の情報交換会」が開催され、副議長岩田務君、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、野原隆男君、井上悟史君ともどもに出席いたしました。

2月12日に、秩父消防本部で秩父広域市町村圏組合全員協議会が開催され、秩父広域市町村圏組合議会議員の大島瑠美子君、野口健二君が出席いたしました。

2月13日に、小鹿野町役場ほかで「県北地域町村議会議長会視察研修及び懇親会」が開催され、出席いたしました。

2月19日に、秩父クリーンセンターで秩父広域市町村圏組合会議定例会が開催され、秩父広域市町村圏組合議会議員の大島瑠美子君、野口健二君が出席いたしました。

2月22日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会平成30年度定例総会」が開催され、出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の会期に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成最後となります平成31年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ことしの冬は雪も少なく、天候に恵まれましたこともあり、宝登山ロウバイ園の開花も早く、観光客の皆様には例年より早くロウバイの花と香りをご堪能いただくことができました。

春先の渇水が心配ではございますが、これから一雨ごとに暖かくなり、桜を初めとする花の季節を迎え、本格的な観光シーズンが始まってまいります。

さて、去る平成30年12月11日、長瀬町議会の皆様より「（仮称）長瀬町平和都市宣言」の制定要望の提出がございました。2020年の7月に開催される平和の祭典「東京オリンピック」に合わせ、町長提案として2020年6月定例会に上程させていただく予定でございますので、ご承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

それでは、平成31年1月1日付で就任いたしました新副町長のご紹介をさせていただきます。

齊藤英夫副町長でございます。

○副町長（齊藤英夫君） 齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 新副町長と協力し合い、今後も町政運営を進めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、健康福祉課関係について申し上げます。

2月18日、21日の2日間、「居場所（サロン）活動のススメ講座 支え合う地域づくりのために」が、社会福祉協議会と生活支援体制整備協議体の主催で、多世代ふれ愛ベース長瀬で開催されました。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めていることから開催したものであり、両日とも町内全域から多くの皆さんにご参加をいただきました。これも生活支援体制整備協議体委員の皆様を初め、多くの関係者の皆様のご協力のたまものとお礼を申し上げます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

3月3日に、秩父路に春を告げるお祭りとして恒例になりました「長瀬火祭り」が宝登山山麓で盛大に開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1月13日に成人式典が有隣倶楽部で開催され、新成人74名のうち55名が出席いたしました。議員の皆様には来賓としてご出席していただき、ともに新成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案などの合わせて20議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも町政進展のための重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日は、よろしくお願い申し上げます。



### ◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 関 口 雅 敬 君

8番 大 島 瑠美子 君

9番 新井利朗君  
以上の3名を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から7日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7日までの3日間に決定いたしました。



### ◎町長の施政方針

○議長（染野光谷君） 日程第3、町長の施政方針。町長、施政方針をお願いいたします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 平成31年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、平成31年度の施政方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、政府が公表する月例経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と指摘されています。

当町に目を向けますと、平成29年度決算において、将来負担比率については前年度より改善されたものの、経常収支比率や実質公債費比率等については悪化しており、今後も厳しい財政状況が予想されます。

また、自主財源の柱である町税収入は、平成21年度以降、減収が続いており、現下の経済情勢では大幅な回復を見込むことは難しい状況であると考えております。

歳出については、老朽化した施設の維持管理経費や社会保障制度に要する費用などの義務的経費が増加しているほか、消防指令装置や消防車両の更新、水道広域化等に伴う秩父広域市町村圏組合への費用負担の増加も想定されます。

その一方で、少子高齢化対策、定住対策、災害への備えや安全で安心なまちづくり、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しています。

厳しい財政状況の中、こうした施策に取り組んでいくことは極めて困難であることから、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを徹底的に進めるとともに、町税収納率の向上など、さらなる財源確保を進める必要があります。

このような状況において、平成31年度当初予算は、「はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画」基本構想に掲げられたいつまでも暮らしたいまち、いつまでも活力のあるまち、いつまでも輝き続けるま

ちの3つのまちづくりの基本理念及び長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた観光産業を軸とした地域の雇用の創出、新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化、「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援、町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造の4つの基本方針に基づき、「はつらつ長瀬」の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行いました。

それでは、平成31年度予算案についてご説明いたします。

今、当町が最も取り組まなければならない課題は、昭和60年以降続いている人口減少への対策であると考えております。特に、これからの長瀬町を担っていく子育て・若者世代の皆様やその子供たちが住みやすいまちづくりを目指して、結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援と移住・定住の促進に係る各種施策を実施してまいります。

結婚支援については、昨年5月に協定を締結したNPO法人ちちぶ出会いサポートセンタージュノールが設置する結婚相談所や県が実施するSAITAMA出会いサポートセンターを活用するとともに、町社会福祉協議会において婚活イベントを実施するなどし、出会いの機会を確保してまいります。また、結婚に踏み切れない主な要因が経済的理由であるとの調査結果があることから、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を援助するため、新たに結婚新生活支援事業補助金を交付することといたしました。

妊娠・出産支援については、以前から実施している妊婦健診への助成、妊産婦や新生児への保健師の訪問、離乳食実習、母乳ケアや不妊症治療費への助成に加え、平成30年度から実施している不育症検査費、早期不妊治療費、風疹予防接種への助成についても引き続き実施し、子供を産み育てやすい環境づくりを推進してまいります。

子育て支援につきましては、「多世代ふれ愛ベース長瀬」の休所日を変更し、子育て世代包括支援センターとしての機能を週4日から週5日へと拡充し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導など、よりきめ細やかに対応できる体制を整えてまいります。そのほか、昨今、社会問題となっている児童虐待防止、子育て家庭への訪問や臨床心理士による専門相談、放課後児童クラブ室や放課後子ども教室事業を進めるとともに、保育園への委託や認定こども園に対する施設型給付を引き続き実施してまいります。また、保育園や認定こども園の保護者負担金を国が定める基準額より低く設定し、その差額を町が負担することにより引き下げるほか、子育て支援金・入学祝金・児童手当の交付、こども医療費の助成、秩父鉄道を利用する中学生・高校生の通学費の一部助成、給食費の一部公費負担を実施し、子育てに係る家庭の経済的負担を軽減してまいります。

移住・定住促進対策については、平成27年度から子育て世帯を中心とした若者世帯の定住を目的として整備を進めてまいりました長瀬・本野上・井戸の各地区公園が平成30年度末に完成することから、これらの公園を町民の皆様にご利用いただき、若者世帯の定住や町民の皆様の健康増進につなげていけるようPRしてまいります。また、移住を希望している方に長瀬町の生活を知っていただき、移住先として選択していただくことを念頭に置いた移住ツアーなどを行う移住・定住PR事業や平成30年度から制度の拡充を図った住宅取得奨励補助金の交付につきましても引き続き実施してまいります。なお、これまで長瀬町が活用できなかった「地域おこし協力隊」につきましては、平成31年度から長瀬町においても特別交付税措置を受けられる見込みとなったことから、新たに地域おこし協力隊員を募集し、地場産商品の開発や地域おこしの支援を委託するとともに、町の魅力を積極的に配信していただき、移住・定住者の増加につなげてまいります。さらに、平成29年度からコミュニティバス導入に係る調査を行ってまいりましたが、平

成31年度はコミュニティバス運行の実証実験を行うとともに、町にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする「公共交通網形成計画」を策定いたします。

ただいまご説明いたしました事業以外の主要な事業につきましては、町総合振興計画の基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って概要を説明いたします。

初めに、「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」について、高齢者福祉については、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を強化するとともに、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組みや体制づくりを行う生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託するなどし、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。また、みずから食事の支度をするのが困難なひとり暮らしの高齢者などに対する配食サービスを試験的に実施いたします。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援給付費事業を初め、障害者支援サービスの充実に努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を行ってまいります。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険制度の運営を適切に行い、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めてまいります。また、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療の医療扶助についても引き続き実施してまいります。

健康づくりの推進については、町の健康増進の推進に関する施策について「健康増進計画」を、食育の推進に関する施策について「食育計画」を策定いたします。また、県が実施する歩数計等を使って、ウォーキングを楽しみながら健康づくりを進める「コバトン健康マイレージ事業」に新たに参加し、健康増進を図ります。さらに、各種検診の実施や国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者に対する人間ドック費用の助成により、病気の早期発見、早期治療の機会を提供するほか、各種予防接種の実施により、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持向上を図ってまいります。

次に、「活力を生み出すまち」について、観光業の振興については、長瀬町の観光振興のビジョンを示し、町を挙げて観光施策を推進するための柱となる「観光振興計画」を策定をいたします。また、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光案内を初めとした効果的なプロモーションを行うほか、花を生かした美しい観光地づくりを推進し、観光地としてさらなる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。なお、平成30年10月に、落語家の林家たい平さんを観光大使に委嘱し、タレントの今井華さん、やり投げ競技のオリンピック選手である新井涼平さんに続いて、3人目の観光大使となっていただきました。皆様もご承知のとおり、たい平さんは子供から大人まで年齢を問わず人気があり、マスメディアへの出演も多く、観光を中心とする情報の発信にはもってこいの人物であります。たい平さんを初め、3名の方には観光大使としてお骨折りをいただき、長瀬町の魅力を全国・全世界にPRしていただきたいと存じます。

農林業の振興については、農産物生産者団体への補助金交付や農作物を守るために有害鳥獣被害対策などに取り組むほか、林道の維持管理や円滑な森林管理を実施してまいります。

商工業については、中小企業者が資金を借り入れた際の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や商業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行ってまいります。また、昨年4月に施行した「企業誘致条例」などを活用して企業誘致を積極的に行うほか、商工会とも連携し、新たに町内で事業を起こす「起業」や「創業」の支援に取り組んでまいります。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について、消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災害に対応していくため、消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設や防災行政無線の維持管理など、災害に備えた事業をこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理を図るとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、道路の危険箇所へのガードレールやカーブミラーの設置、道路照明灯のLED化などを行ってまいります。

道路環境の整備については、町道の改良事業を進めるほか、舗装修繕などの維持管理を図ってまいります。

また、河川につきましては、水害などを未然に防止するため、水路の整備工事を行ってまいります。

さらに、全国的に社会資本の老朽化対策が求められていることから、平成30年3月に策定した橋梁長寿命化修繕計画及び平成26年3月に策定した町営住宅長寿命化計画に基づき、橋梁及び袋団地の長寿命化を目的とした工事を実施いたします。

上下水道の整備については、秩父広域市町村圏組合に対して上水道事業の経費を、皆野・長瀬下水道組合に対して下水道事業、し尿処理事業、市町村整備型浄化槽事業の経費を負担してまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について、教育環境については、外国人講師による語学指導、さわやか相談員や特別支援教育学校支援員の配置、放課後子ども教室事業や中学生学力アップ事業の実施、学校施設・設備の維持管理など、小中学校の教育環境の充実を図るほか、矢那瀬地区から第二小学校へ通う児童の送迎を引き続き実施いたします。また、給食センターにつきましては、購入から20年を経過した給食配送車を更新することとし、引き続き安全、安心な給食を提供できるよう、施設の維持管理及び衛生管理を図ってまいります。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館や総合グラウンドに加え、平成30年度に整備工事を行い、2月に使用を再開した塚越グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行ってまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。また、この長瀬町を会場として10月に「第6回全国女性町長サミット」を開催することといたしました。全国的女性町長が一堂に会する絶好の機会ですので、女性の視点を生かしたまちづくりや男女共同参画などについて意見交換を行うとともに、全国的女性町長6名に長瀬町のよさをアピールしたいと考えております。

最後に、「町民と行政との協働によってつくるまち」について、広報・広聴活動の推進については、「広報ながとろ」、町ホームページ、町公式フェイスブックなどを通じて、わかりやすく、かつ新鮮な情報の提供に努めるほか、昨年9月に開設した町公式インスタグラムを活用し、町内外に町の魅力を発信してまいります。

行政運営の強化については、人事評価制度を初めとする人事制度を活用して、職員の適正配置と人材育成に取り組むとともに適正な定員管理を図るほか、町だけでは解決することが難しい秩父圏域の広域的な行政課題を解決するため、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めてまいります。また、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度やパブリックコメント、ワークショップ、アンケート調査などを引き続き実施してまいります。

地域活動の推進については、地域の生活を支える基盤である行政区を中心とした地域活動を引き続き進

めるとともに、コミュニティ組織の育成及び支援に取り組んでまいります。

財政基盤の強化については、長期的な視点に立ち、健全な財政運営ができるよう、町税の適正な賦課徴収及び財源の適正配分に努めるほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等を図るため、個別施設計画を策定いたします。また、返礼品による地域産業の活性化及び寄附金の確保を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上のような事業を盛り込み、平成31年度の予算編成を行ったところ、その規模は一般会計31億460万7,000円、対前年度比3.9%の減、国民健康保険特別会計8億4,410万4,000円、対前年度比0.6%の減、介護保険特別会計7億2,112万2,000円、対前年度比3.8%の減、後期高齢者医療特別会計1億696万3,000円、対前年度比3.6%の増となり、一般会計と特別会計を合わせ、47億7,679万6,000円、対前年度比3.2%の減となりました。

一般会計につきましては、前年度と比較し、約1億3,000万円の減額となりましたが、これは都市再生整備計画に基づく公園整備事業などが平成30年度をもって終了することや徹底した事務事業の見直しを行った結果、減額となったものでございます。

予算額は減少しておりますが、限られた財源の中で重要度が高いと判断される事業に重点的に予算を配分することで、町が抱える諸課題の解決に取り組んでまいります。引き続き、より一層の行財政の効率化を進めるとともに、事業の実施に当たりましては、さらに精査・検討を重ね、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上、平成31年度の予算案と主要な事業の概要につきまして説明を申し上げます。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、平成31年度の施政方針とさせていただきます。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、厳しい財政状況と予算編成について町長に伺います。

町長は、各行政区の新年の挨拶で、「町の財政が厳しい。町民の皆さんも一緒に汗をかいてほしい」と発言されていましたが、町としてこの厳しい財政状況に対してどのように行政改革や効率化を進めるのか、またどのような方針で予算編成を行ったのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

予算編成の考え方につきましては、先ほど施政方針の中で述べさせていただいたところでございますが、

「第5次長瀬町総合振興計画」及び「長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財源を集中させ、編成を行ったところでございます。

また、予算の執行に当たっては、歳入については、町税等の徴収率の向上や企業誘致の推進等による財源の確保を、歳出については委託の見直し、公営企業に対する法定外繰出金の見直し、町単独事業の廃止や減額を実施する等、身の丈に合った財政運営に取り組むとともに、適正かつ効果的な予算執行に努め、住民福祉の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 先ほどから町長の施政方針を聞いていても、ことしの予算編成でどこに町長が力を置いているのかというのは、この予算の書類をもらって見ても、これという目玉が私には感じられなくて、まだまだ事務事業の見直しができる場がいっぱいあるのではないかなという感じがしてなりません。この31年度の予算について、町長が本当に、ああ、ここは切り詰めて、ここはしっかりフォローするのだという場をこの場面で話していただけるとありがたいと思います。

人口減少に伴い、町税の減収、またITの普及が目立っている中で、職員の募集も結構あつたりします。私は、民間企業の経営を一代でやってきました。そういう中で、本当に厳しいときには厳しいなりの会社の運営をしてきた中で、今町長がやっていることはどこに力を注いでいるのかが見えません。全体的に、よく町長は関口議員は総花的に予算をばらまけという話を途中でやりますけれども、私は決して総花的に予算をまけという話はしたことはありません。ここは我慢しろという場を我慢させる、あるいはここにことしは力を入れたいのだというのを、町長、先ほども女性サミットをこの町でやってというお話もありました。そういう女性サミットをこの長瀬町でやるに当たり、女性らしい町長の予算の組み方、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども施政方針の中で申し上げたとおり、身の丈に合った財政運営に取り組むとともに、適正かつ効果的な予算編成に努めますというお話をさせていただきました。多分、関口議員はキヤノンという会社、ご存じだと思います。キヤノンの経営方針、絞れるだけ絞れという、雑巾を絞れるだけ絞れという方針であそまで来たわけでございます。今回の長瀬町の予算編成は、絞れるものは絞れるだけ絞るということで、頑張っただけで今回の31年度予算をつくったわけでございます。

その中で、これから31年度、新年度が始まりますと、広報にも出ますのでわかると思いますが、議員削減も行わせていただきました。それからまた、私がこの町長に就任いたしましてから6年たつわけでございますけれども、その中で今回が一番少ない予算編成となっております。徹底した事務事業の見直し、そして町単独事業の見直しを図らせていただいたということを改めてご報告させていただきます。そしてまた、予算をつけなければならない部分もございます。そのところにつきましては、しっかりと予算をつけさせていただいたつもりでございます。

長瀬町を担っていただく子育て・若者世代の皆様や子供たちが住みやすいまちづくりを目指して、結婚、妊娠・出産、子育て、切れ目のない支援と、そして若い人たちにぜひ長瀬町に住んでいただきたいということで、移住、定住の促進に係る各種施策を実施したいとの思いで予算も編成されております。また、予算化されていない事業につきましても、限りある財源で予算を編成しておるところでございますので、こ



こにつきましても、これからしっかりと目に見えない部分として、長瀬町として取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長からキヤノンが出てきてしまったので、私はキヤノンの経営などは一切存じません。私も自動車業界やっているので、今度は、では町長にある自動車メーカーの話をしましょう。

本当に、定年の年齢までしっかりと職員を、従業員を使っていくのではなく、あるところでブーメラン方式で給料も落としていく。それで、若い人をどんどん育てるために、ある時期からもう若い人をリーダーにしていって、本当に人件費の削減もしているという自動車メーカーもあります。

そこで、私は、町長に提案なのですけれども、職員の数を今一生懸命募集をし、新しい職員が結構この庁舎内におります。私も全員の名前と顔が一致するということまでいっていないぐらい新しい職員が従事しております。そういうところで町長に1つ提案は、再雇用制度を利用して、職員の数はそんなにふやさないで運用できるのではないかと、そういう考え方を1つ私は提案だけしておいて、あと細かな予算の審議につきましては、この後予算の項目が出てきますから、そこで細かく町長と議論したいと思います。大まかに職員の数を何とか減らしていきながら、もっと役場内が身を切った政策をとらないと、「住民の皆さんに汗かいてくださいって、ここまで財政が悪くなったのは俺なんかのせいじゃねえよね」とよく住民の方がおっしゃります。ですから、町長、この質問は具体的に町長に、どういう身の切り方をするのかという質問なので、そこだけお答えください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ご質問の中に、町長が財政が厳しいから、町民にも汗をかいてほしいと訴えたというお話がございました。その発言の前後がちょっと不明でございますので、私としても十分な回答ができません。多分前後があったのだと思います。一般的な話とはなりますけれども、全ての町民の方に100%満足のいく行政というのは、そもそも私は難しいのではないかなと思っております。限りある財源で予算を編成しているところでございますので、ある程度町民の皆様にも我慢をしていただく場面もあるかと思っております。そのような中で、我々といましては重要度の高い事業に効率的かつ重点的に財政を集中させ、厳しい査定を行わせていただきました。

また、再雇用のお話も出てまいりました。どこの町でもそうですけれども、55歳になりますと、それから定年まで5年間あるわけでございますが、この方たちのベースアップというのは本当にごくわずかでございます。全くないとは申しませんが、その分若い人たちを手厚くというのが現在の給料体制となっております。

それから、また再雇用、これにつきましても、今これは決められたことでございますので、長瀬町といたしましても、ご本人からのご希望があれば再雇用は行っております。これから先、定年が65歳、70歳というような時代が来ましたときに、余り再雇用の方たちばかりというのもどうなるのかなという不安はございますけれども、今のところ、そこのところもうまくいっておりますので、31年度も再雇用の方も出てまいりますし、また退職される方もいらっしゃると思いますので、そこのところはご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、次の質問に移ります。

街路灯撤去後の対応について町長に伺います。

商工会で設置した街路灯は老朽化が進んだため撤去していますが、全ての街路灯が撤去されてしまうと、暗くて危険な場所が多くなり、人の歩行や車の通行などに支障が出てくると思われますが、町ではその対応を検討していますか。また、行政区長からの街路灯の撤去箇所への防犯灯や道路照明の要望が出されたときに、具体的にどの程度対応ができるのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の街路灯撤去後の対応についてのご質問にお答えいたします。

街路灯については、対象となる補助金があるかを探するなど検討しているところでございますが、商工会からの具体的な案が示されておきませんので、協議を重ねてまいりたいと考えております。

ただ、この街路灯につきましては、防犯の役割も担っていただいておりますので、撤去に伴い、暗くなるところが多分にあるかと思えます。その対策として、防犯灯の新設や移設、道路照明灯の設置を検討しております。ただし、防犯灯としては街路灯の数が100基を超えますとなりますので、全ての箇所に代替として防犯灯を早急に設置することは予算にも限りがございますのと、期間が短いのとで難しいと考えております。したがって、予算の許す限りとはなりますが、防犯灯の新設または移設による調整は優先順位を決めまして順次進めてまいりたいと存じます。

道路照明灯の設置につきましては、夜間における交通事故を防止するとともに、歩行者等の安全な通行を確保するため、交差点や橋梁、見通しの悪いカーブ等に現地調査や設置形態等を考慮の上、設置しております。場所によっては、住宅の窓から光が入り、安眠を妨げたり、庭木や農地への影響が生じることもあり、設置できない場合もございます。設置を要望する場合には、地元区長さんを通じて要望していただきたいと思っております。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長と私、ちょっとずれがあるのですがけれども、商工会がいきなりこの街路灯の話を出したわけではなく、私も経済観光常任委員長として、表ではなく、しっかりと担当課長ともこの街路灯について話も何回かしてまいりました。この議会、今の議員体制になったときに、ある議員からも街路灯の話がもう以前から出ている、そういうちょっとずれがあることは私先に言っておきます。

そして、私も商工会の地区の総代をしておりますので、街路灯撤去については何回も商工会といろんな話をしました。そして、町長、今町内の商店あるいは事業主、本当に体力がないのはおわかりだと思います。事業主あるいは商店主が自力で商工会、本当に補助金なしで街路灯をつけるとなると、無理だと私は思います。努力はしているのです。商店は、例えばパパママ応援団の5%の補助、町や県から出ていないでしょう。パパママ応援団の5%の割引、商店が身を切っているのです。それから、例えばお助け隊の補助金だって、町から出ている補助金で今これだけニーズがあるお助け隊、商工会で私たちも役員をお願いして、その役員の方々が苦勞しているのを見て、もうこれ以上かわいそうだねというほど一生懸命やっております。我々商業部会の部会費も全額お助け隊のほうに投入してやっております、そういう状況で、もう本当に商店、事業主が体力がなくなっている中で、町長にそれを認めてもらったり、あるいは以前町長に、今ついている明かりだけでも暗くて怖い、何とかしてくれという、子ども議会でもここで発言がありました。私も傍聴席で聞かせてもらいましたが、そういったことで町長、私、これ提案なのですけれども、今いろいろかかる、区長を通してとかいろいろありました。それも本当にそのとお

りだと思います。今街路灯を撤去していったら本当に暗いです。もう私のうちの電線を順番だからって切ってもらったら、別世界になりました、夜になると。そこで、私も実感しているので、町長にこれは提案なのですけれども、町で照明器具を設置して、電気代の負担を今までどおり、その当事者に負担をしていたら、そうすれば、ランニングコストはかからないのです。電気代まで何まで全部いろいろ区長さんが頼まれたから、はい、わかりました、ここはやりましょうでやっていたら、本当に光熱費というか、電気代、ばかにならないです。今だったら、私の提案でいけば、多分事業主の人は電気代は今までどおり自分たちで負担してもいいよというような状況であります。それは、先ほど言ったように、防犯のために切られるのは本当に胸が痛いと言っている商店主の方입니다。うちが電気切ったら、うちは最後まで電気切らないで一番最後に切ってもらいたいという人もいました。そういう中で、電気代は設置した場所の方に負担していただく、これなら私は簡単にできると思います。

そこで、町長、この話、また再々質問でやっていくほどではなく、町長の決断で区長が優先順位、その優先順位というのが危ないのですよ。優先順位の高いところからつけていきますよという答弁をしていたら、いかにもやるようだけれども、本当に困っているところへ手が届かない。町長、いかがですか。私の提案は随分経費が安くなりますよ。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

町長と議員でずれがあるというお話でございました。確かにずれがあるのですね、実は。経緯を申し上げます。平成28年の9月14日に、商工会街路灯整備委員会の皆様に当庁にお越しいただきました。街路灯が古くなったので、新しいものと交換したいので、町も協力してほしいというお話でございましたので、わかりましたということで、ただ、今は昔と違ってこういうものについての補助金がなかなかないのでというお話。しかしながら、町としてはしっかり探してみて、町と商工会、そしてその補助金でというようなお話をさせていただく中で、とりあえず計画書を出してください。その計画書というのは、どこに配置するか、設置するか、そしてどのような器具が欲しいか、1基当たりどのくらいかかるかとか、そのような計画書を出していただきたいというお話を差し上げてお帰りいただきました。しかしながら、その後、商工会からは全くのアクションございませんでした。

そして、たしか昨年11月15日と記憶しておりますが、商工会長と副会長、お二人でお越しいただいて、今なら2,000円の事業主負担で撤去できるので、全て撤去しますとのご報告をいただきました。突然のお話で、私たちも本当にびっくりしたのですが、長瀬町だけではないです。そういうものにつきましては、しっかりとした計画を持って予算もつけるわけでございますので、突然撤去するからすぐ補助金を出せと言われても町としては困ってしまいますし、また県や国にそうした補助が出るようなものがあるかどうか、すぐすぐでございますので、なかなか見つからないというような状況だったものですから、ただ、わかりましたということでお帰りいただいたわけでございます。

現在撤去しております街路灯は、昭和61年、62年に設置したものと伺っております。その当時、1基10万円で設置されたというお話ですけれども、そのときに町が3万円、事業主さんが2万円、そして県が5万円ということで合計8万円の補助が出たわけです。ご本人、事業主さんは2割負担で設置ができたということの中で、補助金をいただいた事業だったわけですから、突然撤去しますというのは私はおかしいのではないかなと、そのとき思いました。やはり計画性を持ってお話をいただき、その中で町、そして商工会で詰めるべきではなかった話ではないかなと現在思っているところでございます。

それから、いろいろとその後お話をお聞きする中で、電気代を払うのも大変だから撤去してもらったほうがいいのだよという事業主さんもありましたし、それからまた、まだうちの街路灯はしっかりしているので撤去してほしくないというお話をしましたらば、今なら2,000円で撤去できるけれども、後になると自分で、個人負担になるから大金払わなくてはだよと言われて、それでは撤去してもらってしまったほうがいいかなというお考えを持って撤去をお願いしたというお話も伺っております。皆さん、いろいろと考えさまでございますので、ただいま関口議員からご提案ございましたけれども、商工会の会員さんたちがしっかりと皆さんで意見を出し合って話を詰めていただいて、そして町のほうにお話を持ってきていただけたらよかったなと思っているところでございまして、関口議員のお話はお話として伺わせていただきましたけれども、これからどうした方向に進むかは、先ほど私のほうからご回答申し上げたとおりのこととございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は町長なりの言い分があるでしょう。私も商工会のほうから私なりに聞いてきた話、いきなり電線をばさばさっと切ったわけではなく、ちゃんと委員会があるのだから、委員長まである委員会で考えてきたことだから、我々は、商工会としてはしているのだろうという解釈をしていました。ここはどちらが正しいかはこの場ではわかりません、当事者が両方いないから。

そういうことはおいておいても、本当に町が暗くなってきている状況の中で、町をこれから元気にしていこうということをしなくてはならないので、私もここで、議会でしっかりと町が明るくなる防犯あるいはそういう子供たちのためにも、安心、安全で歩けるような道路をなるべく早くつくらなければならないので、私はこの電気代補助、今なら皆さん協力してくれると思うという意見は、私が聞いた話では皆さん、負担は大丈夫だということです。町長が聞いた人は電気代が苦しい、あの電気代は1カ月約1,000円ぐらいですよ、1基。うちも、町長のうちに立っていたあれを撤去するので、どこか井戸につける場がないかと言われたので、私が肩がわりをしてうちの車庫のところに付けて2基分払っていますけれども、もし2基やるのなら私は2基立てて、その地域が明るくなるように協力したいと思っています。

町長、そういうことで子ども議会でも、あの当時子ども議会のときはその街路灯は立っていた。けれども、まだ暗いという、高校生の女の子だったよね。通学に怖いという、そういうことがあるので、何とか町長はやってあげる、そういうことで、私はもうこの質問、この回数、これで終わりなので、もう一度お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 先ほど優先順位のお話が出ておりました。区長から要望が出てきた場合というお話をさせていただきましたけれども、関口議員からは今議会前に、早速に関口議員のところの街路灯を撤去するのでということで要望をいただいております。優先順位をどうつけるかということは、やはり先ほども申し上げましたけれども、危険箇所、そしてしっかりと職員が見回った中で、どこにつけるかを優先順位を決めさせていただくことになろうかと思っております。

それからまた、この街路灯撤去につきましては、私も大変憂慮しているところではございますけれども、商工会長にその後私のほうから、「町民から町が本当に暗くなってしまって困ったというお話を聞いているよ」とお話をいたしましたところ、「いや、星がとってもきれいでいいよ」というお話をいただきました。私は、ああ、これは商工会長は、長瀬町は星がきれいな町ということをキャッチフレーズにして売り出す気があるのかなという思いがしたところでございます。

また、担当課長が地元選出の国会議員を通じまして、ある省庁の担当とやりとりを現在しておるところでございますけれども、「本来ならばこれは町でやることではないです。商工会員が地元の皆様への地域貢献としてやることです」と言われました」という報告をいただきました。実際、今現在小鹿野町、横瀬町さんでは、町は一切街路灯にはかかわっていないという話を聞いております。街路灯は商工会でやっていますよというお話も伺っております。しかしながら、先ほど関口議員からもなかなか体力がない事業主さんがふえているという話も伺っておりますので、このことにつきましては、私もしっかりと心にとどめておきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） それでは、規則どおり次に進みたいと思います。

3 番、緑の村の今後の利用について町長に伺います。

緑の村プールは20年以上も前からプールとして利用されていません。その後も利用方法が決まらず、先送りされている状態です。プールは、農林畜水産関係補助金等規則で処分の制限を受ける期間が平成30年度末で終了するようです。そこで、時期的に施設の方針が決められていると思われますので、具体的な内容やスケジュールなどについて、またプールを取り壊してその借地を返還する場合に、緑の村に関する土地借上料をどの程度削減することができるのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の緑の村の今後の利用についてのご質問にお答えいたします。

平成29年度から地権者である秩父鉄道、宝登興業、観光協会、商工会で構成した緑の村流水プール活用検討会を開催して検討してまいりました。過日検討会としての提案がありましたので、現在その案を含めて精査をしているところでございます。

また、借地を返還する場合ですが、土地の借上料は約90万円となっていますので、その額が削減できるかと思えます。返還する場合は施設を解体する必要がある、解体にもかなりの金額がかかってしまいます。今後の緑の村の利活用でございますが、全体計画の見直しや土地管理の整理等も含めまして検討をしております。

○議長（染野光谷君） 7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 具体的に土地の値段だけは出たと、これおかしくありませんか。町長は、1メートル幾つ雪が降ったところより前に、何年前か私ちょっと覚えていないので何年と言えないのだけれども、その大雪の後にある職員が亡くなってしまったと、病気で。その亡くなった方に、特命でこの案件しっかりとやるようにという命令が出してあるという答弁、私もらっていましたが、前。今発表するに、まだ何の考えもないのですか。足かせがこの3月でとれるというのは、もうずっと前からわかっているのです。ずっと考えているものだったのでは、私はもうそういうスケジュールが発表できるのかと思ったら、今聞いていると90万円というお金ははっきり出たけれども、プールの取り壊し云々、まだ全然考えてもいなかったのですか、お伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

平成25年、26年ですか、大雪が降ったのは。としますと、ことしが5年目ですか。計画を考えてもいなかったのかというお話でございますけれども、町だけでこれは解決できるお話ではございませんので、

その中で、私もはっきり覚えていないのですが、亡くなった職員にそうした特命で、したかなという覚えが今ちょっとわからないのですが、ただ、ただいま申し上げましたとおり、町だけで考える問題ではございませんので、緑の村流水プール活用検討会というのをそれから3年後ですか、2年後ですか、立ち上げて検討をしてみたいわけでございまして、その中で現在提案がございました。それで、その案を含めて今現在精査をしておるところというお話を先ほどご答弁をさせていただいたところでございますが、まだこれが発表段階にはなっていないという状況でございまして、ただしっかりと話し合いは進めさせていただいておるところでございますという報告を申し上げさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） これは、きのう私、国会中継見ていて、森議員が……

〔「森裕子さん」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） いえ、いいのだよ、名前は。あの人の議論と同じようになりませんか、これでは審議はできないですよ。足かせがとれるなんていう話はこの議会でももう何年も前からやっているのですよ。普通民間だったら30年で足かせがとれて、もう20年からプール、費用対効果は幾らあったのですかと聞いたときに、もう町はあの当時プールを利用して、子供たちがきゃっきゃつ、きゃっきゃつ笑った、あの笑顔がメリットだったですという答弁までいただいているのです。それをまだ考えてもいなくて、これで30年、今月の末にそんな足かせがとれるのにまだ審議していなかったら、全然町長言っていることと違うのではないですか。もっと身を切った覚悟をやるなんていうのは、ちっとも進んでいないではないですか。私は、もうあの土地は買いますよとか、壊す費用を考えたら買ったほうが安いから買う、そういう方向に今行っているのですよという答弁いただけるのかと思って、きょう、楽しみに、うち、スキップしながら出てきました。今聞いてがっかりしました。もう期限が来ているのはわかっているのだから、ではこの90万だってもう無駄遣いではないですか。もう足かせがないのだから。ちょっと町長、もっと具体的に、これ通告してあるのだから、答えられないではなくて、今の進行の状態で言うてくださいよ。それでもう私は回数が来たので、ちゃんと言っておいってください。お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

全く検討していないということではなくて、今現在、皆さんの前でまだご報告ができないですよというお話をさせていただいたわけでございますので、このところは、ご理解いただければと思っております。

それから、借地料を払うのだったら買ってしまったほうがいいのではないかというお話、これにつきましてもいろいろな角度から町としても検討しているところでございますけれども、確かに今借りているところを買ってしまえば、そのほうが安いかもしれませんが、ただ建物をそのまま使うというのは、どういう事業を考えてみても難しいのではないかなという思いがしておりまして、あの建物を撤去することになると、やはり大変な額がかかってしまうので、そこのところが今課題でございます。ですので、あらゆる方面から検討はしておりますけれども、今現在利用したいという業者さんも出ておりますので、そこのところでしっかりと詰めているというのが現在の実情でございます。そのうちしっかりしたご回答ができる時期が来るのではないかと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 先ほどから街路灯のことでいろいろ話が出ていますが、言いづらいかもしれないけれども、一言言わせていただきます。

街路灯について町長に伺います。

商工会で設置した街路灯は老朽化により撤去されるようですが、約200基撤去されるとなると、場所によっては暗くなる場所ができるのではないかと思います。そこで撤去した街路灯のかわりに、町でLEDの街路灯を設置できるか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員の街路灯についてのご質問にお答えいたします。

初めに、お断りいたしますが、先ほどご質問された関口議員への答弁と似た内容になるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。街路灯につきましては、151基中125から130基が撤去となると商工会から伺っております。対象となる補助金があるかを探すなど検討はしているところでございますが、商工会からの具体的な案が示されておりません。これ先ほども申し上げましたけれども、関口議員とずれが生じているようでございますが、町としてはそうした案が示されておりませんので、これから協議を重ねてまいりたいと考えております。

ただし、この街路灯には、防犯の役割も担っていただいておりますので、撤去に伴いまして暗くなる場所が多分にあるかと思えます。その対策につきましては、先ほども申し上げましたが、防犯灯の新設や移設、道路照明灯の設置を検討しております。防犯灯につきましては、予算の許す限りとはなりますが、優先順位を決めまして、防犯灯の新設や移設を順次進めてまいりたいと存じます。

なお、町で設置している防犯灯は、エネルギー効率の高いLEDタイプのものを採用しております。道路照明灯の設置につきましては、夜間における交通事故を防止するとともに、歩行者等の安全な通行を確保するため、交差点や橋梁、見通しの悪いカーブ等に現地調査や設置形態等を考慮の上、設置しております。場所によっては、住宅の窓から光が入り、安眠を妨げたり、庭木や農地への影響が生じる、畑の作物ができないとか、そうした苦情もいただくことがございます。ですので、設置できない場合もございます。設置を要望する場合には、地元区長さんを通して要望していただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） ただいま町長がおっしゃった話はわかります。空が、星を見てという話も私は聞きました。この間聞いたばかりなのですけれども、そのお話よりか、個人のことを言っては申しわけないですけれども、街路灯はうちのほうにもありまして、うちの場合は自分で電気をつけて明るくしております。それは、まだ歩道はできないですけれども、歩道ができたときにつけようと思ったのだけれども、できないものだから、町の人に「随分、野口さん、暗いですね」と言われたので、私は自分のうちへ街路灯がわりに電気をつけておりますけれども、町の負担もかかるかもしれないけれども、できるだけ個人でできればそのほうがいいかなと思って。それで、街路灯がついているところがまだあるのです。それは、商工会とお話をして、ついているところはなるべく遅くしてもらうような考えでお願いしたいと思うのですけれども。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員には、ご自宅の脇に街路灯をつけていただいたということで、ありがとうございます。実は、そうしたお話も伺っております。街路灯を撤去するという話が来たので、撤去はしたけれども、うちは自分でつけるからいいやと言ったというような、先日そうしたお話もいただいたところでございます。ぜひそのような形がとれると、本当に町としてはありがたいなと思っております。

それから、28年に商工会のほうからお越しいただいたときにアンケート調査をしましたというので、アンケート調査票をいただきました。そのときに、実はアンケートがA、B、C、D、Eまであったのですか、Aは異常なしで、状態が極めていいですという、そしてBは、ほぼよい状態ですということで、C、D、Eまであったわけでございますけれども、AとBが151基中115ございました。ですので、その状態でなぜという思いがあったわけでございますけれども、そのお話もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（染野光谷君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。文化的なまちづくりについて町長にお伺いします。

長瀬町中央公民館を利用する人が多くて、大変活発に活動されているように見受けられます。今後高齢化が進展していく中で、住民が生きがいを持って活動することは重要であると考えますが、当町には活動を発表したり文化教養を得るための文化会館がありません。町民の活発な文化活動や生涯学習意欲を支え、文化伝統を継承する上で文化会館が必要と思われますが、どのように考えておられるでしょうか。

一方、新聞によると、図書の貸し出し数が県下で最下位であると報道されています。このような状況をどのように受けとめているかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度の中央公民館の利用者数は2万8,210人で、町民の文化的な活動や生涯学習の場として多くの方々に利用していただいているところでございます。第5次総合振興計画策定時の住民アンケートの調査では、生涯学習活動の推進と、歴史と文化の伝承の満足度は平均よりも高く、教育、文化、余暇、スポーツに関して重点的に取り組むべき施策では、教育、文化、生涯学習行事などの充実や、サークル、文化活動機会の充実といったソフト部分に対する要望が多くなっているところでございます。町といたしまし



ては、現在の厳しい財政状況や人口減少等の進行を鑑み、中央公民館等の新規整備は行わないこととしておりますので、引き続き中央公民館をさまざまな活動の場として利用していただけるよう、維持管理、運営をしてまいります。

また、図書の貸し出し数が県下で最下位であることについてですが、順位につきましては真摯に受けとめております。公民館においても新刊図書やリクエストの多い本などを購入しており、公民館だよりなどで周知し、貸し出し冊数の増加に努めているところです。また、埼玉県内図書館ネットワークによる相互貸借制度を活用し、貸し出し制度の充実を図っており、実際に利用されている町民の方もいらっしゃいます。さらには、今年度から新しい試みとして、図書室にある本の中から毎月テーマを絞り、特集コーナーを設置するなど、蔵書本の活用も行っております。今後は図書の貸し出しを促進するため、読んだ本が履歴としてわかる読書通帳の発行を検討するなどサービスを拡充し、子供から高齢者世代まで、誰もが利用しやすい図書室づくりを進めてまいります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、文化施設について今町長からご答弁いただきましたけれども、やはり秩父管内で長瀬町だけそういう文化会館というものが無いというふうなことで、各種イベント、講演会、発表会等を行うということについて、中央公民館だけでは非常に拠点の脆弱さということで伝統文化の継承ということもおろそかになっているのではないかと危惧するところです。

そして、まず長瀬町の町民憲章で、文化都市の創造ということについて、「教養を高め、文化を尊重し、ゆとりあるまちをつくりましょう」、そして「町民は文化に親しむ権利を有する」とうたっております。そこで、町では町民の文化の向上ということについてどのように努め、解決していく計画なのか伺いたいと思います。

さて、公共施設個別施設計画策定業務委託料として、平成30年度、536万3,000円、31年度、1,082万4,000円、合計1,618万7,000円、2カ年で計上しています。これは、この2カ年でこの計画の完了ですか。それとも今後もこのような計画に対して業務委託料として払っていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

次に、文化施設の改修等についての予算措置として町有地売却等の計画は持っておられるのか伺いたいと思います。また、町の文化程度は図書貸し出し数だけでははかれません、町長も先ほど言われたように、今年度0.30冊ということで63市町村中63位と。皆野町が0.50冊だったですか、62位と。これは、図書館が無いというふうなことが主な原因にもなると思いますが、皆野町の図書室も見させていただきましたが、これは去年だけの数値ではないのです。ここ数年こういうことが続いているというふうなことで、この新聞、ここに出ています。これ三芳町、17年連続第1位というふうなことで、秩父市が50位ぐらいに当たっています。こんなふうなのが大きく出て、何だ、長瀬町最下位なのかと、ちょっと文化都市として、どうなのかなというふうなことで、やはり町民サイドとしては胸が張れないというふうな状況だと思えます。

そこで、まず図書の配置というふうなことを、これは図書は日本十進分類法というのに沿って公民館の図書室もやられています。しかし、これを保健センターや、ふれ愛ベースや、役場庁舎内というふうなことに分散配置等はできないのか、こんなふうなことも工夫の一つではないかと思い、提案いたします。

なお、ふれ愛ベースにつきましては、あの施設が建設当初、図書室の機能も持たせ、学生の受験勉強の場としても活用できるようにすると町長は答弁されたのです。今は、やはり幼児用の図書があります。あ

れについても募集等をかけているというふうなお話は聞いていますが、ホワイエという場所があります。ちょっと申しわけない、わからないのですが、棚があるというふうな状態で、あそこには座れない、勉強ができないと。あのホワイエの要するにメイン室に沿った廊下というところなのですか、あそこに図書でも配置というふうなことをすれば、もう少し図書の貸し出しもふえるのではないかというふうな、要するに配置の仕方について工夫できるのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

速記の勉強をしておりませんので、なかなかいろいろいただきますと、全部お答えできなくて漏れるところもあると思いますけれども、文化施設がない、秩父地域では長瀬町だけだという話をいただきました。文化施設につきましては、財政状況からしてちょっと無理なのではないかなと。当然起債でも起こしてつくればできるのですが、そうしますと、また起債額が多くなってしまうので、将来に禍根を残すようなことになってしまうということから手をつけずにいるところでございますけれども、実は多分議員も見られたかもしれませんが、先日の2月26日の読売新聞に、箱物の文化ホールがなければ文化活動ができないわけではないというような、大学の先生からそのようなお話があったのが出ておりました。私も、それは当然あればいいと思いますけれども、やはりこれはもうないのですから、ないものねだりではなくて、あるもの探しをするべきではないかなという思いがしております。あるところを上手に活用する、これが長瀬町にとっては一番いい方法かなという思いがいたしております。

それから、公共施設の策定計画、これにつきましては2年間で完了となります。

また、町有地の売却につきましては、もうこれは当然いろいろと協議を重ねているところでございますが、なかなか調べてみますと、きちんとした構図ができていないところ、図面ができていないところがあったり、それから、その町有地に入るのに道をつくらなければ入れないということもございまして、道をつくって土地を売るということになりますと、道をつくる料金のほうが大きくなりますので、これも困った問題だということで、今どうしようかといろいろと策を練っているところでございます。31年度中に何らかのアクションは起こしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、何かもう一つあったような気がしていましたよね。保健センター、ふれ愛ベース等を図書館にという、これは大変いいご提案をいただきました。これにつきましては、これからいろいろと各担当とも相談をいたしまして、そのようなことができたらいかなと思っていますので、これからの課題になろうかと思います。

まだもう一つ何かあったような気がしたのですけれども。

〔「いや、ふれ愛ベースのホワイエを利用できないかという」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ホワイエはちょっと入ったところですので、そこですとちょっとうるさいですけども、その奥に1つ部屋があるのです。小さい部屋ですけども、それと横にも会議室かな、あります。余りホワイエですと、入ったところがホワイエですよ、課長。あそこではちょっと無理ではないかなと思いますので、あの施設につきましては、子供からお年寄りまで使える施設として建設したわけですので、そのようなご提案をいただきましたので、これからまた検討させていただきたいと思います。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、答弁の中から、ホワイエにつきましては図書室というよりも、図書を置いて

貸し出しをできるというふうなことで使えるのではないかなというふうなこと、今の貸し出し数が少ないということで、それに寄与するためには、ああいうところにも例えば十進分類法の中の、これはあそこに来そうな人に貸し出せるようなものを置いてというふうなことができるのではないかなということなのです。

それから、文化施設についてなのですが、あるものを利用してというふうなことなので、これは私の考えを述べます。個別計画についてというふうなことなのですが、私、小学校を合併して再利用し、公民館、保健センター、図書館の機能を持たせるというふうなことは、これあるものを利用するというふうなことで有効なのではないかなと。また、教育効果を上げるというふうなことにつきまして、これはいろいろあると思うのですが、例えばこれは私の質問から外れるというと怒られますが、小学校が2つあると。1つにして、向こうをそのような施設にすると。できれば小学校跡地を直売所も1階を利用するとか、それと樋口地区が廃れないと、活性化にも進むと。また、そんなふうなことが不可能ならば、小学校2つあるのだから、どっちへ行ってもいいよというふうなことを図ってやってみると、試行してやってみると。やはりそうすれば、第二小学校が少なくということであれば、こんなふうなのにも利用できるのではないかなと、これが一つの提案です。

あと戻りますが、長瀬町出身の鳥羽亮氏、300冊ぐらいの本を出されているというふうなことですが、公民館での受付窓口のところに置いてあるのです。下に「鳥羽亮」と書いてある紙というのですか、案内があるのですが、あれやっぱりもっと工夫して、長瀬町出身の作家の方がこれだけ継続して300冊も本を出しているというふうなことで、あのコーナーの案内をもう少ししっかり書いて、今長瀬町に住んでいませんけれども、そんなふうなことも必要なのではないかなと。まだお兄様のほうでも蔵書があると、サイン入りの本もあると、そんなふうなのを寄贈してもいいですよというふうなお話もあります。もう少し工夫ができないのかなというふうなことがあります。

あとほかの質問もありますので、今のことだけについて町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

大変失礼いたしました。私は、勉強をというふうなお話で伺ってしまったものですから、ホワイエに本をということですね。わかりました。そちらにつきましては、検討をさせていただければと思っております。

それから、一昨年でしたか、私も千葉県の野田小学校を見てまいりました。小学校跡地利用ということで規模が大変大きいのですけれども、あした活用の方法もあるのだなということで参考にさせていただければなという思いがいたしております。

第一、第二の統合というふうなお話を時々いただくのですが、これにつきましては、毎回私も答弁させていただいております。地域のほうからそういう話が上がってくれば、やはりこれは考えるべきだと思っておりますけれども、今のところ議会では皆さん、そういうお話をいただくのですが、地域のほうからそうしたお話が上がってきていないということで、ぜひこれも上げてきていただいた時点で考えさせていただきたいと思っております。

それから、鳥羽亮さんのというお話をいただきました。確かにちょっと目立たないなという思いがいたしております。長瀬町からは、鳥羽亮さんだけではなくて、絵本作家の飯野和好さんも出ていらして、先日読売新聞の中ほどに大変大きく載っておりました。そうした郷土からすばらしい方たちが出ているの

ですから、そんなものもやはりこれからそろえさせていただきながら、ふれ愛ベースのほうにも、そちらのほうにも配置できたらいいかなという思いがいたしたところでございます。これから、そちらにつきましては検討させていただくということでご回答をさせていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次の質問に移る前に一言だけ。国では、文化芸術創造都市というふうなことで指定して、今現在101の自治体が創造都市ネットワーク日本というふうなのにも認められております。そんなふうなことも考えていただいたらどうでしょうかというご提案だけ申し上げます。

続きまして、高齢者支援の方策について。平成29年度に高齢者支援を充実させるため、生活支援体制整備協議体が設置されたことにより、助け合いの地域づくりができるものと期待をしています。しかし、この組織について住民に聞いてみると、どのような組織でどのようにかわってもらえるのか理解できていない人が多いように感じます。発足1年余りで仕方ないとは思いますが、生活支援体制整備協議体の今後の活動内容や周知方法についてお伺いします。また、生活支援体制整備協議体の構成員として民生委員やボランティア団体等が加わっていますが、その役割と連携をどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の高齢者支援の方策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、生活支援体制整備協議体の今後の活動内容や周知方法についてでございますが、町では現在高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者一人一人がみずから生き生きと活動し、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまちづくりを進めているところでございます。これらのうち、住民の支え合いによるまちづくりを推進する仕組み、体制づくりにつきましては、生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを配置し、その実現を図るため、20人の委員から成る生活支援体制整備協議体において活動を重ねていただいているところでございます。協議体の活動は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、日常生活での困り事を解決するために地域でできる取り組みを考え、助け合い、支え合いの活動をつくり出していくことであり、これらの活動を支援するということです。今年度は、岩田区の活動を支援し、地域福祉懇談会の開催を経て、現在ではささえ愛岩田として月1回のサロン開催につなげることができております。助け合い、支え合いは、そこに生活している地域の方のつながりの中で生まれてくるものです。協議体で助け合いの地域づくりをするわけではありません。協議体では、困り事や地域でできる取り組みは何かなど、地域での話し合いの中からそれぞれの地域で助け合い活動や居場所が必要と感じたときに話し合う場の支援などを行っており、引き続き実施してまいります。また、隣近所に困った様子的高齢者などがいたら声かけをしていくあったか声かけ活動を地域に広め、つながりのある地域、温かい地域にしていこうという活動を地域に出向いて発信してまいります。

次に、活動の周知につきましては、これまでも「広報ながとろ」や社協だよりなどで実施しておりますが、先日実施した講座の開催に当たっては、協議体の皆さんは、各地域へ出向き、講座開催の周知を行うとともに、協議体についてのPR活動を実施しております。

さらに、協議体では、協議体やその活動についてよくわからないというご意見をいただいていることから、広報部会をつくり、協議体だよりの4月発行に向けた準備を進めております。

次に、生活支援体制整備協議体の構成員に民生委員やボランティア団体等が加わっているが、その役割

と連携をどのように進めていくのかについてでございますが、委員の皆さんは、地域に根差した多様な団体に属する方々です。所属する団体がさまざまであるからこそ、協議体の話し合いでの情報などをそれぞれの団体で共有や連携、協働による取り組みをすることが可能となります。委員の皆さんは、助け合いや支え合いの取り組みが必要であると感じ、委員になっていただいております、積極的に取り組んでいただいております。委員になり1年半が経過し、ますます取り組みが熱心になってきております。

なお、協議体は住民主体の組織であるということをご理解いただき、活動についてのより一層のご支援をお願いいたします。

今後も、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向け、健康ではつらつとした長寿の町の創造を基本理念に、各種施策を推進してまいります。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先日も2回ばかりささえ愛の講座がありました。あれは、町でということではなく、社会福祉協議会が中心になったかと思うのですが、2回出ましたが、はっきり言って1回目と2回目、ちょっと内容の連携がうまくいっていなかったなと、これは私の感想です。もう少し連携を持たせたものをしていただければ内容が深まったのではないかなと、そんなふうに私は個人的に考えております。

まず、長瀬町の高齢化はどんどん進んでいます。1月現在で、36.何パーセントというふうなことで36%は超えているというふうな現状で、これ役場としてですか、以前も質問したことあるのですが、これきょう答えられれば答えていただく、答えられなければ担当課のほうでまず答えていただきたいと思います、長瀬町の高齢者夫婦だけ、または1人だけで住まわれている高齢者の人数や世帯数というのですか、こんなふうなものはどの課で把握しているのか。町民課と多分健康福祉課の連携になるのではないかなと思うのですが、これは町政を執行していく上で約36%の人が高齢者に属するのだから、2つの課だけでその意識を共有しているのではないと思うのです。当然全ての課でこのことを共有して長瀬町の施策を行っていくと、予算を立てているというふうなことだと思いますので、仮に役場に訪れて、いや実際高齢者はどのくらいいるのですかねと言ったら、答えられない人がいるということはあっては私はないと思うのです。そんなふうなことについてどのようになっているか、担当課でも答えられれば答えていただきたいと思います。

高齢者は、健康寿命の維持と、これが最大の関心事だと思います。行政の住民へのアドバイスが、やや不足してはいないでしょうか。何度も同じことを言いますが、町独自でも結構ですが、健康寿命を意識するようなパンフレットを作成して配布するというようなこと、高齢者は健康寿命をこれから維持していくには、こんなふうなことを気をつけましょうねと、字が羅列されているようなのではなくて、少し大きく書いていただいて、イラストでも入れていただいて、なるほどな、運動しなければとか、社会性をつけなければとか、少し運動しなければ、ロコモ体操しなければと、そうなのかというふうなことがわかるようなパンフレットをぜひ町民に配布したらいいのではないかと提案です。

それとともに、今高齢者の支援というふうなことで協議体が出ました。それから、生活支援コーディネーターという方が長瀬町には1人います。これ長瀬町の町民がどれだけ知っているのでしょうか。まず、生活支援コーディネーターという言葉が町民がどれだけ理解しているか、それから生活支援体制整備協議体というものについて、こういうふうな講座に参加した人はわかっていると思うのですが、なかなか理解が進んでいないと思います。もう1年半近くたっているわけです。そんなふうなところをもう少しうまく

広めていかないと、地域の支え合いまで進まないのではないかなということで、31年度の予算書の59ページに避難行動要支援者名簿システム保守点検委託料39万3,000円というのが予算化されています。31年度予算です。予算書の59ページです。これについては、要するに何か起こったときに避難行動に要支援がある人だというふうなことだと思います。この名簿を委託しているのですが、どこでつくっているのだろうと、どこで保管しているのだろうと、いざというとき機能させられるのかどうか。安否訓練というのは、それについて行ったことがあるのかどうか。ちょっと内容がまとまりませんが、こういう予算をとっているのだから、どこでそれをつくっているのだと、どこで持っているのだと、それは実際に機能できるかどうかの安否訓練というのは行っているのかどうかと。特に高齢者の見守りで一番大切なのは安否訓練というふうなことになりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

あともう一点だけ、こういうことを解決するために、私はやはり今のままでは広まらないような気がします。うちの地区にも協議体のメンバーはいません。隣の隣にはいますけれども、誰だというのを知らない人が多いし、町で、できれば親切的な行政ということであれば、各地区に出向いて、高齢者の健康維持の増進についてを公会堂で説明をするとか、そんなふうなことで理解度を深めるということがこれから長瀬町の健康寿命が延びていくのではないかと。そこまでやらないと、なかなか私は進展しないような気がするのです。区が幾つでしたか、26ぐらいですか。そうすると、2つ合同でもいいかもしれないと。区であれば、そこに行けない人を誘って近くでということも可能ではないかと。そんなふうなことで、今の件について再質問ということでお答えをお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問に対して、私のほうから若干お答えさせていただき、あとは健康福祉課長のほうに答弁いたさせます。

2月18日と21日、本当にご苦労さまでございました。18日の講座には、本当に120名程度という多くの皆様にお越しいただきました。本当に上長瀬から野上下郷、矢那瀬地区はちょっと私もわからなかったのですが、小坂、滝の上、岩田、全てのところからお越しいただいたと思っております。

そして、また21日のワークショップ、18日は私は中身はちょっと忙しくて出られなかったのですが、ワークショップは皆さんの報告をお聞きいたしましたけれども、なかなか皆さん、活発でいいなという思いがしたところでございますが、村田議員にはちょっと連携がよくなかったという今現在お話ししました。そのときアンケートをとったと思うのですが、その中に、私もまだ見せていただいておりますのでわかりませんが、そのようなことを書いていただけたらありがたいかなと思っております。そうしたものを参考にしながら、またこれから事業を進めさせていただくわけになりますので、書いていただけたらと思うのですが、よろしくお願いいたします。

それから、あとのことにつきまして細かいお話でございますので、課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者だけの世帯、人数等、これにつきましては全数調査といいますと、国勢調査のデータではないと全数はなかなか調査ができないものですから、国勢調査のデータを申し上げさせていただきたいと思えます。一番近いのは平成27年国勢調査でございますが、そのときに高齢者を含む世帯の状況といたしまして、高齢独居の世帯が348世帯、高齢夫婦だけが425ということで、10年前、平成17年の国勢調査から比べまし

ても高齢独居も高齢夫婦のみの世帯もかなり増加しているという状況がわかっております。これらの数値をもとに、第7期高齢者福祉計画・介護保健事業計画を策定し、事業の執行に努めているところでございます。

次に、健康寿命の維持、アドバイスが不足していないかというようなご質問だったかと思います。これにつきましては、健康寿命の増進ということでさまざまな事業を進めております。また、健康福祉の事業だけでなく、生涯学習の面でも外に出ていろんな学習をするというようなことは健康寿命の維持増進につながるということで進めておるところでございますが、確かに各地域でやっておられますモリモリ体操等では、保健師なりが説明してアドバイスというものは実際しておりますけれども、なかなかパンフレットというものは今まで作成しておりませんでしたので、ご提案としてお伺いして、できるようであれば配布するような形で検討していければと思います。

次に、コーディネーターであるとか協議体のことをなかなか知っていないということでございました。先ほどの町長答弁のほうにもありましたとおり、協議体のほうで協議体だよりというものを4月に発行するというところで準備を進めております。その辺のところで理解していただけるように工夫をするよう、社会福祉協議会とも協力して進めていければと思います。

次に、避難行動要支援者名簿の関係のご質問があったかと思います。これにつきましては、平成30年度から健康福祉課の所管となったものでございます。ご本人、ご家族の同意を得て、いざというときにその名簿を使えるようにということでいろんな情報をデータ化しているものであります。いざというときは、本人の同意なくとも、災害時なんかに使えというのはそれは当然でございますが、この辺のところもなかなか同意がないということで進めるのが難しいものでございます。この辺につきましても引き続き災害時の要支援者の確保という形で進めていければと思います。また、安否訓練、こちらについては今年度実施しておりません。検討できればと思います。

次に、協議体のメンバーの関係のご質問だったかと思います。20人という人数でございますが、全ての区にはいないということでございます。各地域に出回って説明するというような機会を設けたらというご提案でございます。この辺につきましても委託しておりました社会福祉協議会ともども検討してまいればなと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） いつまでもということではないと思うのですが、例えば単身高齢者というふうなことはかなり前の二百七十幾人だったのが、今の課長の答弁でも348人というふうなことで、多分パーセンテージも14%ぐらいいっているのではないかなというような感じがします。

今の課長の答弁の避難行動要支援者というようなことについて、名簿を要するに委託してつくっていると、それは持たれていると。仕事で大変だと思うのですが、安否訓練等については、例えば同意を得て、1人の方だけについてとかというふうなことで模擬安否訓練ぐらいはできるのではないかなと。そうでないと実効性がないです。災害は起こらないと想定しますが、もしもそういう災害が起こったときに機能しないのではないかなと。機能しないものにお金をかけてどうするのだと、機能しないと断言はできませんけれども、そういうこともありますので、やはりそういう訓練も必要ではないかなと思いますので、ひとつ頭に入れていただければと思います。

次に、地域でのサロン活動等につきましてですが、なかなか地域でもちょっと近所で話し合ったのです。

やはり難しいのが、誰がリーダーシップをとるのだと。区長さんかと。区長さん、うちの区は1年交代ですし、今仕事をされている人が区長さんというふうなことで、なかなか区長さんはリーダーシップをとれないと。では、誰がやるのですかと。それから、多くの人に参加を促すと、これどうするのですかと。いろんなサロン等に出かけたくない人とか、そういう意味ではなくて、多くの人に参加を促すにはどうしたらいいのだろうと。行政はどこまでそれにかかわるのだということ、先ほども申しましたが、例えば上宿中宿区に来て、保健師さんなら保健師さんが高齢者に集まっていたいて、長瀬町の現状を知らせていただく、そしてあなた方がこれからいつまでも住み続けたい長瀬町にするには、皆さんが健康でなければならないと。そのためにはどうしたらいいのですかというような講習でもやれば、その区の高齢者等が比較的集まると思うのです。そこから話が進むのではないかなと、そういうことも私は必要だと思いますので、再度こんなふうなことが計画できるかどうかというふうなことについて。

それから次に、緊急情報システムの情報管理料金というふうなもので、31年度、164万8,000円、多分予算書にあるのです。これは対象をどこにしているのかなと、これわかれば。今までは希望だったのです。それ希望しないからという声がありました、あと補助金で出していましたよね。そこで、ちょっと例年より額が多いので、まず、今時点で何世帯それに加入しているかと、緊急情報システムを入れているかということ、それから、これからこれは要するに独居老人というところについて全世帯に広げていくのか。私の要望としては、これ料金は全額、町で、社会福祉費で負担すればどうかと、これ一番の緊急情報の発信の仕方だと思うのです。例えば、緊急情報キットとか何かペットボトルがありますよね。あれを冷蔵庫に入れておくとかいうのは、これずっと続けていると思うのですが、あれについても区によっては、区というのですか、一生懸命やられている民生委員さんには申しわけないのですけれども、説明が不足してて、あれが何かあったら外へ出してくださいとかという、ちょっと説明も受けたという方もいらっしゃるのです。同じ例えば75歳以上の方で、うちに来ていないよという人もいるわけなのです。だから、そんなふうなところ、これは民生委員さんの責任ということではありません。そんなふうなことも聞いているということなので、そういうところ、やはり緊急情報システムがあればすぐ消防署というところに通じると、それが一番安心なのではないかなと思いますので、これ町で全額負担でどうかと。

それから以前にも申しましたが、例えばどうしても体調が悪いというふうな人については、黄色い旗でも掲げるというふうなことも検討していただければ、長瀬町の人、住民が全員それを知っていれば、通学途上の児童が、あれ、あそこうち黄色い旗が立っていると、学校へ行って黄色い旗が立っていましたよというふうなことも言って、尊い生命を亡くすというふうなことはないのではないかなと思いますので。

幾つもあります、あと商工会の元気でのお助け事業、先ほども出ました。これについて、今年度予算が減らされたそうです、そのお助けにかかわる予算が。これは商工会の中かもしれません。私もこれに所属していますが、お助けに行ったときに大変な生活をしていらっしゃる方はたくさんいます。大変というのはいろいろな意味もあります。これやはりこの補助金をふやして、もう少し手厚い見守りができるようになればいいなと思っていますので、それが可能かどうか、これは商工会の中だけの予算になるかどうかはわかりませんが。

あと、ちょっと何とか研究所というので長い名前なので出しませんが、ごみ出し支援制度というのを全国でやっているそうです。全国1,741自治体で22.9%が行っていると。これから39%のところをそれを進めたいというふうなこともあります。実際問題として、ごみ出しに困っている人もいます。これはごみ出しでなくてもいいのですが、そんなふうな制度もできるのではないかなと。



あと最後にもう一点、これ私が一番言いたいことなのですが、町では高齢者福祉事業を社会福祉協議会に投げ出し過ぎていて、社協の負担が大きく、せつかくの事業が片肺飛行になっているような気がします。これは私の考えです。また、社会福祉協議会の仕事内容の精査を進めない限り、本来の社会福祉協議会の仕事内容が進められないのではないかと思っております。この社会福祉の中核をなす社会福祉協議会、ずっと続いていますが、中にいろんな団体があります。そんなふうな団体についての仕事もやっていたりするかどうか、それは本来の仕事ではないです。やはりそういうのを精査しないと、社会福祉協議会としての本来の仕事が進まないと思いますので、その点について町でどのようにお考えか質問します。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。何かいっぱいいただきましたので、私の答えられない範囲は、課長のほうでまた再度答弁させていただきます。

先ほどリーダーシップの問題が出てまいりました。あと参加を促す方法ですか、そういうことの中で私が一番思いましたのは、最初から大きな組織をつくるのではなくて、ご近所との茶飲み話ぐらいから始めて、それからだんだんと輪を広げていくという方法もあるのではないかなと思っております。30年度は、岩田でささえ愛岩田を発足させていただきましたけれども、31年度にまたがるのでしょうか、上長瀬あたりで今度ほっこりサロンというのが立ち上がったようでございます。これにつきましては、本当に最初は小さな輪からということでそれほど大きくない組織のようでございますので、そこからまた波及していつて、だんだん、だんだんと大きなものになっていくのではないかなと思っておりますので、そのような形で最初はちょっとしたお茶飲みか立ち話でも何でもいいですけれども、そうした交流から始まっていければ、何とかそうした形でいけるのではないかなという思いがいたしました。

それから、先ほどちょっとお話しし忘れましたけれども、長瀬町中でいろいろなサロンですとか事業をやっておりますけれども、いってんべえマップを各町に配布いたしました。これにつきましては、その地域だけではなくて、町で行っている事業なども入っておりますので、毎戸に配布させていただきましたから、その中で自分に合った事業を探し出して、足がないというお話でしたら、町のほうにお話ししていただければ送迎もしているようでございますので、ぜひそのような形でご利用いただけたらありがたいなと思っております。

それから、ごみ出し支援制度のお話もいただきましたけれども、これにつきましては、地域支え合いの中でこのようなことも私は可能なのではないかなと思っております。現にそうした支え合いを行っている地域もあるようでございますので、そうしたことがやはり支え合い、長瀬の一番の根本的なものではないかなと思っております。

それから、社協の負担が大きいという、やはり内容を精査するべきだというお話、私もこれにつきましては、町長であると同時に社協の会長でもございますので、どうしたものかなというような思いがしてありまして、今回村田議員のほうからご提案をいただいて、ありがたいなと思っているところでございまして、これにつきましては、今後町ともいろいろ相談をしながら、よりよい方向に向けられたらなと思っております。

それから、あと緊急情報システム、あと緊急情報キットですか、これにつきましては健康福祉課長のほうをお願いをしたいと思います。

あとお助け隊の予算につきまして、これは企財課長、よろしいでしょうか、よろしく願いいたします。

そんなことで、あとの質問に対しましては各課長に答弁させます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問の緊急情報キットでございます。緊急情報キットにつきましては、現在町で88台を持っておりまして、対象者につきましては、ひとり暮らしの高齢者でございます。利用料金につきましては無料でございます。

また、家族と暮らしているけれども、昼間だけ1人になってしまうというような世帯もこのごろはございまして、そういうご家庭につきましては貸し出しを行っております。この場合につきましては、料金は無料というわけではなく、料金を負担していただいているところでございます。希望している方で貸し出しをしているところでございます。

次に、緊急情報キット、ペットボトルを使ったものでございます。こちらにつきましては、災害、いろんなことが起きたときに、家庭の中には必ず冷蔵庫があるということで、その中に情報がいろいろ書いてある紙をペットボトルに入れて、町の場合ですと、ペットボトルに入れて置いてあります。これにつきましては、秩父管内1市4町、同じような形でやりとりさせていただいております。消防が入ったときに、そこにペットボトルがあれば、それを見て対処するという形のものです。これにつきましては、全てひとり暮らし老人に入っているという、ご本人のやっぱり同意とかもありますので、これらにつきましても引き続き周知を図ってまいれたらいいなと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員の再々質問にお答えをいたします。

お助け隊の補助金40万円のお話でございますけれども、ご質問といたしましては、補助金をふやして手厚い体制、その構築ができないかというお話だったかと思いますが、今年度も平成30年度の予算も40万円で、今回議案として上程をさせていただいております平成31年度の当初予算も40万円ということで当初予算の案を計上させていただいているところでございます。こちらにつきましては、補助金という性質もございまして、今回の予算編成をするに当たりましては、私たち企画財政課のほうで、補助金のお金の使い方ですとか、そういったものをしっかりと精査をさせていただいているところで、来年度も引き続き40万円ということで案をつくらせていただいているところでございます。実態といたしまして、先ほどもありましたけれども、商工会のお金を使っているところもお話をいただいているところでございますけれども、その点につきましては平成31年度の課題といたしまして、私たちのほうでそのような実態を改めて調査をし、精査をさせていただいた上で必要ということの判断となりましたら、増額のほうということも考えられるかなと思っておりますが、現時点では来年度当初予算は40万円の同額という形で上程をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の内山課長の答弁の中でなのですが、多分商工会の中で、またそのお金を出しているのがなくなってしまったとかそういう形だと思うのです。だから、とにかくお助けの中のお金が減らされたのと、実際担当者とお話をしたらそういうことだったので質問しました。

続きまして、観光振興について町長にお伺いします。

長瀬は、国指定名勝及び天然記念物長瀬の岩畳や宝登山、荒川の清流等の自然景観を活用し、さくら名所100選にも指定されている観光地であることはご存じのとおりです。また、訪れる観光客等もこの自然

に感動したり、親しみを感じ、また来ようと思っていただけていると思いますが、岩畳周辺や遊歩道が雑草で覆われていたり、桜の枝折れが目立っているため、観光資源のメンテナンスが必要ではないでしょうか。当町は、県立自然公園条例の特別地域に指定され、草木の伐採等は制限があるということは承知していますが、このまま放置してしまうと観光地のイメージダウンにつながり、観光客が減ってしまうことが危惧されますので、早急に対応する必要があると思いますが、その対策について伺います。

また、地域の景観の保持は、観光に携わる人にも積極的に取り組んでもらうべきと考えます。そうすることによって、観光に対する町民の理解も得られると思われますし、ボランティアが参加する意識も高まると考えられます。行政として、そのように主導する考えがあるか伺います。あわせて、町では全町観光地化を掲げて数年が経過しますが、その後どのように具体化し、進められているのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の観光振興についてのご質問にお答えいたします。

岩畳周辺の地域につきましては、県立長瀬玉淀自然公園や国指定名勝及び天然記念物長瀬の指定地域となっており、木や竹の伐採、そして土地の形状を変更する行為には大変厳しい規制や制限がございます。土地につきましても河川や民有地の部分もあるため、直接的な維持管理はしておりません。現在役場内の関係課と連携をして、関係機関に働きかけながら、どういう方法があるかを検討を始めたところでございます。

桜につきましては、観光協会に委託をして、枝折れなどの際には早急な対応をとっており、桜と松等を守る会による桜の植樹も行っております。また、村田議員のおっしゃるとおり、地域の景観の保持等は観光に携わる人が積極的に取り組んでもらうべきと考えますし、行動することにより、観光に対する町民の理解も得られると思われます。町としましても、観光協会や商工会が主体となって行動を起こしていただきたいと考えますので、その方向で進めさせていただきたいと思っております。

全町観光地化につきましては、町として一定の方向性を持って施策を展開していくことが重要であると考えておりますので、6月議会でも産業観光課長が答弁いたしました。来年度策定予定の観光振興計画の中で検討してまいりたいと考えております。新たな観光スポットとして有名になり、観光客が集まるようになるのには大変時間がかかります。もみじのライトアップも何年もの月日をかけ、継続的にプロモーション活動を展開してきた結果であります。観光スポットは、歴史や伝統や文化に根差していたり、地域住民にとって愛着のあるもの、長瀬町を訪れていただく人にとって魅力的なものでなくてはならないと思っております。いずれにいたしましても時間はかかると思いますが、長瀬地域以外でも観光できるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、あと1分ぐらいあると思いますが、提案だけ言います。

日本の中で、国立公園は34、国定公園は56カ所、県立自然公園は311カ所あります。その中で、長瀬は県立自然公園です。ここだけ発表して終わりにします。特別地域で許可を要する行為、樹木の損傷、動物の放出等、植物の植栽、播種、物の集積、貯蔵、たき火などは原則行えないとなっています。この自然公園法を調べてみたのですが、県立自然公園内の環境保全のために、木や竹や草の除伐等は知事の許可を受けて行われるとされている。このことから上長瀬の遊歩道整備もできるのではないかなと、あと申請次第では例えば草をむしると、そんなふうなことができるのではないかと。なぜかという、岩畳の藤の剪定を行っている、これは申請しているのかどうか。

それから、ライン下りといいますか、舟下り、これについても荒川という河川の形状を大きく変えるような変化させていじっていると。これは多分申請が通っているからだと思います。長瀬の岩畳を形状変更というより除伐ということができないのではないかなということを提案だけしておきます。

---

○議長（染野光谷君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

平成30年度予算の成果とその検証について町長に伺います。

平成30年度町長の施政方針では、第5次長瀬町総合振興計画の基本理念に基づき、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に資源を集中させ、まちづくりを推進することで、特に子育て支援、定住、移住関連施策については、引き続き推進すると述べられておりました。また、観光産業を軸とした地域の雇用の創出や新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化、「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援、町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造なども挙げられておりました。特に力を入れて取り組みたい事業では、多世代ふれ愛ベース長瀬を活用した事業、定住促進対策での公園の整備、コミュニティバスのプラン検討・策定、放課後子ども教室事業、中学生学力アップ事業、公共施設等の個別施設ごとの計画の策定、観光地としてさらなる魅力の向上、防犯灯の維持管理などなどがありました。今示した事業についての成果や評価を含めた検証結果と今後の方策について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。お示しいただいた事業についての成果や評価を含めた検証結果と今後の方策についてお答えいたします。

多世代ふれ愛ベース長瀬を活用した事業は、本施設を母子保健法に新たに指定された子育て世代包括支援センターとして、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行うため、各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導等を実施しております。平成31年度は、子育て世代包括支援センターとしての機能を週4日から週5日へと拡充し、よりきめ細やかに対応できる体制を整えてまいります。

また、子育て支援事業につきましては、出生数が少ない中でも前年度を上回る参加をいただいているほか、乳幼児健診等の母子保健事業や、定住自立圏事業のほっとハグくむママサロンの会場となったこともあり、町の子育て支援の拠点として認知されてきていると感じております。今後も引き続き各種事業を実施し、安心して子供を産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実させてまいります。

定住促進対策での公園の整備は、子育て世帯を中心とした若者世帯の定住を目的として整備を進めてまいりました長瀬、本野上、井戸の各地区公園が平成30年度末に完成いたします。今後はこれらの公園を町民の皆様に利用していただき、若者世帯の定住や町民の皆様の健康増進につなげていけるようPRをしてまいります。

コミュニティバスのプラン検討・策定は、町民と小学校5、6年生及び中学生を対象としたアンケート調査と公共交通に関するワークショップを3回実施し、公共交通に対する住民ニーズや運行ルート等を検討いたしました。平成31年度は、コミュニティバス運行の実証実験を行うとともに、公共交通網形成計画

を策定します。

放課後子ども教室事業は、放課後における児童の安全な居場所を確保するとともに、多様な学習体験活動を通して、豊かな人間性の育成を図ることを目的として平成30年4月から実施しております。対象児童は小学1年生から3年生までで、第一小学校で32人、第二小学校で18人の児童が入室しています。活動内容は、宿題、読書、集団での自由遊びのほか、季節を感じる工作や軽スポーツなどを行っています。企画行事にも工夫を凝らし、外部講師をお招きして絵画教室、ドッチビー体験、郷土芸能教室など文化的な活動からスポーツ活動まで幅広く実施をいたしました。また、夏休み期間中には全児童を対象とした理科おもしろ実験教室を3日間開催し、予想を大幅に上回る85名の参加者が学校や学年を超えて楽しんでいました。登録児童数や実施回数などは当初の見込みどおりとなっており、非常に実りのある成果がありました。平成31年度につきましても引き続き実施し、よりよい事業にしていまいります。

中学生学力アップ事業は、中学3年生を対象に、地域と学校の連携、協働による学習支援を行い、学習習慣の確立と数学と英語の基礎学力の定着を目指すことを目的として、平成30年4月から実施しております。実施は年間20回で、土曜日の午後に各1時間行いました。参加した生徒にアンケート調査を行ったところ、勉強に取り組む姿勢が積極的になった、基礎学力が向上し、テストの点数が伸びた等の意見があり、生徒自身で成果を認識していることがわかりました。その一方で、途中で参加しなくなってしまった生徒がいたり、文化祭等の行事と重なり、参加者が少なくなってしまった回があったりしたことなどから、平成31年度は実施時期や回数、内容について再検討し、生徒の参加意欲を持続できるよう工夫し、より有意義な事業にしていまいります。

公共施設等の個別施設ごとの計画の策定は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等を図るため、施設ごとに劣化状況等の点検、評価を行い、改修、更新時期などを検討し、ライフサイクルコストの算定、施設別ロードマップを作成します。平成30年度は、特に老朽化の著しい10施設を対象として実施し、平成31年度は残りの26施設を対象として実施いたします。

観光地としてさらなる魅力の向上は、観光協会と連携をしながら観光プロモーションを実施した上、パンフレット、ナガトロプラスのリニューアルを行い、最新の情報発信を実施しました。また、旧長瀬駐在所跡地に、休息スペースとしてあずまやを設置しました。紅葉シーズンは、長瀬町観光協会主催による長瀬紅葉まつりに協力して渋滞対策を実施し、観光客だけでなく、地元町民の観光に対する理解の向上に努めました。今後は、町として一定の方向性を持って施策を展開していくことが重要であると考えておりますので、観光振興計画を策定してまいります。

防犯灯の維持管理は、故障してしまった10基ほどのLEDライトの交換を行っています。今後商工会の街路灯撤去に伴い、暗くなる場所への防犯灯の移設等による調整を行ってまいります。

いずれの事業につきましても、平成30年度の事業を執行しているところであり、最終的な評価、検証をしているわけではありませんが、予算編成時点での評価、検証に基づき、平成31年度当初予算案を策定しております。平成30年度終了後、改めて評価、検証の上、各事業を実施してまいります。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま町長から、成果や現時点での評価、今後の対応策などについても答弁をいただきました。今回の質問では、この後始まる予算審議に向けて、まずは平成30年度の施政方針をどこまで推進できたのか、そして継続してきた子育て支援や定住、移住促進施策、特に力を入れて取り組みたい新規事業などに対する評価や検証結果はいかなるものかを確認するために伺いました。もちろん平成31年

度の予算は、これまでの事業の成果や効果を評価、検証した上でなければ組めないと思います。今までやってきても成果がなかったものについては、廃止、または改善する、計画どおり、または計画以上の効果があったものは、継続、もしくはさらに増額して取り組んでいく、そして今現在の時代の情勢や町の方向性などを考えて新たな事業にも挑戦していかなければならないと思います。今回の質問に対する答弁を吟味いたしまして、改めてあす以降の予算審議で質疑や判断をしたいと思いますが、再質問といたしまして、質問をした内容が多岐にわたっておりますので、何点かについて再度簡単に伺わせていただきたいと思います。

答弁では、観光産業を軸とした地域の雇用創出については特になかったかなと思いますが、もしこちら、何か事業として行ったことがあれば伺わせていただきます。こちらについては、単純に観光客がふえれば少なからず雇用はふえていきます。重要なのは、正規社員や常時雇用をふやしていくことだと考えております。それには、閑散期がなくなるような施策で雇用を安定させることや、宿泊者をふやすことで総就業時間をふやすことなどが必要なのではないのでしょうか。そして、それらは結果、移住や定住、そして税収に結びつくものでありますので、観光協会は多くのソフト事業を展開しておりますので、これらハードに当たる整備の部分については町が主体で率先して行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次にもう一点、「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援としては、施政方針を聞きましても長瀬町独自のものというのは特にないようですが、やはり周りの未婚の友達に聞いても、出会いが少ないというのが一番の課題と感じますので、出会いをふやす婚活事業などが必要だと思います。町として社協のみに頼るのではなく、ほかの団体や町としても新たな目線で新たな企画をしていくことが必要ではないでしょうか。

もう一点、コミュニティバスのプラン検討については、プランの検討が終わったというところで、平成31年度予算の中に公共交通網形成計画事業支援業務委託料やコミュニティバス実証実験委託料1,000万円があるのかと思いますが、交通網形成計画事業については、どこがいつまでに策定し、実証実験につきましては例えば車両代、燃料代、人件費、実験期間などどこまでが委託料に入っていて、この金額が試算されたのでしょうか。また、コミュニティバスの課題としては、人件費や燃料費が日々かかることが課題でもあります。今回のバスとはどのような車両を検討し、人件費についてはどう考えているのでしょうか。

あと2点、観光地としてのさらなる魅力の向上については、先ほど村田議員の質問の中でもありましたが、私も以前の質問でも岩畳の整備等についてはできるような話をさせていただいておりましたが、現存する資源をブラッシュアップすることはすぐに始めていくべきかと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

最後に、これはもう先ほども何回も出ています防犯灯の話です。こちら防犯灯の維持管理について、しっかりと施政方針等にも出ておるようでもございますが、商工関係の街路灯が151個あったものが、私が聞いている中では22個に減るようでございます。最近の住民の方の話でも、もう十数名の方から暗くなった、防犯上よくないのではないかと、安心、安全な町ではないよねなどの意見が寄せられております。こちらについても今までは商工会員などによって約150本の電気がついてたわけであって、これらは今まで町も商工会に頼っていたというのか、今まで電気があったからよかったとは思いますが、これからこの電気が消えたことで、商工会がつけていたものがなくなったことで暗くなって、防犯灯をつけなくてはということになった場合に、防犯灯というのは地域における犯罪を未然に防止するために設置されるものが目的であって、何かあってからでは遅いわけでございます。こういったことも考慮していただいて、今回の

明かりの問題については、町として安心して快適に暮らせる町として、そこに自信を持って言えることなのか、それともやはり今回もいろんな意見が出る中で、改めて優先してやっていくべきだと思ったことなのか、それらについて伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

観光産業を軸としたというお話の中で正規社員の話が出てまいりました。確かに閑散期がございますので、なかなか正規社員を雇えないという実情は私としてもしっかりと把握しておるつもりでございます。

それから、結婚、出会いですか、これにつきましても今一生懸命社協はもう本当に長くやっていただいて、その中で成果も出ております。しかし、それに加えて、今度はジュノールと埼玉県で行っておりますので、この3つの各事業を組み合わせ、マッチングできればいいかなと思っていますけれども、そうした中でそうしたところにどんどん出向いていただいて、出会いの場所をつくっていただければいいかなと思っていますので、そのようなことで進めさせていただきたいと思っています。

それから、コミュニティバスにつきましては、企財のほうに回答をお願いしたいと思います。

また、防犯灯につきましては、先ほどから何度もお答えさせていただいておりますけれども、街路灯を撤去されて、これから防犯灯を、町としてはしっかりと精査しながら進めてまいりたいと思っています。何しろ突然商工会のほうから言われたものですから、降って湧いたような課題となったわけでございまして、これにつきましては今後しっかりと進めてまいりたいと思っています。

その中で、一番最初にいただいた閑散期のお話でございますけれども、実は昨年から4回でしたか、関東財務局が主になりまして、国と県と秩父地域4町の若手職員による町の課題をこれからどうしていかうかというような話し合い、プロジェクトチームをつくっていただいて、これからの未来について話し合っていました。そして、3月1日に、そのプレゼンがあったわけでございますけれども、長瀨町は観光について皆さんにお考えいただく中で、閑散期についての話も出てまいりました。一番の軸は、温泉をつくるべきだというお話でございましたけれども、そのほかにもいろいろとご提案をいただいておりますので、これに沿って、また、できることから進めていきたいなと思っています。各町から若手職員が4名出たのですが、その4名を4町に1人ずつ張りつけさせていただく中で、ですので長瀨町の観光について4町1名ずつと、それから関東財務局、そして県の振興センターの職員、それぞれで1つの町で何名でしたか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、4の4で8名ぐらいだったのかな。各町の課題を洗い出すということでやっていただきまして、そのプレゼンの中で大変いい意見もたくさんございましたので、そうした閑散期につきましても、これからできることから進めていきたいなと思っていますところでございます。また、町の若手職員によるプロジェクトチーム、長瀨町のこれから未来をどうするかということで、長瀨町未来づくりプロジェクトチームの中でもこれは出ておりますので、町の職員、そしてまた国、県、いろいろな皆さんのご意見を聞きながら、この閑散期についての問題、課題に取り組んでまいりたいと思っています。

コミュニティバスの実験につきましては、企財のほうにお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再質問にお答えをいたします。

コミュニティバスの関係のご質問でございますけれども、まず1点目、公共交通網の計画策定業務、こ

こちらにつきましては、今年度、昨年度も同様でございますが、来年度もものづくり大学に委託をいたしまして、来年度中に策定をさせていただく予定となっております。

2点目の実証実験に係る費用1,000万円の積算についてということでございますけれども、当該委託料につきましては地方創生推進交付金という国庫補助金を2分の1活用させていただいて、それを財源として事業を実施させていただくものでございまして、現在考えている案といたしましては、実証実験につきましては時期を二月ほど<sup>ふたつき</sup>ということに今考えているところでございます。その1,000万円の範囲の中で、もちろん人件費であったりですか、燃料費であったりした部分は賄うというか、積算をさせていただいた中で、この1,000万円の中で実証実験はやらさせていただくということに今考えているところでございます。こちらにつきましては、最初地方創生推進交付金を活用するに当たり、内閣府に計画を出すに当たって、実証実験につきまして1,000万円ほどの予算で実証するという計画となっていたところもございまして、この金額を来年度の予算案で計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいまの質問に対して答弁、またいただきましたが、実証実験についても、まだどこがやるかというのは決まっていないということでしょうか。

それと、予算審議では意見が言えないので一般質問で伺いますが、以前に国交省からの3分の2の補助金が出るグリーンスローモビリティの導入の話をご非公式という形で提案してみましたが、こちらは活用しなかったということでしょうか。また、活用しなかった場合に、その理由ももし教えていただければ伺いまして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員の再々質問にお答えをいたします。

実証実験の委託先といいますか、お願いするところは、今現在調整中という形になってございますので、調整次第という形になりますので、ご理解をいただければと思います。

2点目の、グリーンスローモビリティのお話でございますけれども、こちらにつきましては、まず私たちの考えといたしますと、公共交通を整備するに当たりましては、第一に町民の足となるコミュニティバスの運行を念頭に置かせていただいているところでございます。ですので、来年度は、そのための実証実験を行うこととさせていただいております。その中で課題が出てくるかと思っておりますので、その課題等を検討するという事で平成32年度以降の町の公共交通のあり方を議論をして考えていくことになろうかと考えているところです。

ご提案いただきましたグリーンスローモビリティにつきましては、時速20キロ未満で公道を走ることができる4人乗り以上の電動自動車ということでございますので、交通量が少なく、かつ比較的狭いエリアで運行することが望ましい車両なのではないかということで認識をさせていただいております。こちらにつきましては、今年度全国で実証調査を実施している地域がございますので、その実施調査の状況を確認させていただくとともに、私たちのほうで実施をさせていただきます来年度のコミュニティバスの実証実験の結果を踏まえながら、グリーンスローモビリティの導入につきましては考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。



休憩 午後零時 11 分

再開 午後 1 時 15 分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（染野光谷君） 次に、3 番、野原隆男君の質問を許します。

3 番、野原隆男君。

○3 番（野原隆男君） 通告に従って質問させていただきます。

ハイキングコースの案内板等の整備について産業観光課長にお伺いいたします。

ながとろ遊々ハイキングマップには、町内の 7 コースが紹介されています。そこに掲載されている長瀬北アルプスコースはルートは設定されていますが、案内板等が整備されていないためコースがわからないハイカーもいるようで、地元の人が道を尋ねられると聞いています。山歩きのブームで長瀬町を訪れるハイカーは年々増加しています。安全にハイキングを楽しんでもらうために案内板等を整備し、受け入れ態勢を充実する必要があると思いますので、案内板等の設置を含め、現在どのような事業を進めているかお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員のハイキングコースの案内板等の整備についてのご質問にお答えいたします。

最初に、ながとろ遊々ハイキングマップについてでございますが、環境省の長距離自然歩道構想に基づき、関東地方の 1 都 6 県が整備した関東ふれあいの道やふるさと歩道を初め、愛好家が設定したコースやイベントで設定されているコースなど、比較的認知度の高いコースを平成 27 年度にまとめたものでございます。一般的にハイキングコースは民有地が多く、町界をまたぐこともあります。

ご質問でございます長瀬北アルプスコースは 1 市 3 町、本庄市、皆野町、美里町、寄居町にまたがる長距離のコースであるため、整備をする場合、地権者の承諾のほか複数の団体との調整が必要となります。また、長瀬北アルプスコースはコース延長が長く、平均所要時間が 6 時間であることから、町内の観光スポットに寄るというよりは、単純に山を楽しむ目的や健康維持増進を目的としたハイカーが利用するコースと考えられます。それに起因してか、秩父鉄道のハイキングのイベント以外での登山者は余り耳にすることもなく、町や観光協会の問い合わせも年間に数件あるかないかのようにございます。

さらに、近年はさまざまなハイキングコースを紹介したウェブサイトも充実しており、ハイカーみずから情報収集できる環境が整っておりますので、現在町として看板設置の予定はございません。

○議長（染野光谷君） 3 番、野原隆男君。

○3 番（野原隆男君） ただいまの産業観光課長の答弁に対して確認と質問をさせていただきます。

ながとろ遊々ハイキングマップは、長瀬町発行で 2016 年 3 月に作成されていますが、現在は在庫がないのか、産業観光課からは A 3 サイズの縮小カラーコピーが配付されているようです。

1つ目の質問ですが、長瀬アルプスコースは関係者のご協力により、マップや観光トイレや案内板等や登山道等は最もよく整備されていると感じています。

一方、長瀬北アルプスコースは案内板等が非常に少ないと聞いています。特に、同コースのマップでは榎峠から波久礼駅まで尾根コースだけの表示となっているため、矢那瀬住宅地から大月峠ルートやツク坂峠ルートなどの表示がありませんが、矢那瀬地区にも案内板等は設置はされておりません。寄居町のハイキングマップでは、長瀬北アルプスコースの尾根コースに大月峠やツク坂峠などが少し表示されています。登山ブームや山城ブームと思われますが、長瀬北アルプスコースや同コースの尾根コースを避けて樋口方面から波久礼方面へ歩いてきた登山者が、虎ヶ岡城や仲山城や神社への登山口を地元住民に聞いているのを見受けます。今後波久礼駅歩道の完成などに伴い、長瀬北アルプスコースの登山客の増加がより多く見受けられますので、そこで長瀬北アルプスコースの登山道整備計画や2016年3月に作成したながとろ遊々ハイキングマップのリニューアル計画等について伺います。

今回の議会質問に関連して、私も皆野町、寄居町、美里町作成のハイキングマップを収集して検証してみました。私は、この検証で各行政エリアの垣根を超えたハイキングマップの必要性を強く感じました。ハイキングコースの尾根道は行政境となる場所が多く見受けられます。行政間の予算面やマップスペース等の問題はありますが、ぜひ関係行政や観光協会と協議を行い、行政エリアの垣根をなくした横断的で見やすく活用しやすい行政エリアに縛られないハイキングマップ作成の考えがあるのか伺います。もちろんこの中には2016年3月作成のながとろ遊々ハイキングマップのリニューアル計画も含んでいます。また、現在長瀬町観光協会で配布しているリーフレットは、ながとろ遊々ハイキングマップおすすめコース、マップはA4サイズで、長瀬アルプスコース、宝登山ハイキングコース、岩畳1周コースの野土山・権田山コース、金ヶ嶽ハイキングコース、5つのコースのみが記載されています。文字、サイズも大きく利用しやすいリーフレットだと思います。長瀬町観光協会と長瀬北アルプスコースや岩根山コースのマップをつくる計画を含め、協議等実施しているのか伺います。

2つ目の質問は、増加する登山客に関連した質問をさせていただきます。土日祝日の長瀬町役場の駐車場に関する質問です。近ごろ土日祝日の長瀬町役場は、朝9時ごろまでに6割以上が車で埋まっている場合があります。最近はマイクロバスも駐車しています。SNSでは、無料駐車場として長瀬町役場駐車場が紹介されています。このような状況となっている現在、行政としてどのような方向性や将来像を描いているのか伺います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

ハイキングのマップのリニューアルというご質問が1点あったかと思いますが、野原議員が言われることはこのようなものだと思います。このパンフレットにつきましては、協会のほうで発行しているものになりますので、今のところ町としましてはリニューアル等は考えておりません。

それと、他団体の協議ということでございますが、現在ほかの関連する団体、市町から何とかしようという、今のところお話はございませんので、そのような風向きになった場合は検討していかなければいけないかなと思いますが、今の現段階では検討、その辺は協議は行わない状況にあります。それにしましては、先ほどもお答えしたとおりでございますが、ハイキングコースを紹介したウェブサイト等がありまして、登山、ハイキングする方もスマホ等をお持ちになっていると思いますので、その辺で十分情報はとれるかと思いますが、全体的にはマップのリニューアル等含めて、今のところ予定をしております。

ん。

それと、町の駐車場のことに関しましては、産業観光課は所管課ではありませんので、企画財政課のほうでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 野原議員の再質問にお答えをいたします。

土日祝日の長瀬町役場の駐車場のあり方についてのご質問でございますけれども、現在長瀬町役場におかれましては、ご承知のとおり、土日においても各種届け出の受け付けを行っていることもございまして、その際、来庁されたお客様の駐車場として開放させていただいているほか、隣接する中学校で野球などの大会があった場合につきましても駐車場として利用させていただいているという状況でございます。この点につきましては、そういった利用にするに当たりまして町民の方々から駐車場として使えないという意見を現状いただいていないということで認識をさせていただいてございますので、引き続き今の運用の仕方をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 昨年ですか、12月29日に長瀬アルプスコースの万福寺コースで登山者が風に飛ばされた帽子をとろうとして山肌を滑落して死亡されました。本当に痛ましい事故だったと思います。事故当時は年末年始となっていました、この事故で行政としての対応があったのか、またこの事故を教訓として事故後に同様な事故を起こさないよう防止対策を実施したのか、また検討中なのか、あれば現状についてお伺いいたします。

2つ目は、長瀬町が発行した2016年ながとろハイキングマップに記載されている登山道の届け出状況についてお伺いいたします。ハイキングマップでは、登山届提出をお願いしています。そこで、長瀬町観光情報館の登山ポストの届け出状況についてちょっとお聞きしたいと思います。また、長瀬町の登山届規定等の有無や規定などがある場合は内容についてもお伺いいたします。

また、3つ目は、ちょっと長瀬町では一番登山客が多いのは長瀬アルプスコースだと思いますが、登山届ポストが長瀬町観光情報館だけとなっています。問題はないのでしょうか。私の知る限りでは、万福寺側から登山客も非常に多く、また長瀬町役場の駐車場は万福寺側からの登山の方が多く利用していると感じています。現在は、登山ポスト設置は長瀬駅前だけとなっていますが、行政の登山ポストに対する考え方、また、観光客や登山家の皆さんの安全を最優先に、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

もし、どうしても看板とかそういうものがないようでしたら、うちの家のめぐりは商工会の防犯灯がなくなっただけですと100メートルや200メートル、あとはないわけで、そのめぐりにはLEDの電柱が立ってついているわけで、うちのところだけちょっとないだけなので、できたらひとつお願いしたいと思っているわけなのですが、区長さんのほうへ頼みであるのですが、話が違いますけれども、その電柱を使って看板を一応登山客のためにやってもらいたいということで終わります。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、暮れに起きた長瀬アルプスの転落事故ですが、大変悲しい出来事だと思います。それに行政が何か対策をしたかということでございますが、町のほうとしてはその転落したところは確認し

ておりますが、ハイキングの人の個人、こういう言い方は悪いかもしれないが、自己責任のもとでやっていただかないと、行政のほうでそこまで手を出せないという状況にあります。実質的には、最終的には扱うのが消防、警察となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと登山届のポストの件でございますが、登山届のポストが県内で41カ所設置されております。長瀬は議員のおっしゃるとおり、長瀬の観光協会ということで1カ所になっております。ポストの利用状況でございますが、確認をしたところ、ほとんど提出がありませんという回答が協会のほうから来ております。これは、ポストがなくても、今埼玉警察や山岳救助隊で案内をしておりまして、山岳救助隊ニュースというこんなものもあるのですけれども、この中にスマートフォンの普及により事前にパソコンなりからとかスマホから県警のほうに届け出るアプリがあるそうなので、そちらをご活用くださいということでございます。町としては、特に登山届の規定はございませんので、こちらのアプリ等を使っていれば十分対応できるかなというふうに考えておりますので、町としては、町が主導で置くということはないと思いますが、警察からの要請等がありましたときには設置場所については検討をしてみたいと思います。

あとは、ちょっと質問とは中身と違うのですが、案内板ということを言われておりますが、仮に町がつけるとなると、絶対動かないものにしないと設置者の管理責任が問われることになります。こういった場合、費用も莫大な費用がかかるということもありまして、先ほどもお答えしたとおり、看板のほうの設置は今のところ予定をしておりません。

以上でございます。

---

○議長（染野光谷君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村勉です。質問をいたします。

これで3回目になるかと思うのですが、国保税の多子世帯の均等割減免の再検討をぜひ町長にお願いしたいと思っております。

12月議会では、国保税の多子世帯の均等割減免の導入は新たな財源を求める必要があり、難しいと回答がありました。しかし、国保に加入している住民は、年金を主な収入としている人や生活が不安定な人が非常に多いわけであります。また、10月には消費税10%ということで、住民の生活はさらに苦しさが増す。このことを考えると、皆野町や小鹿野町で実施するようにしている多子世帯に対する均等割の減免、これは必要なことではないかというふうに考えておりますけれども、特に子育て支援の施策、こういう観点からぜひとも導入の検討をしてもらえよう伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の国保税の多子世帯の均等割減免の再検討についてのご質問にお答えいたします。

12月議会でもお答えいたしましたが、現状新規での軽減策は考えておりません。議員ご指摘のとおり、郡内2町で平成31年度より第3子以降の均等割軽減策を導入する予定となっておりますが、当町の保険税は県内でも低く抑えられております。国保税に対する軽減につきましても中低所得者に対する軽減措置の拡充を行いながら、平成30年度において国民健康保険の税率を変更せずに事業の運営を行っております。

す。また、平成31年度につきましても税率を変更せずに運営できるよう当初予算を編成いたしたところがあります。しかし、県による激変緩和措置は平成30年度から平成35年度までの6年間に限り実施される予定であり、それ以降については新たな支援策が創設されない限り、歳入が減少するため現在の税率や算定方式がいつまで継続できるか不透明な部分もございます。これらを踏まえまして、当町としては引き続き近隣市町村の軽減に対する動向をしっかりと見きわめ、県が示す標準的な算定方式である2方式への移行を見据え、当町の実態に即した税率設定や負担軽減策の導入を行い、急激な保険税上昇とならないようにすることが必要であると考えております。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 田村です。町長の答弁にあったように、長瀬町はいろんな努力をして、県下の中でも国保税は安いということなのですけれども、県下で比較するとそういうことなのですけれども、私も日本共産党長瀬支部では、この間アンケートを町民の皆さんに配って、そしてその結果を集約してみたのですが、一番町民が望むことは人口減対策、これが一番多いのです。2番目に介護保険料、3番目に国保税。介護保険料は52%の人が軽減してもらいたい、国保税は48%の人が軽減してもらいたい、つまり町民の中でも国保税に対する負担感というのは非常に重いわけなのです。責任を言えば、これはもともと国の責任です。1984年、昭和59年でしょうか、このころからどんどん国の補助金というか、お金を減らして、当時五、六十%は国から出ていたわけですが、実際今は2割ぐらいということで、ご承知のように今年度からですか、いわゆる都道府県が管理運営すると。もちろん全部ではないわけですが、という方式に変わってきたと。

その中で、全国の知事会や、あるいは市長会の中でも国のそういう対応に対して声を上げているわけなのです。私、これ手元にあるのは、これは国民健康保険中央会会長をしている高知市長にしんぶん赤旗の記者がインタビューしたわけです。その中で彼は何と言っているかというと、赤字財政が続いている国保に対し、今年度から国の3,400億円の支援が始まりましたが、国保制度を維持していくには新たにもっと公費支援が必要だと国に求めています。これは知事会で1兆円必要だというわけです。制度創設から半世紀以上たった今、国保加入者の多くは現役を退いた年金生活者や自営業、非正規労働者など、自営業がもうかる時代ではないので、加入者の多くは所得の低い人ばかりという状況になっています。それが国保の財政基盤を非常に弱くしており、所得が低い上に保険税率は被用者保険と比べても高く、国保加入者の負担も限界に近づいている。全国知事会のように1兆円という金額まではいきませんが、全国市長会としても一貫して一定の公費拡充を要望していますと。では、その新たな支援のための財源はどうか。国は財政難を繰り返し言いますが、財政のことで言えば大企業への法人減税はこの間ちょっと下げ過ぎたのではないかという感覚を個人的には持っています。検証すべきではないかと。国保料には世帯の人数1人につき一定額を加算する均等割がある。単純な掛け算になっているので、子供が多い世帯ほど負担が重くなる。保育、幼児教育の無償化など、これから子供を産み育てやすいよう少子化対策をやっているときです。それだけに子供の数の多い世帯の均等割については、制度上見直したほうがいいのかというふうなことを述べているわけなのです。

大もとは、やっぱり国のそういう社会保障の削りにあるわけですが、国保の均等割の部分、これは協会けんぽというのがありますが、要するに中小業者の人たちが加入する協会けんぽ。今読み上げた中にも出てきましたけれども、協会けんぽと比べても国保というのは非常に高いということで、それで協会けんぽにはご承知のように均等割も家族割もないわけです。長瀬町の場合をちょっと協会けんぽと

比べてみますと、これは一つのモデルケースですけれども、年収400万円で4人家族といった場合に、国保料と協会けんぽとどのくらい違うかという、国保料は長瀬町の場合は23万6,580円と、協会けんぽは19万7,000円と相当の差があるわけです。今私が伺っているのは、これは今言った数字は均等割、平等割、全部とってしまった場合にそういうあれなわけです。つまり国保料が23万6,580円に対して協会けんぽが19万7,000円と。全部いわゆる均等割、平等割とった場合なのですからけれども、私が今伺っているのは、均等割、平等割の中で小鹿野町や、それから隣の皆野町でやっているのは第3子の均等割を町が負担しようではないかという考えで4月からそういうふうになっているのです。そういう意味で、少子高齢化、子育て支援という政策との関係で見ても、これはもう財政というか、町長自身がその気になれば、これは可能なのではないかと。もちろんさっきの答弁にあったように、国保は県に移管して、県の中から出てくる標準納付率だとかそういうのが向こうから示されるというようなことがあって、その変動があって、さっき言ったように6年間激変緩和措置もその限りしかないというふうなことになる、不確定要素があるから難しい面はあるかもしれないけれども、少なくとも多子世帯、第3子からその分を町で負担するということとは可能なのではないかということで、一つの例として、これは岩手県の宮古市が均等割を免除したという話なのですからけれども、その財源を、これは長瀬町はどうだかわかりませんが、ふるさと寄附金、市長におまかせというのがあるらしくて、そこを財源にしているらしいのです。いずれにしろ、皆野町でもそうですけれども、対象世帯が非常に少なく、財政的にも負担が余りならないのではないかと。もう一方で、やはり非常に子育て世帯の中で足かせになっているのがこの均等割の部分だということなので、改めて私が今報告したようなことを踏まえて前向きな答弁がいただけると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

長瀬町では、郡内の市町村に先駆けて町内在住の18歳以下の対象者の医療に要した費用を子ども医療として給付を行っております。少子高齢化対策を実施するならば、国民健康保険加入者の子供だけが恩恵を受ける制度ではなくて、町内に移住している子供のいる世帯が受け入れられるような施策を今後も模索し、子育てしやすい町としていきたいと考えております。町全体の財政バランスや国民健康保険に加入していない方との負担の公平性などを鑑みますと、やはり現状のままでは難しいと思います。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 田村です。まさに町長が言うように、18歳までの医療費の無料化、これは非常に好評で、そしてやっぱり秩父の中の1市4町の中で先駆けてこの長瀬町がやったわけです。これが全部伝播して1市4町、昨年の10月には秩父市もこれを実行するというのもって非常に大きな役割を果たしたと思うのです。これに引き続いて、やっぱりこの問題なのですが、町長は前の議会でも述べていましたけれども、1つは財政のバランスの上から見てどうなのかと、もう一つは国保に加入していない人の不公平性はどうなのだというふうなことをこれを実施する上での困難性として捉えました。

ところが、1つは、先ほど言ったように財政的にはそうは大きな負担にはならないのではないかと。たしか、聞くとところによると、皆野町では19世帯だったかな、第3子の均等割の免除する対象世帯というか。

それから、もう一つ考えなくてはいけないのは、国保に加入していないところとのいわゆる負担の公正性の問題ですけれども、やっぱり町長は町民全体のことを考えるからそういうようなのが出てくるのだと思うのですけれども、それにしてもこの間配られた「広報ながとろ」でいうと、今長瀬町の中の世帯数は

2,917戸です。それに対して、これは国保に加入したのは昨年度のあれかな、2018年だったので1,175世帯、何と40.28%の人が国保に入っているわけです。いわば町民の半数近くが国保に入っているという点で考えたりすると、これは負担を、例えばさっき言った協会けんぽに入っている人だとか、あるいは教員や、あるいは公務員が入っている共済だとかいろいろあると思うのですけれども、その都度考えて、このところに執行権を握っている町長が判断をして執行して、町民の中からそれは不公平だという声は私は上がってこないと思うのです。だから、問題はここで、やっぱりさっき言ったように負担感が多い国保税を何とか少しでも軽減しようではないかと。もともとは国がそういうふうに削ってきた結果なのだけれども、国のそういう悪政の防波堤になるのが地方自治体の役割なのではないかというふうに私は思うのです。そういう点で、ぜひ今私が伺っているのは第3子の無料なのだけれども、財源問題もちろんありますから、規模もあるでしょうから、どういうふうにするかは執行のほうで考えていただくとして、前向きに検討してやっぱりやっていくというふうな形で答弁をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほどから申し上げおりますとおりでございまして、国民健康保険に加入していない方の存在を考えますと、安易に一般会計からの法定外繰り入れをすべきではないと考えております。

また、先ほどから国の悪政というお話がございました。ぜひ、皆さんで協力し合って、その国の悪政を正していくように私たちも頑張らなければなりませんけれども、共産党さんにもぜひお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 国保これで終わりですね。

○議長（染野光谷君） はい。

○2番（田村 勉君） 次に行きたいと思います。

これも3回目でしょうか、甌穴の文化財としての保護方針。井戸の甌穴については、6月議会で平成10年3月に作成した名勝及び天然記念物「長瀬」保存活用計画策定報告書の改定に向けて基本方針の検討をしていると回答を受けましたが、しばらく時間がたっていますので、現在はどんな状況なのか、進捗状況、また平成31年度において甌穴の文化財としての保護事業などについて予定があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の甌穴の文化財としての保護方針についてのご質問にお答えいたします。

保存活用計画の改定作業と甌穴の保護事業についてですが、昨年6月議会で答弁いたしましたとおり、保存活用計画の見直しを実施するに当たり、改定に係る経費が国庫補助金の対象になることから、平成31年度の補助金申請に向けて事業計画の作成及び予算の積算等の事務を進める中で事前に文化庁のヒアリングを受けるため、6月議会終了後の7月に県の文化資源課職員に同行していただき、教育委員会職員が文化庁の担当技官のヒアリングを受けてまいりました。ヒアリングでは、まず改定に着手する前段階として、平成10年3月に策定された既存の保存活用計画について計画どおりに進めてきたか等の検証を行い、内容を精査し、あわせて新たな保存活用計画の改定に向けて事務量も相当多くなることから、まずは職員体制を整えてから着手すべきである等の幾つかの指摘を受けました。このため、文化庁の指摘事項を解決するには、名勝及び天然記念物「長瀬」保存活用計画策定報告書の全面見直しが必要となりました。そのため、

事前の準備作業等が必要と判断し、6月議会で答弁いたしました基本方針の決定及び予算要求の期間変更をせざるを得なくなりました。今後は来年度からの準備作業に向けて進めてまいります、あわせて保存活用計画の対象となる国指定の名勝、天然記念物長瀬は指定されている範囲が広範囲であり、河川区域や県立長瀬玉淀自然公園にも指定されているため、複数の法令制度等の調整も必要になることから、改定作業を単年度事業として行うことは難しく、平成31年は検証及び準備期間として、その後2年をかけて改定作業となると考えています。

また、甌穴の文化財としての保護事業につきましては、新たな保存活用計画に具体的に記載した事業でなければ実施できないことから、改定に合わせて事業を計画するため、平成31年度におきましては特に事業は予定しておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。なかなか簡単でないということがよくわかりました。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 再質問をいたします。

6月のところからやっぱり頑張っているいろいろと進めてきている、新たな困難というか、そういうものもわかってきたということだろうと思います。改めて、私は新聞の記事にも載った、長瀬の問題ではないのですけれども、これは前にもちょっと申し上げた嵐山溪谷にある甌穴、その問題について近所に住んでいる人が小さいころよく遊んだと、何とも言えない独特な雰囲気を感じることができると、冒険心をくすぐられる場所だというふうなことを述べていたり、嵐山町の甌穴は嵐山町の文化財に指定されたというふうなことにもなっています。そして、今これは新しいあれですけれども、埼玉新聞の2月28日、こういう記事が載っているのです。長瀬町長瀬の県立自然博物館は3月1日から4月28日まで約1,500万年前に秩父に広がっていた太古の海、古秩父湾の地層をめぐる「こちちぶわんスタンプラリー」を秩父地域で開催すると。古秩父湾の様子が観察できる地層を発見し、近くのスタンプ設置場所でスタンプ用紙にスタンプを押す。スタンプ用紙はスタンプ設置場所などで入手でき、同館ホームページから印刷できる。全6カ所のうち、スタンプ3個で同館オリジナル缶バッジが1個、スタンプ6個で缶バッジが1個さらにもらえるほか、抽選で20人に実物のサメの歯の化石もプレゼントする。スタンプの設置場所は地層、前原の不整合、これは皆野町が道の駅みな、取方の大露頭、これは秩父市、吉田取方総合運動公園体育館入り口、ようばけ、これは小鹿野、おがの化石館、犬木の不整合など、こういうところでもって、ちょっと不正確かもしれませんが缶バッジをつけてスタンプラリーのところを回っていくと。前にも私申し上げたと思いますけれども、長瀬にある県立博物館には本当にこんな直径20センチぐらいの真ん丸の石が1個置いてあるのです。これがいわゆる甌穴の中でもってつくられた石で、それが全体で百数十個というすごい数あるらしいのです。これ見るだけで人を圧倒するような中身だと思うのです。非常に貴重な文化財であり、また観光資源でもあると思うのです。博物館の人も言っていましたけれども、これを実際に文化庁に認めてもらってやるためには、やっぱりそれを抱えている自治体が困難さがわかったと言いましたけれども、困難さを乗り越えるぐらいの気持ちを持って取り組むということが求められると思うのです。そういう点で、最後になりますけれども、町長のほうの決意を伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

甌穴につきましては、長瀬町の観光としても大変貴重な資源だと常々思っておりまして、今回、この事業を始めたところでございますので、しっかりと最後まで進めさせていただきたいと思っております。



以上です。

---

○議長（染野光谷君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 土地の管理と情報提供について町長にお伺いいたします。

町内には管理が徹底されていない雑種地や遊休農地等があちこちに点在し、土地が有効活用されていないと思われます。農地は農業委員会の許可が必要であり、開発行為に該当する土地であれば届け出が必要なのですが、当町は土地利用計画が明確になっていないため、土地の全体利用の方向性が住民や移住、定住者に理解されていないと感じます。移住や定住を積極的に進めるためには、土地の状況を把握し、提供する必要があると考えますが、移住や定住を希望する人に町として土地の情報を一元的に管理し、必要な情報を提供する考えがあるかお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

管理されていない雑種地や遊休農地等を一元的に管理し、その情報を移住、定住希望者に提供できないかとのことですが、一見空き地のように見える土地であっても、土地所有者が売却するつもりがあるかどうかは判断できかねますので、町が一方的に空き地等の情報を収集し、第三者にその情報を提供することは難しいと考えます。

ただし、所有している土地を売却したいとの相談が寄せられた際には、宅地建物取引業協会秩父支部、FIND Chichibuちかいなか分科会、ちちぶ定住自立圏の構成市町で組織するちちぶ空き家バンクを活用いただくようお願いをしています。さらに、登録物件の充実を図るため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、ちちぶ空き家バンクを紹介するチラシを入れ、登録を促しています。また、移住、定住に限らず、住宅建設等を行う場合には、農業振興地域からの除外申請や県立自然公園に基づく申請など、地域や面積に応じて各種手続が必要になります。これらの手続が必要な地域やその方法等については各法令により定められており、許認可等が行われていることから一元的な管理にはなじまず、これまでと同様に所管課において適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、移住、定住に係る総合相談窓口を平成31年度から企画財政課に設置する予定です。相談の際にはこういった手続が必要なのかを相談者に説明するとともに所管課とも情報を共有し、必要な手続が遺漏なく行われ、スムーズに移住、定住ができるよう努めてまいります。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、一元的な管理につきましては難しいということはお答えいただいたところでありますけれども、いろんな面で売り地の希望はあるというか、促すためにも納税通知書に案内を入れているというふうなことでありますけれども、場合によっては声かけというのも結構必要な部分もあるかと思うのです。ですから、そういう面で実際のところ、もう耕作ができなくなってきて困っているという方も随分いるように見受けられます。そういうふうな面で有効に活用させていただくことが本人、所有者も助かる道になると思うし、それから結局移住、定住をしようという方にとっても非常に有効にもなってくると思うので、ぜひもう少し積極的な声かけといいますか、呼びかけをして何らかの反応を促すというか、そう

いうふうなことをしていただくことによって変わってくるのではないかと思います。実際のところ、青地であるところ、また白地であるところ、それから耕作しているところ、していないところ、いろんな面での面積が長瀬町内にはありますけれども、そういうふうな面での面積等がわかるようなことはすぐに回答があるかわかりませんが、ちょっとサブ的に伝えておいたのですけれども、わかったら教えてください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに、農業ができなくなったのでというようなお話もたくさん聞かれるわけですが、やはりそのできなくなった不耕作地をどうしようかというこの問題は、日ごろ土地所有者と親しくしていると、意外とその胸の内がよくわかりまして、私なども折に触れてそういうふうなこともお話しすることがあるのですが、もしだったらばという、いよいよのときには町にお話をしてくださいというお話を何件かさせていただいている場所もございます。そうしたところは、お話があったときには企業なり、店舗なりに使っていただきたいなということで仲立ちをするというような話を情報提供はさせていただいておりますけれども、ぜひそのようなことで、議員さんたちにもそうしたところで困っているけれども、なかなか相談相手がいないというような地主もいらっしゃると思いますので、ぜひ皆様方にもそちらのご協力をお願いできればありがたいなと思っております。

それから、青地、白地のお話ございました。この面積につきましては、産観の課長をお願いをしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

青地の面積はどのくらいかというご質問でございますが、大字ごとに述べたいと思います。最初に、大字長瀬地区につきましては28ヘクタール、本野上地区につきましては26ヘクタール、中野上地区につきましては18ヘクタール、野上下郷地区につきましては45ヘクタール、大字矢那瀬地区につきましては21ヘクタール、大字岩田地区につきましては17ヘクタール、大字井戸につきましては26ヘクタール、大字風布地区につきましては8ヘクタールとなっております。大字ごとしか集計はできませんので、ご了解をいただければと思います。

それと、私のほうも農業委員会の事務局を担当しているわけですが、農業委員会としましては遊休農地につきましては聞き取り調査をしております。なるべく遊休農地を少なくするという目的から行っております。聞き取り調査の中で土地を貸したいとかという場合は、埼玉県のほうにあります中間管理機構を通しまして土地の契約をしてスムーズに貸し借りができるようなシステムもございますので、それらもご利用できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） そうすると、相談窓口としては長瀬町では産業観光課ですか、それとも先ほど町長がお答えいただいた企財課のほうの窓口になるのでしょうか。産業観光でよろしいですか、お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 新井議員の再質問にお答えします。

農業関係の土地につきましては、産業観光課の中にあります農業委員会が担当いたします。それと、全体的な計画につきましては企画財政課が窓口となると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○9番（新井利朗君） 終わります。

---

○議長（染野光谷君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、教育長に質問します。

子供たちの虐待防止策についてです。

親の虐待により、小学4年生の子が死亡するという痛ましい事故が発生しました。原因を調べていくと、幾つも危険を察知し、事故を食い止める方法があったように感じます。

そこで、普段から児童と接している先生方は、子供から発しているメッセージに気づくことができるのではないかと思います。どのような方法で子供たちの異変に気づくよう心がけているか、また子供たちの異変に気づいた場合、学校内ではどう対応しているのでしょうか。また、子供たちが相談しやすい体制づくりについて伺います。済みません、声が少しおかしいのだけれども、風邪引いているので。お願いします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

先般、親の虐待による痛ましい事件が発生いたしました。同じ教育委員会の一員として、アンケートを保護者に渡したこと等について不適切だったことと言わざるを得ず、悔やんでも悔やんでも残念でありません。このような報道を耳にするたびに胸が痛みます。謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、ご質問の1点目の先生方はどのような方法で子供たちの異変に気づくよう心がけているか、また異変に気づいた場合、学校内ではどのような対応をしているかについてですが、先生方は子供たちの異変を敏感に察知するため、言動や身体的な変化を注意深く観察しております。気づいた細かな変化は、児童生徒指導委員会や教育相談部会等を通して職員全体で共有されます。長瀬町では県費負担教職員のほか、町費で6名の学校支援員が配置されており、より多くの情報を共有することができております。また、健康福祉課との連絡、相談及び長瀬町要保護児童対策地域協議会との連携により、各家庭の状況や子供たちの生育歴についても共有することができております。これらの情報から明らかな虐待、また虐待が疑われるケースでは校長は児童相談所に通報、通告します。そして、これらの情報は教育委員会及び健康福祉課で共有され、迅速で的確な対応を図っております。

2点目の子供たちが相談しやすい体制づくりについてですが、ハード面として教員以外に学校支援員、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの信頼できる大人を効果的に配置しております。また、ソフト面では教員に生徒指導、教育相談、中級研修修了者、以上の取得の充実に努め、子供たちの相談に的確に対応できる教員を養成しております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 完璧ということで、今、もうこれ以上やることはないぐらいの対応策はとっているという判断をしてもよろしいわけですね。それなのですけれども、私思うのです。自分の子供でも孫でも近所の子でも少し異変に気づくということは虐待ではないのですけれども、少し不良がかってくる子というのを見ると、朝、「おばさん、こんにちは」と言っても、頭の先から靴の底までてっぺんまで二、三回見ると、「あれ、きのうと少し変わっているね」と言ってくると、そろそろ、悪い友達の魔の手が伸びてきているというような感じも受けますし、それからあと、ちっちゃい子供ですと、同じ靴下を毎日履かせて、それで来るということも一つの虐待の始まりかなとも思います。大抵、靴下というのは汚いから毎朝毎朝取りかえていきなよというのが普通なのですけれども、そこのところもあるので、そこまでも目はいかないかと思えますけれども、いろいろのハード面だとかソフト面でいろいろそういう人たちがいっぱいいるのでしたら、それで中にこうして見ても、大体この子はこうかな、ああかなというのがいる中でも飛び抜けている子はわかると思うので、そういう子は少し見ていればわかるかなと思いますので、やっぱり靴下とか、それから頭の先までもこういうふうにできないかとは思いますが、それが一応の希望で、虐待がなってから、ああ、かわいそうなことをしたとなるのよりもいいかとも思うので、それから気づくように心がけるということなどを被服だとか靴下とかそちらのほうのということも考えていただきたいと思えますし、相談しやすい体制づくりというのが、保健室に逃げ込むということもあるのですけれども、今もそれもやっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（染野光谷君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再質問にお答えをいたします。

子供たちの様子ですけれども、なかなか十人十色、家庭のしつけ、教育方法、いろいろ個性がありますから、それに従って学校の中では大勢の目で子供たちを見る、観察する、育成しております。特に、最近では養護教諭がその辺の研修を積んでおりますので、細かな配慮のもとに子供たちの観察をしてくれております。なかなか虐待、それからいじめ等については難しい問題もありますので、いろいろなところと連携をとりながら、間違いのないように早目の連絡、相談、報告等をしながら、子供たちの安全、安心な学校生活を支えるよう頑張ってもらっております。ただいまお話ししましたように、保健室については以前よりも最近では保健養護の先生方、本当に熱心にやっております。

それから、長瀬町の自慢できるところというのは、健康福祉課で子供たちの育成のころからの生育歴について、本当に細かな情報を学校のほうに情報を提供してもらっています。よそから転入してくる先生方は、長瀬町は健康福祉課が随分手伝ってもらっているのだな、そんなような話を聞いております。さらに、これからも子供たちの安心、安全、何回も申しますが、子供たちの健全育成のために一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今そういうふうに言われたのですけれども、うちの子供が精神科のほうの看護師しているのですけれども、看護師だとか、それから精神科の医者というのは、もうずっと見ているから顔を見ると、あっ、この子、鬱だよとか、この子、少し頭おかしいよねとか一発でそういうふうに分かって私にささやくときとがあるのです。そういうのがありますので、違うところの町の中でもあの子、ちょっとというようなこともありますので、そういうせっかくの学校と、それから医者との話し合いというものもありますので、そのくらいまでもやってくると。要するに人間というのはすごくあまのじゃくなのです。年をとれば、その年になったときにいろんなことを言って、ああ、これ欲しいなと思っても、「欲しい」

と聞くと「要らねえ」と言うし、それからあとすごく困っているとき、「あんた、何か心配事あるの、ちょっと」、「大丈夫」と、そういうふうに戻ってくるのです。それから、あとは「何々ちゃん、ちょっとあれだよ」と言う、「ほっといてくれる」と言うときにはもう助けてほしいという信号なのです。それから、あと「死にたいな」と、「死にたい、死にたい」というときはもう生きたいという、そういうのが人間としての一番悪い面なのだけれどもということがありますので、生をせっかく受けたのだから、すすくと天寿を全うするまで幸せではなくてもいいから普通に生きていってほしいと思うのが念願です。で、そのように教育委員会も健康福祉課も一生懸命頑張ってやっているというお話聞きましたので、安心していられますので、ぜひそのようにこれからも続けてほしいと思います。

次に、2番行きます。教育次長をお願いします。

インフルエンザの予防対策について。ことしはインフルエンザが早くから流行し、多くの人が感染したようですが、当町において小中学生のインフルエンザの感染状況と学級閉鎖等の件数を伺います。また、他校では、インフルエンザ対策としてクラス全員の椅子や机を除菌シートで拭いた結果が感染者数が4分の1程度に減ったようです。当町としてもどのようなインフルエンザ予防策を実施したか伺います。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

大島議員が言われるように、例年より早い時期に流行の兆しが見られました。9月初旬には茨城県の小学校で今シーズン初のインフルエンザによる学級閉鎖が行われています。

当町のインフルエンザの状況でございますが、本年度は昨日の3月4日までにインフルエンザによる欠席者数は小学生88人、中学生58人の合計146人となっています。474人の児童生徒のうち、約30.8%という状況でした。また、学級閉鎖を実施した学級数は6学級で、その内訳は第一小学校2学級、1年生と5年生、中学校4学級、1年生2学級、2年生2学級でございます。

なお、昨年度はインフルエンザによる欠席者数は小学生138人、中学生73人の合計211人で、489人の児童生徒のうち約43.2%という状況でした。また、学級閉鎖を実施した学級は12学級で、その内訳は第一小学校5学級、第二小学校4学級、中学校3学級で、いずれもことしは前年より少ない状況でございました。

次に、予防対策についてでございますが、各学校において毎年流行期前に保護者へインフルエンザの予防についての通知を各家庭に配布し、予防啓発をするとともに、予防接種を受けていただくようお願いをしています。また、児童生徒については、うがいや石けんによる手洗い、給食前には手指のアルコール消毒、マスク着用などを指導するとともに、体力が落ちるとかかりやすくなるので、十分な栄養と睡眠時間の確保が重要であることも指導しているところであります。また、水分補給のため、水筒の持参、休み時間等には教室の換気を小まめに行うとともに、加湿器の利用や霧吹きによりカーテンに水を吹きつけるなどの適度な湿度の確保に努めております。さらに、毎朝担任による健康観察を行いまして、症状のある児童生徒に対しては早目の受診を勧めるなど早期対応に努めております。今後も学校において家庭と連携を図り予防対策を徹底し、あわせてインフルエンザの発生状況等に関する情報を町内各学校間で共有し、感染拡大防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 去年よりも30.8%で少なくなったということでよかったなと思っています。ですが、ちょっとお聞きするのですけれども、各学校の教室に加湿器というのは置いてあるのですか。

ないのですか。それだけお聞きします。加湿器も40人学級のところに1台ではなくて2台とかというのは電気料の関係でだめなのでしょうか、それを聞きたいと思います。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

各学校とも各学級に1台はあります。少し家庭より大き目の加湿器1台だけ設置してあります。  
以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長にお聞きします。

くどいようですが、長瀬以外の観光地化について。最近、テレビ等で長瀬が放映され、多くの観光客に来町いただけているということは喜ばしいと思いますが、長瀬地域以外はそれほど観光的なメリットがあるとは思えません。町長は、長瀬町全域を観光地化する考えのようですが、具体的にどのように町全域の観光地化を進めていくのか伺います。私もよくわかりませんので、ひとつお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の長瀬以外の観光地化についてのご質問にお答えいたします。

現在も文化財めぐりや七草寺めぐりで長瀬以外の地域にも観光客の皆さんにおいでいただいております。全町観光化については村田議員の質問でもご答弁させていただきましたが、町として一定の方向性を持って施策を展開していくことが重要であると考えておりますので、具体策につきましては、来年度策定予定の観光振興計画の中で多くの方々のご意見をいただきながら検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 私は思うのです。夢は語らなければ実現しない、だからすごく壮大な夢とか何かというのを語れば、ああ、そうか、そんな中に1個あるなというのが出てくるかと思いますが、長瀬以外の観光地化といってもできない問題、夢ではなくてするのだから、そんなことよすかと言ってくれたほうが気が楽なのだけでも、観光地化にする、すると言われていると、夢だからそうなのかなと。語っても実現しないということ、ジレンマがあるわけなのです。そうなのです。ですので、いろいろ審議会とか何かと、何かいい案はないかいと言われていきますけれども、本当に考えてもいろいろ審議会はやり会をやっても絶対というぐらいいい案はないかと思うのです。ですけれども、町長、町長という権力者なのですから、あなた様は。批判にさらされようが何されようが、自分で思った道は進んでみるということもいいと思いますので、観光地化についてこの1年、今度権力者として私はするのだと、そういうふうな考えで持っていったらいかがでしょうか、お聞きします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

大変なエールをいただきました。大島議員の言うとおりのことです、実は。ただ、何事をするのにはお金もかかりますので、壮大な夢を実現するためにこれから少しずつ着実に進めていければと思っております。お金がたくさん潤沢であれば、すぐ権力者としてばっと思えるのですけれども、なかなかそういうわけにいかないということがございますので。

その中で、これはまた観光振興計画とはちょっとずれるかもしれませんが、実はご承知だと思い

ますけれども、井戸の下郷地区に昨年11月に食堂ができました。うどんとカツがメインの食堂でございますけれども、荒川に面しておるのですが、ここの景観がとても素晴らしいのです。昔、渡し船があったところだそうでございますけれども、その景観のすばらしさも多分売り物になっているのだと思いますけれども、連日大変にぎわっております。いずれ、そのうちこれがメディアに取り上げられる日も来るのではないかなと期待をしているところでございまして、そういたしますと、また一つ長瀬の観光ができるかなと思っております。だんだんと、だんだんとこのすばらしい長瀬町が全町挙げての観光地になるように私も努力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 4番に行きます。

職員の人員配置と上下関係について町長に求めます。

課長のパワハラにより、課内の職員全員が病気休暇中であるという報道がありました。課長のパワハラが課内全員に及び業務に支障が出ることは職員の資質に問題があるほか、職員の配置にも問題があったのではないかと思います。当町ではこのようなことがないとは思いますが、人事異動の際に適材適所の配置することはもちろんですが、人間関係の配慮についてどのように考えているか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の職員の人員配置と上下関係についてのご質問にお答えいたします。

職員の人員配置につきましては、職員個人の能力、特性や意向を踏まえ、人材育成も鑑みながら適材適所の人員配置をもって公務能率の増進を図ることが最も重要であると考えております。しかしながら、ご指摘のとおり、職場内の円滑なコミュニケーションによる風通しのよい職場環境づくりをしていくことも仕事をスムーズに進める上での大事な要素であることは間違いございません。

当町といたしましては、職場内の人間関係を円滑にするための取り組みとしてストレスチェックというものを実施しております。このストレスチェックはストレスに関する質問票に職員が記入し、自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査でございます。労働安全衛生法の改正により実施が義務づけられたものであり、長瀬町では平成28年度から実施しております。検査については、専門機関に審査を依頼し、高ストレス者と判定された人には、希望すれば専門の医師と面接できるような体制をとっております。医師との面接の結果、就業上の措置が必要と判断されれば、医師は事業主に意見をすることができ、事業主は勤務の転換等の措置を講じなければならないことになっております。また、個人の結果だけではなく、結果の集団分析も行っており、集団分析によって得られた結果については、衛生委員会と連携しつつ、人間関係等の職場の環境改善に努めているところでございます。その他平成28年度より、従来は上司が部下を一方的に評価するだけであった勤務評定制度から、上司と部下で面談を行い、目標設定やフィードバックを行う臨時評価制度を取り入れ、良好なコミュニケーションのもと、人材育成、組織力アップにつなげております。いずれにいたしましても、病気休暇の職員が出てしまうことは公務能率の面から見ても好ましいことではございませんので、今後もストレスチェックや人事評価を活用しながら、職場内における人間関係が円滑に維持できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 何にもない職場が一番いいのですけれども、そうは問屋が卸さないのが人間でございますので、私は思うのです。あの人と一緒に職場、大抵会社をやめるとかいろんなことでうまくいか

ないというのはみんな人間関係。仕事はどんなにきつくたって、人間があはは、おほほと笑うまでもいかないうまでも一生懸命できて助け合えばそれでいいことなのですからけれども、聞くところによりますと、ことし3月に退職なさる方がすごく多いそうなのですからけれども、そうしますと、これは町長に申し上げているのですけれども、このとおりということもあるのですが、退職なされた方が再雇用されますよね。小さい町ですので、今度その方が権限をなくして課長という職から離れて楽ちんになって、それがいるということではいつまでたっても課長は課長なのです。私なんか年金者連盟へ行ったって助役は元助役だからということと同じようにそういうことがありますので、そこのところはよくパワハラよりもそちらのほうの、案外やりづらいのです、いろんな上にたんこぶがいて、やりたいこともやれない。俺がやらないので、あいつやっているぜとかいうと、もう口で言わなくても顔を見ればわかる、目を見ればわかるということもありますので、これから職員もだんだん、だんだん新しい人も入ってくると思いますけれども、やめる方も多いし、それからやめて再雇用の方もいますので、皆さんいい方ですから、そんなことは懸念する必要もないと、大島議員がそんなことする必要はないよ、大丈夫だよと言っても、違うほうで風の便りで聞かえてくることもありますので、そういうことはよく吟味してもらったり、それからあと提出してください、提出してくださいと言うときに、ありません、ありません、さっきも言ったようにあまのじゃくだから。困っていても、困っていないよ、困っていないよと、そういうのが多いのです、それを一概に全部を全部うのみにするというわけにまいりませんので、そこのところはさっきも言ったように、権力者たちの眼力ですか、肉眼でこれをこういうふうによく見て、そしてやってほしいと思います。これは返答要りませんですからけれども、私の希望を申し上げました。

以上です。議長、終わります。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後2時41分

再開 午後3時15分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出されました議案は、議案第1号から20号までの20件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。





◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第1号 長瀬町地区公園設置及び管理条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 長瀬町地区公園設置及び管理条例の提案理由を申し上げます。

住民等に触れ合いとくつろぎの場を提供することを目的として公園を設置するため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第1号 長瀬町地区公園設置及び管理条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、住民等に触れ合いとくつろぎの場を提供することを目的として公園を設置するため、この案を提出するものでございます。

条例案をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条は趣旨でございます。公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、設置目的でございます。住民及びその他利用者に、触れ合いとくつろぎの場を提供することを目的として、長瀬町に公園を設置するものでございます。

第3条は、名称と位置を定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、右側の下段の別表をごらんください。

現在整備中の長瀬地区公園、長瀬834番地ほか、本野上地区公園、本野上343番地8ほか、井戸地区公園、井戸640番地1ほか、岩田地区公園は、岩田地内、道光寺の県道の反対側のコミュニティ広場を岩田地区公園と位置づけ、岩田734番地1を条例に規定するものでございます。

最初のページに戻っていただき、第4条は管理の規定でございます。公園は町長が管理し、常に良好な状態において管理し、効率的に運用しなければならないとするものでございます。

第5条は、行為の制限でございます。第1項の各号のいずれかの行為をしようとする者は町長の許可を受けなければならないと規定するものでございます。

また、第2項は、第1項の行為が公園の使用及び管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができると規定するものでございます。

第3項は、第1項の許可に管理上必要な条件を付することができるものと規定するものでございます。

次のページをごらんください。

第6条は、公園内の行為の禁止規定でございます。第1号から第11号まで定めております。

第7条は、使用の禁止または制限を規定しているもので、各号に該当するときは使用を拒み、または退去を命ずることができるものでございます。

第8条は、使用許可の取り消し等でございます。第1号から第4号のいずれかに該当するときは条件を

変更し、使用の停止もしくは制限をし、または使用許可を取り消すことができるものとする規定でございます。

右のページをごらんください。

第2項は、第1項の規定により使用許可の取り消しまたは使用を中止させた場合において、使用者に損害が生じて町は賠償責任を負わないものとする規定でございます。

第9条は、使用権譲渡等の禁止でございます。使用許可者は、その権利を他人に譲渡し、または転貸してはならないと規定するものでございます。

第10条は、原状回復義務でございます。使用許可者は、施設等の使用を終了したとき、または第8条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、原状に回復し、返還しなければならないと規定するものでございます。

第2項は、使用許可者が義務を履行しないときは町で執行し、費用を使用許可者から徴収すると規定するものでございます。

第11条は、損害賠償の規定でございます。故意または過失により施設等を損傷したときは賠償しなければならない。ただし、町が適当でないと認めるときはこの限りでないとするものでございます。

第12条は、委任規定でございます。この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、損害賠償の件で、ここにうたってあるのは使ったものを壊した場合は賠償に値する。この逆になったときにどういうことになるのか。井戸の地区公園が始まったときに、私は遊具で子供が滑り台で足をけがしたということで、井戸の地区公園の乗り物は撤去された経緯があるのだけれども、その場合、子供たちが使って遊具でけがをしたときはどうするのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

使用者が遊具によってけがをした場合には損害賠償はどうなるのかというご質問でございますけれども、通常に使用していた場合であって、利用者に瑕疵というか、定められた遊具の使い方をしていただけかわらず、遊具でけがをしたという場合は、町のほうで設置した業者のほうで保険に入っておりますので、その保険のほうから賠償金が出ると思います。あと利用規定といいますか、通常使用しないような形で遊具を使用してけがをした場合は恐らく自己責任というような形になろうかと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 第2条関係の別表ですけれども、名称と所在地、これ通称というので、岩田地区公園というのはどこかわからないから、これは道光寺の前だとか、それからあと井戸地区は白鳥橋のあそここのところだ、公園の前とかという、これには書けないけれども、通称という言葉というのはあるわけでしょう。それを何かすぐに一発でわかるように、もしも子供たちが迷子になったときだとかというのに、

うちの子がというときに、井戸地区公園、どこどこことというのよりも、井戸地区というと白鳥団地のところかい、それともそっちの中野のこっちかいというのよりもというの、そういうのというのは通称というのをつけたらいいかなと思うのだけれども、どう考えていますか。町長に伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

長瀬地区公園につきましては、先日名称を募集いたしまして、内定はしております。これからその名前で4月からはご使用していただくことになろうかと思っておりますけれども、ほかの地区公園に関しましては今のところ考えておりません。

ただ、大体わかるような気もいたしますけれども、またそちらにつきましては検討させていただきます。以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番です。3点ばかり質問のほうを総務課長にお願いします。

まず第1点は、第6条の7項ですか、「花火、キャンプファイヤー等、火気を使用すること」とあるのですが、ここ一般的になのですけれども、結構私の知っている公園では花火は許可しているが、その片づけをしっかりとくださいというふうなことで、多分人口の多いようなところの公園が多いので、花火は大分許可をしています。自分たちでそれを持ち帰るところをやっていますが、長瀬は田舎なので、ここへ持ち込まなくてもいいのかなという気がしますが、一応花火も禁止ということで、いかなる花火もだめというふうなことでやるのか。

それから、グラウンドゴルフ等について、使用許可申請を町長に出して許可されればということなのですが、例えば月水金の10時から12時まではどここのグラウンドゴルフのクラブが使用しますというふうなことで使用許可を与えるのか、それともそういう団体での許可は出さない予定で、個人でグラウンドゴルフの練習をするということぐらいはこれ使用許可なくてもいいのかというふうなところ、実際問題として、あそこはグラウンドゴルフできたらいいなというふうな人たちもいるので、それについてどうなのかという感じがするので、この点について。

あと井戸地区公園について、ほかにも準ずると思うのですが、多分遊具が南側のほうに寄ったので、北側のほうのところから何か車が入れるのかという心配もあるのですけれども、公園内に駐車スペースというのを設けるのかどうか、ちょっとそこの3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

第6条7項の禁止行為の規定の中に、花火などの使用は禁止するかどうかというお話ですけれども、条例に規定してありますとおり、当面という言い方もおかしいですけれども、これは第2の質問にも関係するのですけれども、当面は使っていただいて、状況を見ながらこの利用の管理のほうはまた考えていきたいと考えております。花火でもいろんな種類もございますので、一概に花火というと、確かに打ち上げするような花火と線香花火もだめなのかというようなこともあるかと思っておりますけれども、その辺線香花火程度でしたら大丈夫だとは思いますが、なかなか各公園の使用条例等も見ますと、花火等も禁止しておりますので、当面の間は禁止行為とさせていただきたいと思っております。

それから、2番目の質問のグラウンドゴルフの利用で、例えば週3日定期的に利用できるかどうかとい

う形なのですが、一応グラウンドゴルフもちょっとした面積を占有する形になると思いますので、これも当面の間は許可をとっていただいて、例えば月水金の10時から12時まで使用したいという形で利用をしていただきたいと思います。それで、その利用状況を見て支障があるような場合は、また検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3番目の質問の井戸地区公園につきましては、設置工事を行いましたのが産業観光課でございますので、産業観光課長のほうからお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

井戸地区公園につきましては、産業観光課が今工事を進めているところでございます。場所をご承知で、昔の配置も多分ご承知かと思いますが、以前鉄棒、ブランコがあった位置、その辺から入れるように、今の計画ですと4台程度車をとめるスペースになっていまして、その奥には入れないようなブロックを今設置してありますので、それ以外には車はとめられないという状況になります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、最後の井戸地区公園だけについて、車が4台程度入れるというふうなことなのですが、これは公園を利用するときに車を置けるということですか。そうではなくて、あれ中郷か、井戸はよく知らないのですけれども、公会堂というのですか、何か斜め前あたりにあるような気がするのですけれども、例えばそんなふうなところに会議があったりすると、車でなければ行けないというふうな人があそこの公園に車を置くと、これはそこまでここで答弁できるかどうかわからないのですけれども、そんなふうな場合も置いていいというふうにするのですか。だから、いわゆる公園へ行くための駐車スペースをあそこ置くところがないからということだと思うのですけれども、そのところがちょっと曖昧なのでどうなのでしょう、答えられたら答えていただきたいと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えします。

駐車場4台程度というのは、あくまでも基本的にはその公園の利用者の専用駐車場という捉え方で設計はしております。

大変、あそこ中郷区に位置しまして、その集会所の会議とかということになれば、またその辺は考える必要があるかと思いますが、利用していただけるのが一番いいことだと思うのですが、今のところ基本的には公園利用者の駐車場ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 公園なのですけれども、あそこは防災、何かしてあるような感じもしたのですけれども、そういうふうな絡みになってくると、いろんな駐車場もはっきりしないとなと思いますけれども、防災倉庫みたいなのが何かちょっとあったような気がした。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野原議員の質問にお答えします。

防災倉庫1基設置しております。それは、補助対象メニューの中に組み込まれているものでして、設置は1基しております、中身はちょっとまだ入っていない状況で、そこは駐車場も含めての一体的な利用となると考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 2点ほど伺います。

第5条からの行為の制限についてですが、これ許可をとらなかつたりしてはいけない、してはならない行為をした場合には、罰則規定とかは特になく、注意ができるという程度のものなののでしょうか。また、それらの周知については、施行する4月1日までに看板等を設置するという事でよろしいのでしょうか、その2点について伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

行為の制限の中で、条例には罰則規定はうたっていないわけですが、行為の制限はしております関係から、特に行ってそういうような行為が発見された場合は注意を行うというような形になろうかと思えます。

それと、なお注意書きにつきましては、看板を既に発注してございまして、近日中に注意書きの看板も設置される予定でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 長瀬町地区公園設置及び管理条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置が講じられたことに伴い、地方公務員についても地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 議案第2号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置を平成31年4月1日から適用すべく、人事院規則が改正されました。つきましては、地方公務員においても地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第2号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

正規の勤務時間以外の時間における勤務、第8条でございますが、第3項を新設し、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、町規則で定めると規定するものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、議案第2号、下段をごらんください。

附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、済みません、1点だけ質問させていただきます。

この法改正によって1年に360時間と、1カ月45時間以内というふうなことに規定されると思うのです。その場合にチェック体制は整っているのかどうかという、ですからちょっと役場の職員さんの勤務体制とかというのは外からでわからないので、1カ月に最大でも45時間を超えてはならないということですね。そういうことはないのかもしれませんが、それで仕事が終わらなくてということは超過勤務手当は出なくて、それでもということはある得ないということで考えてよろしいわけですか。そのようになるということですね。そのチェックは課長が課ごとにチェックするとか、そんなような体制がとれているかどうかだけ簡単にお願いします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

超過勤務の時間のチェック体制ということですが、超過勤務命令という形になりますので、課長が命令を下して時間外をやってくださいという形で承認するわけですので、その承認をする段階で、今月は何時

間とかということで時間のほうをチェックしていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑は。

2 番、田村勉君。

○2 番（田村 勉君） ちょっと私も不勉強でわからないのですが、過労死の時間というのは決まっていますよね。弁護士会か何かとかで決めた年間とか月だとかという、そういう関係でいったらば、それとの関係ではどうなのでしょう。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたとおり、働き方改革、これは過労死の関係で制度ができた法律なのですが、民間労働法制という形で民間でも過労死等の関係を重視いたしまして、民間労働法制の改正がやはり 1 カ月において 45 時間、かつ 1 年において 360 時間ということで同様に規定されておりますので、それに基づいて人事院規則、町のほうも同様に規則のほうで同じ時間を規定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2 番、田村勉君。

○2 番（田村 勉君） そうすると、これはもう過労死ぎりぎりの線ということになるわけですね。ちょっとでも超えればもう過労死ということになると思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えします。

これは、決してこれ以上働くとか過労死するという時間ではございませんで、この程度の時間を守っていただければ過労死には至らないであろうということで、これ例えば 1 時間でも超えると、もうぎりぎりの線だということではなく、余裕を持った時間帯だと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論を行います。討論はありますか。

2 番、田村勉君。

○2 番（田村 勉君） ちょっと、過労死との関係で、もうこれが社会問題になっている時点で……

○議長（染野光谷君） ちょっと待って。これは反対討論ですね。

○2 番（田村 勉君） はい。時間はもう少し減らすべきではないかという点でいうと、これは賛成できないということで反対と。

○議長（染野光谷君） 反対ですね。

次に、賛成討論を許します。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 2 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第3号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係は、第5条、期末手当でございますが、第2項中、12月に支給する場合においては「100分の175」から「100分の180」に改めるものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。

第2条関係でございますが、第5条第2項中、「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の180」を「100分の170」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんください。

第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項でございますが、第1条の規定は平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。



以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 前にも申し上げたのですが、議員や町長選挙で選ばれる場合には、第三者機関というか、住民感情もあるわけですから、住民代表とかそういうふうなところでもって機関くぐってやるべきではないかなというふうに思います。実際問題、地方議員のなり手がなかなか大変だというのが全国的な状況なので、基本的には賛成なのですが、そういう機関を通じて住民感情も入れたような形でもってやれば賛成できるというようなことなのですから。一応、そういうふうな規定をやろうとしているかどうか。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

議会議員の報酬や町長の給与等の報酬の改定を行う場合には、議会に提出するとき、あらかじめ特別職の報酬審議会等の意見を聞く必要がございますが、今回の条例は報酬額の改定ではなく、人事院勧告により議員の期末手当の支給割合を改定するものでございまして、人事院が公務員と民間企業の従業員の給与水準を均衡させることを目的に実施している調査をもとに勧告したものでございまして、その規定に基づいて期末手当を引き上げることとございますので、第三者機関等の審議は省略させていただいております。今後も同様の形をとっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議がありましたので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第4号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたし

ます。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第4号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第4号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係は、第6条、期末手当でございますが、第2項中、12月に支給する場合においては「100分の175」から「100分の180」に改めるものでございます。

次に、2ページをごらんください。

第2条関係でございますが、第6条第2項中、「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の180」を「100分の170」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんください。

第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項につきましては、第1条の規定は平成30年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これ議員と同じように考えると、副町長、教育長は別にして、町長はやっぱり選挙で選ばれるわけですから、これも先ほどと同じ理由で、第三者機関を設けてやるべきだと思いますけれども、そういう考えはあるかどうか。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

先ほども議会議員の報酬でも申し上げましたように、人事院勧告に基づいて、これは国会議員さんも同様な規定となっております。内閣総理大臣もそのような規定になっていると思いますので、同様にしたい

と考えておりますので、特に第三者機関を設けて審議は、現在のところ考えておりません。

以上となります。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほどと同じように、そういうのがなければ、これについては反対をいたします。

○議長（染野光谷君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございまして、国家公務員及び他団体の職員等の給与の均衡を図るため、給料月額の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第5号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第1条関係は、第14条、宿日直手当でございますが、「4,200円」を「4,400円」に改めるものでございます。

次に、第14条の7、勤勉手当でございますが、第2項第1号中、「加算した額に」の次に、「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加えるものでございます。

第2号は、再任用職員でございますが、「勤勉手当基礎額に」を「、6月に支給する場合には」に改め、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加えるものでございます。

2ページをごらんください。

第5項は、引用条文の整理によりまして、「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第14条の7第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改めるものでございます。

議案書の別表第1につきましては、改正後の給料表でございます。後ほどごらんいただければと思います。

次に、新旧対照表の3ページをごらんください。

第2条関係、第14条の4、期末手当でございますが、第2項中、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改めるものでございます。

第3項は、再任用職員でございますが、「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改めるものでございます。

第14条の7、勤勉手当でございますが、第2項第1号中、4ページをごらんください。「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項2号中、「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書に戻っていただき、最後のページ中段をごらんください。

附則の第1条は、条例の施行期日を定めたものでございますが、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項については、第1条の改正後の給与条例は平成30年4月1日から適用するものでございます。

第2条につきましては、改正後の条例を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

第3条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める規定でございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、2点ばかり質問させていただきます。なかなか職員の給与表というのを見ることが少ないので、こういう機会ですので、お尋ねしたいと思います。

今後長瀬町職員におかれても、再任用職員ということが多くなってくるのではないのかなというふうな気がします。ちょうどページが打っていないのですけれども、2枚目の給料表ですか、の一番最後のと

ころに再任用職員ということで一番下に四角書きで給与が載っておりますが、これについて1級、2級、3級、4級、5級、6級と、再任用職員さんについても前職が何かによって1級から6級までの差があるのかどうかということを1点。

それから、これは法令関係になると思うのですけれども、再任用というふうなことで、この内容からちょっと逸脱するかもしれませんが、もしも申し出があったというふうな場合に何らかの理由で受け入れ不許可というふうなことがあったとしたら、これは法令違反になるのか、それとも法令違反にはならないのかということをお聞かせ願えれば、その2点について伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

ページは振っていないのですけれども、表紙から1枚めくっていただいて中ほど、左側の給料表の一番下、再任用職員ということで再任用職員の給料表が載っております。再任用職員は、ベースアップというか昇給はございませんので、この金額で定額なのですけれども、例えば再任用で現在6級の課長が再任用した場合は3つ下がります。3級になります。ですから、フルタイムで働いて課長級が再任用した場合は25万5,200円の給料となります。

それから、主幹級で再任用した場合はまたその下、主幹級以下、2級になりますので、フルタイムで働いて21万5,200円という給料表になります。

それと、再任用の採用の関係なのですが、通常勤務で処分を受けたりしていない限りは、本人の申し出により再任用しなければならないというような規定となっております。ですから、本人の希望があれば、まず3年以内に処分を受けているというような場合は拒否というか、採用は見送るという形もございましょうが、通常の場合は受け入れなければならないという規定になっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） よくわかりました。では、6級はあるけれども、6級というのは該当はないと考えてよろしいわけですね。

では、あと再任用の職員については、法令的に申し出があった場合には年金がどんどん、どんどん繰り下がっていったりするから、不許可だよというふうなことは一般的にはあり得ないというふうなことは、質問ではありませんが、今後定員管理ということで非常に難しい点が出てくるのではないかなと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第6号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県屋外広告物条例に基づく許可義務等が権限移譲されることに伴い事務手数料を定めたいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、議案第6号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

本条例の改正につきましては、平成31年4月1日より埼玉県から長瀬町に屋外広告物の許可に関する事務等が権限移譲されることに伴い、長瀬町手数料徴収条例に屋外広告物の事務の手数料に係る規定を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明いたします。参考資料（議案第6号）、長瀬町手数料徴収条例新旧対照表をごらんください。

左側が現行、右側が今回の改正案となります。下線部分の第2条第1項に第19号としまして、屋外広告物に係る許可（許可の期間の更新を含む。）の申請に対する審査手数料に関する項目アからセを新たに追加するものでございます。事務の種類、金額につきましては、埼玉県で行っていた事務の単価と同一でございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとよくわからないのですが、これは要するに、平成12年長瀬条例第2号の中に、(19) というのをそっくり加えたわけですね。今まで町はこれに全然かかわってこなかったという

ことですよね。民間の施設だとか、これは要するに公共施設にこういうものを利用する場合、町の建物に、町の所有物にする場合にやるのか、範囲というのはどうなのか、これが第1点と。

それから、もう一つは、月なのか年なのか、あるいは1回町のほうに申請すればずっとそのままなのか、ちょっとその2点について。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 埼玉県の方で行っております屋外広告物、こういった場合、外に看板とか立て看板、道路等に立ったり、あとはデパートとかに懸垂幕というのですか、垂れ幕を立てたりする場合に許可をする事務でございます。別に個人が立てる場合にその基準に合っているかどうかというものを審査して許可を与えるものでございます。

金額につきましては、物によって変わるわけですが、一度申請していただきますと、3年ごとに更新になります。物によっては1回限りのものもございますが、看板等を立てた場合には3年ごとに許可の更新が必要になります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑は。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 申しわけない。要するに普通の民家に共産党がポスター張ったりなんかすると、これは別に関係ないのでしょう、自由にできるわけでしょう。何かそれについて金を取るという性格のものではないですよね。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 田村議員の質問にお答えいたします。

私有地というか、自分の土地の中に立てる分については許可は必要ないということです。要するに自分の家の建物の中に自分の店の看板を立てたり、余り大きなものですとだめですけども、普通の立っている場合には許可は必要ない、適用除外になります。一般の道路とかそういったところに立てる場合に必要になります。あと電柱とかそういったものに立てたりつけたりする場合、あとは自動車等に看板をつける場合には許可が必要になります。

以上でございます。

〔「関連していいですか」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 例えば19の中のク、電柱は、この所有物は東電ですよね。町のものではないですよね。そこにいわゆるポスターだとかそういうものを掲げたり、バザーのお知らせのポスターを張ったりという場合は、これ東電の持ち物のところにくっつけたにもかかわらず、町でいわゆる利用料みたいなのを取ると、こういうふうになるわけですか。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 電柱につける場合は東電の許可が必要になると思いますが、そのポスターそのものの手数料、そのものが張り紙等に、電柱に張る場合でも一応ポスターが広告物ということで許可の手数料が必要になるということです。電柱に物を張る物に、ポスターに許可を出すということです。張るには東電なりN T Tの許可が必要になるということになると思います。

以上でございます。

「もうちょっと、じゃみんなで議論したほうがいいかな」と言う人あり

○議長（染野光谷君） 3回やっているから、田村君、お休みなさい。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、大変難しい捉え方になります。例えばこれ長瀬町にはないのだけれども、長瀬町に仮にデパートがあったとします。では、矢尾デパートさんが長瀬町にあったと。あそこにアドバルーンを上げるのは、公の建物ではないけれども、これを見ると1,750円、まず申請しなければならぬというふうなことでよろしいわけですね。だから、必ずしも公の建物でなくてもお金を、申請をしなければだめですよということでもいいのかなと思います。それでいいのでしょうか。

あと、たくさんあると思うのですが、例えば私、車に白神山地のポスター張っているのですよ、後ろに。これは広告ではないけれども、仮にそれがそういうものでなくて、もっとちょっと何か村田作業所とかみtainなこんなのだとすると、それについては車だから1台につき2,000円かかるというふうなことになるのかな、非常にこれ難しいことがあるかなと。

あともう一点、今まで、ではよその土地を借りて、承諾を得て、自分の私有地ではないのだけれども、他人の土地を無料または有料で借りて、そこに看板を立てるということについて、これは公の建物ではないからいいのかな、ちょっとこれが難しい。というのは、これ手数料というのか、撤去したところがあるのです。どこで聞いたのかわからないのだけれども、こういうものがかかってくるというのでもう看板を撤去して、多分それ私有地のような気がするのですが、そんなこともちょっとありました。

あとは、例えば今まで新井涼平選手の横断幕等は土木事務所で許可を得ていたのです。これについては、1カ月とかということで多分申請は無料だったのです。だから、そんなふうなものにもかかってくるのかな。また、例えばあれはポスターと言えるかどうかかわからないけれども、何とか議員なんていうので国会議員さんなんかの立て看板みたいなのがあっちこっちにあると。そうしたら、それなんかについてもこれはポスターですよ。でも、許可を得てやっているのだったらこれはいいのかなと。大変難しい。

あとは、今までやってしまっているものは、多分これ申請でお金がかかるのだからいいのですかねと、だからそのところが曖昧になっているから、いやそれもさかのぼってではないけれども、誰かが見つけてというか、多分あると思うのですよね、そういうのを見れば。だから、既存のものについてはではなく、新たにという場合にこれがかかってくるのかな。非常に混同しているので、この条例が難しいなというのですが、わかる範囲で課長お願いします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、幾つかあったと思いますが、村田議員の質問にお答えいたします。

まず、アドバルーンですが、アドバルーンは、そのアドバルーン自体が広告物に該当しますので、これは有料になります。

それから、あと今現在他人というか、第三者というか、借りて立っている場合についてですが、こちらについても立てる場合はその看板自体が許可の対象になりますので、それは必要になってきます。

それから、あと車の看板については、車の内側になっているのですか。

「外に見えるように」と言う人あり

○建設課長（坂上光昭君） ちょっとその辺は何とも言えないという、県のパンフレットで見ますと、一応外に広告をしていると許可は必要になるようです。

それから、あと現在設置されているものについては、現在県土整備事務所のほうで長瀬に引き継ぐに当



たって調査し、台帳等の作成を今してもらっているようです。

〔「あとは、議員のポスターとかそういうものについて」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） 政党については、一応適用除外になるとあったと思いますが。ちょっと今見失ってしまったのですが、たしか政党とか許可を受けているというか、そういうところに対しては適用除外になっている……ちょっとそこは済みません、調べてもう一度いたしますので。

〔「もう一点あったのですが、既存の、今まであったものについてということ」で〕と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） それは、県土整備事務所のほうで4月1日から長瀬町に引き継ぐ関係で今調査してもらっております。それで、指導等が行っているかなとは思いますが。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろいろと質問が出ている中で、例えば長瀬の駅前通りの歩道、または宝登山の山道の歩道沿いの御影石の境等に、または松と松の間も多分町有地というふうになっているのかと思うのですが、そういう場合に立て看板であったりとか、のぼり旗とかというのがあるのですが、例えば今ロウバイ満開、ロウバイが咲いているという、梅百花園がいいとかいうふうなことで、そういうのぼり旗が結構の本数立っています。そのほか、駅前通りなんかですと、例えばそば営業中とか、いろいろな面でそういうふうな旗だとか、看板板が置いてあります。そういうふうなことについてもやっぱりこれに当たってくるのかなというふうに思うのですが、みんな個人でつくって、それを歩道上に置いていると、町有地に置いていっているというふうなことで、徴収条例とちょっと違うかもしれないけれども、いわゆる道路上を占用して置いていっていると、また設置しているというふうにも見えるので、その辺のことについてこれと絡めてお答えいただきたいのですが。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、新井議員の質問にお答えいたします。

道路上、歩道上に看板等が設置されている場合でしたら、こちらとはちょっと別になりますが、道路占用が必要になってくると思います。のぼり旗等がついている場合も、のぼり旗も占用が必要になって、許可等が必要になってきます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長が答弁に出てきてもらおうと、一回一回またわけがわからなくなってしまって大変だろうけれども、2点ばかり、ではお伺いをいたします。

先ほど5番議員かな、車の看板の話も出ていました。例えば営業車両に社名のあれも看板だと思うのです。それも許可を出す必要があるのかどうかと、長瀬町で今度こういうものを受けるに当たり、違反しているものとしていないものを調査したりする、費用対効果といったら大変な業務になるかと思うのですが、そこのところもちょっと教えてください。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

車の看板の関係ですが、自社の看板というか、自社名を入れているものだと思うのですが、そこに関してはちょっと済みません、申しわけないです、そこは後でお答えいたしたいと思います。

調査については、先ほど村田議員からもありましたが、今現在引き継ぐに当たりまして県土のほうで調査してもらっております。許可等を受けていないものについては、指導等をしてもらっていると思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） これは受けないといけないのかどうか。私、これ簡単にこの条例は県から引き継いで今までやっていたとおりでやるのだという説明だったので、簡単にこれ通過していくのかと思ったけれども、今の質疑を聞いていると、かなり町に対して大変なお荷物になってくるような気がするのです。これを県のほうに返すわけにはいかないのかどうか、その1回だけ教えてください。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

こちらの屋外広告物の条例につきましては、現在埼玉県で受けていないのが、長瀬町が受けますと、残っているのは蕨市1市だけになります。県のほうからも再三、何年にもわたりまして受けてほしいという話がありまして、最後のほうになってしまったのですけれども、長瀬町で受けるような形になりました。これを県のほうに返すというのはちょっと難しいと思います。県のほうは12月の議会で県知事の、要するに長瀬町に権限移譲しますという議決をされております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 言ったのではないの。

〔「まだやっているんでしょう」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 2回はだめなのだよ。1回目だ1回目、1回目ならいいけれども。

岩田君ならいいよ。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今いろんな意見が出ていましたけれども、今までも県の条例としてはあったのかなと思うのですけれども、特に長瀬町で料金を徴収されたという話は聞いたことはないと思います。

そういった中でこれ埼玉県屋外広告物条例ということで、都会的には、むやみやたらに書いてあるような種類のを張ったりすると、大変ふえるのにもどうかなというのがあったのでこういうのが必要だったと思いますけれども、長瀬町としてはこういった看板はだめだとかという、そういう条例をつくるのだったらわかるのですけれども、改めてこれに当てはまる手数料を徴収するという条例をつけ足すことが本当に必要なのかなというところで、もう一度だけご意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、岩田議員の質問にお答えいたします。

一応県のほうからいただいている資料ですが、現在、31年度に更新される広告看板が22件ありまして、31年度に来ますので、その更新が必要になります。それと、これから立てる場合にはこの条例に沿った手数料をいただいて許可をするような形になります。これを受けないということはちょっと難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「異議があります」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議あるの。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すること……

〔「討論じゃないの」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論まだあるの。

〔「異議があります」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論はありますか。本案に対する反対討論か。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） 今の説明を聞いて、私どもも理解をしないまま、県がやれといったからこれを認めていくと、町の職員の今後非常に荷物になるし、わけがわからない条例ですから、もう少し煮詰めて、しっかりとわからないと、本当に看板許可して誰が取り締まるのかもわからないままやると、正直にやった人がばか見て、何もわからないで看板つけて走っている人も出るような状況になると思うので、返すわけにいかないということですから、一旦ここで、議会でこれを否決をして、私は長瀬町の職員の皆さんがしっかり業務ができるように反対をしたいと思います。

○議長（染野光谷君） では、賛成討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

2 番、田村勉君。

○2 番（田村 勉君） 非常に消化不良だと思うのです。出てきた質問見ると、長瀬町は観光の町で、いろんな商売の広告用ののぼりや看板がいっぱいあるわけでしょう。これが有料になってしまうのかという問題もあります。それから、政党関係ではポスターの問題なんか中身について規制されていて公職選挙法違反になったりする場合もあるし、道路にそういう立て看板とかそれも立てれば、これは道路交通法にも問題が出てくるし、やっぱりもう少しこの議会の中で議員が納得できるようにするために、例えばもう一期延ばして、6 月議会にもう一回よく当局のほうでも調べて、県のほうでもってどういうふう到现在までやっていたのか、それは合理性があるのか、法的に大丈夫なのかという問題についてもっと議論をしてからやるべきで、きょう採決するというのであれば、私は反対です。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

5 番、村田徹也君。

反対討論。

○5 番（村田徹也君） はい。

○議長（染野光谷君） 反対討論ですね。

○5番（村田徹也君） 反対討論です。これ非常に難しい反対討論ですが、長瀬町は観光地ということで、多くの観光地で景観条例というのを設けているのですよね、景観条例。長瀬町はそれがまだできていないというふうなことなのですが、先ほどほかの議員さんからも出ましたけれども、公有の道に立て看板が置いてあったりするというふうなことが目につきます。今回これを導入した場合に、今課長のほうで22件と言われましたが、22件以外も大分そういうのがあるわけです。そうした場合にどうなのだというふうな不公平が出てくるというふうなことで、これ受けなければいけないのだろうけれども、苦肉で、どちらかというと、そういう景観上の問題もあるということで反対ということを述べさせていただきます。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 井上です。

賛成なのですが、これは屋外広告物条例に基づいて事務手続の事務が移譲されるわけですから、屋外広告物条例がよくわかっていないと何だかわからないと思うのです。だから、この屋外広告物条例にこういうものは許可が必要ですよということが載っていると思うので、これでいうと、広告塔とはこういうものですよとかあるのではないかと思うのです。町のほうに来て、こういうものは必要だ、これは必要ない。さっき政党がどうのとありましたけれども、それもこれは除外するとかそういうのが出ていると思うので、そんなに大変な事務手続になるのではないと思うので、賛成でよろしいかと思います。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（染野光谷君） 起立少数。

よって、議案第6号は否決されました。

暫時休憩。

休憩 午後4時46分

再開 午後4時55分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（染野光谷君） ここで、会期時間を延長いたします。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第12、議案第7号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬の休所日を変更するため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第7号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬は、昨年4月に開所し、11カ月が経過したところですが、現在の休所日である平日について利用希望があること、日曜日、祝日の利用者が少ないこと、本施設は母子保健法に新たに規定された妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターとして、各種相談や保健指導等を実施しているところですが、開所日が週4日から週5日へ拡充することで、よりきめ細やかに対応できる体制が整えられること。また、子育て以外の方も保健師が平日いることで、健康や介護など、気軽に相談できる機会が増加することなどを考慮し、休所日を変更したいので、この条例を改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。7条でございますが、毎週水曜日、毎月月末及び12月28日から翌年の1月3日までの日としているところを、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例については、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 休日の変更ということでありまして、まだ11カ月しかやっていないし、切れ目ない、手厚く使うために、今、日曜日でも営業するということで始まりました。日曜日は使っていないというお話ですが、このふれ愛ベースはほかの日でも何でも、一応町がこういう検（健）診やりますよということでその曜日が多くなったり、体操をやる団体もいるのかもわからないけれども、本当に子供たちが騒げる公園までついて、屋根のある施設もある、保健師さんもいるというところは長瀬であそこしかないということですので、私は日曜日はもう少し続けてみて、よく町民の皆さんの利用の仕方を見たほうがいいと。私を感じるのは、日曜日に勤務が大変なのではないかなと受け取りました。そこで、課長に

私は聞きたいのですけれども、日曜日の利用度が少ないというのは、毎週日曜日ずっと少ないのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

11カ月たったところでございます。現在、総数で7,196名、2月までにご利用いただいております。このうち、一般の利用と町の事業とあります。一般利用につきましては、2,375名の方が利用していただいております。そのうち平日が69%、土曜日が16%、日曜日が12%、祝日は2%、正味の関係がありますので100にはならないかもしれないですけれども、おおよそ、そのぐらいの利用率となっている状況でございます。あとは、月ごとの利用の頻度という感じでございますが、おおむね暖かい季節は比較的外に出るということもあって、寒い冬場は利用者が少ないというような状況になっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 地域的に見て、利用者というのはどのくらいになっていきますか。そういう統計はとっていないですか。私が前、個人的に質問したのですけれども、全町的に利用できるということでもって、送り迎えなんかも出すみたいな話がたしかあったと思うのです。そういう点で、周知の問題があると思うのです。日曜日、少ないというのもありますけれども、もうちょっと全町的に利用できる、全町民がやっぱりあそこを利用できるよというような周知、この辺についてはどんなふうやってきたのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

地域的な利用者の統計はとっているかということでございましたが、利用の地域的な統計はとっておりません。ただし、送迎につきましては、先ほど言った利用者の中に事業というものがあります。その事業ごとに遠い方は送迎車を出して、先日も脳トレ学校の最終日、修了式がございましたが、その場合等も送迎車を出して利用していただいておりますので、そういう事業については町内全域から利用者があるというふう考えております。

また、周知の問題については、先ほど来、子育ての関係につきましては、あそこが子育て世代包括支援センターという位置づけをしております。子育て世代包括支援センターといいますのは、母子保健法が改正になりまして、県でも31年度までに全県的に設置しようと。それから、国でも一億総活躍の関係で32年度までに設置を求められている施設でございます。これらについては、あそこの施設がさまざまな子育て支援事業、それと乳幼児健診等を行っておりまして、その子育て世代の方には、かなり認知されているものと考えておりますが、それ以外のところについては、まだまだ周知が足りない面もあります。その辺につきましては、今後とも利用していただけるように周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、細かいところは抜きにして、子育て世代包括支援センターというふうなことは、今年度になんかあったのだと思います。多分今までは、ひのくち館で子育て支援の事業をやっていたと、それがこちらに来た。それから、脳トレもそうなのですが、今まで保健センターでやっていたと。そ

の事業があそこに来たと。検診等も幼児健診もあそこに来たと。それから、大人の検診等も幾つかはこちらに来たと、そういうことで利用人数があると思います。そのほかに、袋地区であそこを使ったりしている体操等もあるようです。

それから、何だったかな……ではちょっとそれは頭に出てこないで抜かします。

要するにあの建物は、当初は町全体にかかわるものだというふうに私は認識していたのです。ところが、あっちの行事をこっちへ持ってくる、向こうの行事をこっちへ持ってくると。今までの利用人数が7,496人と、一般は2,375人というふうなことなのですが、例えばあそこで講座なんかもやっていると。今までは公民館でやったりそんなので済んでいたことをあそこでやっていると。机を引っ張り出して、椅子を置いてやっているということは当然利用人数は上がると思うのですけれども、ブレーメンさんなんか多分あそこで練習なんかもしたりしているというふうなことで、確かに行ってみると、何かバルーンみたいなのをやったりとか、広いところでよく遊んでいていいなと思います。多分きょうも授業をやっています。通りかかって7名ぐらいがあそこで子育て支援の何かをやっていました。親子で合わせて14名、それから行った人もカウントしています。私も多分、自分のことはいいや。相当行っています。だから、大体事業の内容も見ています。ただ、一般の人があそこへ行って何かというのは余りないと。

よく考えてみると、土曜日、日曜日は多分シルバーさんがあそこを管理しているのです。だから、事業はないのです。だから、人が行くわけがないのです。行っているのは、親子連れで2人で来てとか、3人で来て、あそこでボールを持ってきて蹴りっこをしたりとかそういうふうには遊んだりしていると。もっともっとそれが来ればいいのです。ところが、平日は保育園があると、幼稚園があるというふうなことで、大概の子はそういうところへ行っていると。まだそれに行かないゼロ歳から何歳っていう人たちが事業があるとあそこへ来ると。大体、一月に6回です、子育て支援の事業をやっているのは。課長、そうですよね。多くで6回です。それで、利用実績はあるというふうなことなのですが、日曜日をやめにしてしまうと、普通で行く人ができなくなるのではないかなと。あそこへ公園もつくるのだけでも、日曜日にあそこへ行って、公園ででも遊ばそうかというのができなくなってしまうので、子育て支援の面からは私はどうなのかなという感じがしておりますが、統計の人数、一般の人2,375人、この人数、日曜日とか除いて割ってみると、大体一日平均7.8人なのです。2,375人に11カ月で割ると多くて1日で8人なのです。そんなふうなことで、課長、日曜日を休みにしたということは……

○議長（染野光谷君） 質問は簡潔にお願いします。

○5番（村田徹也君） 見込みをどうとっているかお願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

前段では、他施設から事業を移ただけで利用者がふえているというようなご質問でございましたが、かなりいろんな事業で、特に子育て支援事業なんかにつきましては、ひのくち館でやっていたものをこちらに移してよかったなと思える点は参加者が非常にふえております。出生数に比べて参加者がふえているということで、かなり便利に使わせていただいているという点もございます。

また、脳トレなど各種介護予防の事業につきましても現在参加がふえているというようなこともありまして、足腰らくらくなんかは、いきいきセンターですけれども、2回に分けて行うようになったり、さまざまな点で利用者がふえているということもあるということはお答えしておきたいと思います。

それと、土日祝日は、議員おっしゃるとおり、シルバー人材センターのほうに委託しております。基本

的には事業を行わない、貸し館というような形になっております。また、日曜日は町で事業を何回か行ったりしたときはやはり多いですが、通常の日曜日の利用については余り利用者がいないというような形で、今回はこのような形で平日に重点を置いたというような形の体制をとらせていただくというふうにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

5番、村田徹也君。反対討論ですか。

○5番（村田徹也君） はい。

○議長（染野光谷君） 反対討論ですね。

○5番（村田徹也君） はい。11カ月という年月しかたっていないというふうなことで、検証にしては余りにも1年たっていないので少な過ぎるのではないかと。もう少し日曜日の活用というふうなことを考えてやったほうがいいのではないかとということで反対します。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 昨年発足、使用開始された多世代ふれ愛ベース長瀬でありますけれども、実際のところ5番議員は29年度の建設予算にも反対し、また工事契約にも反対していたというふうに私は記憶しているのです。ですから、何からかにまであそこに関しては反対を貫いているというふうにも見受けられます。

それと同時に、子育て世代に非常に長瀬町は今重点を置こうとしていることであります。そういう中で、こういうふうな場所が町なかにあって、広々としていて、伸び伸びと子供を育てられる、集まってこれる、いろんなことであそこは大変よろしい場所であるということところである。とにかく子育てに重点を置いた情報の提供、助言、保健指導、より細やかな対応できる体制を整えてまいるセンターということで位置づけられておりますので、これは休日、シルバー人材センターに委託する部分が多少減るということもあるし、平日であればそのまま保健師が勤務するというふうにも言えるわけでもあります。ですから、そういうふうな面で私は賛成をいたします。

○議長（染野光谷君） ほかにありますか。

〔「反対意見」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 反対、8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） これは休日を、中央公民館が一番最初にできたときも、全部日曜から月末休館日だけでずっとやっていました。人が来ようが来まいが、それはずっとやっていました。

だけれども、今すぐにやるということは、なお時期尚早かと思うのです。なぜかといいますと、本野上地区公園の公園ができていなくて、できてお客さんが余りにも来ないからという、公園もできていないうちに、もう中に入って遊ぶ人のことを考えなくて、ではこれを見ると職員だとか何かにすごく都合のいい一部改正だと思うのです。毎週水曜日を日曜日に改め、毎月末日を国民の祝日に関する法律に規定する休日ということになってしまう、うんとうんと休みができてしまうと思うのです。せっかくお金をかけてそ



こをつくったのですので、一番最初やってみなくてはわからないので、ちゃんと本野上地区公園ができてからでも遅くないと思いますので、私はこの案については時期尚早と思いますので、反対いたします。

○議長（染野光谷君） 次に賛成討論を許します。

4番、賛成の発言。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。まさに今うちの子供たちもこちらに週に一、二回行っているところでございますけれども、周りに聞いても、日曜日、ほかに遊びに行くという意見がすごく多いようでございます。

もう一つ、まだ1年にも満たないといっても11カ月たっているところで、この3月、4月の切りかえの時期に、一度また日曜日に変えてみて、それでまた1年たったときに、やっぱり水曜のほうがよかったよねというのであれば、それでまた変えればいいことかなと思います。それほどこれは難しい問題ではないと思いますので、一度変更してみるのもよいかなと思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

〔「反対の立場から」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 反対ですね。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは、水曜日の休日を日曜日に変更するというのがこの条例の中身だと思うのです。さっき新井議員が言ったように、どこそこで反対したから、これも反対したから反対だとか、そういう問題ではないと思うのです。時期尚早もあると思います。まだ1年でしょう。今隣に公園もできたわけです。公園の活用とあわせると、また人の出入りも変わってくるという意味で、もうちょっと、もう一年ぐらい様子を見て、統計で判断したほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第13、議案第8号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

学校教育法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第8号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、学校教育法の改正に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されることにより行うものでございます。

内容といたしましては、平成31年4月1日から学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられ、専門職大学は前期、後期に課程を区分することができるとされました。この専門職大学の前期課程修了者は短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとし、短期大学相当の文部科学大臣の定める学位が授与されることから、前期課程終了者を短期大学卒業者と同等の者として取り扱うための改正でございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。第10条第3項第5号でございますが、専門職大学の前期課程を修了した方について、放課後児童支援員の基礎資格要件を有する者として追加をするというものとなっております。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 長瀬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎延会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することは可決されました。

---

◇

◎次会日程の報告

○議長（染野光谷君） 次会の日程をご報告いたします。

あす6日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

---

◇

◎延会の宣告

○議長（染野光谷君） 以上をもちまして本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦勞さまです。

延会 午後5時21分

## 平成31年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成31年3月6日（水曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

|    |   |   |   |   |   |     |   |   |     |   |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 1番 | 井 | 上 | 悟 | 史 | 君 | 2番  | 田 | 村 | 勉   | 君 |
| 3番 | 野 | 原 | 隆 | 男 | 君 | 4番  | 岩 | 田 | 務   | 君 |
| 5番 | 村 | 田 | 徹 | 也 | 君 | 6番  | 野 | 口 | 健二  | 君 |
| 7番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君 | 8番  | 大 | 島 | 瑠美子 | 君 |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君 | 10番 | 染 | 野 | 光谷  | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|            |   |   |   |   |   |   |               |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|---|---------------|---|---|---|---|---|
| 町長         | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長           | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 教育長        | 野 | 口 |   |   | 清 | 君 | 会計<br>管理<br>者 | 田 | 嵩 | 俊 | 浩 | 君 |
| 総務課長       | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |   | 企画財政<br>課長    | 内 | 山 | 雅 | 人 | 君 |
| 税務課長       | 相 | 馬 | 孝 | 好 | 君 |   | 町民課長          | 若 | 林 |   | 智 | 君 |
| 健康福祉<br>課長 | 中 | 畝 | 康 | 雄 | 君 |   | 産業観光<br>課長    | 南 |   |   | 勉 | 君 |
| 建設課長       | 坂 | 上 | 光 | 昭 | 君 |   | 教育次長          | 福 | 島 | 賢 | 一 | 君 |

事務局職員出席者

|      |   |   |  |   |  |    |   |   |   |   |
|------|---|---|--|---|--|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 野 | 口 |  | 晃 |  | 書記 | 中 | 畝 | 健 | 一 |
|------|---|---|--|---|--|----|---|---|---|---|

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のために出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第 1、議案第 9 号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第 9 号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,874万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を33億4,695万1,000円にしようとするものであります。

また、地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第 9 号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明をいたします。

まず、平成30年度長瀬町一般会計補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ9,874万5,000円を減額し、総額33億4,695万1,000円にするものでございます。

第2条の地方債補正についてでございますが、6、7ページをごらんください。第2表、地方債補正でございますが、定住促進事業及び社会資本整備総合事業は、各公園整備事業及び幹線1号線道路改良工事事業の事業費が減額したことによる減、道路新設改良事業及び体育施設整備事業の増額は、当初予算及び補正予算で地方債を充当していなかった事業に地方債を充当するため増額するものでございます。その結果、合計限度額を3億903万7,000円にするものでございます。

12、13ページをごらんください。まず、歳入の補正の主なものにつきましてご説明をいたします。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人、補正額400万円の増額及び第2目法人、補正額1,000万円の増額は、それぞれ現年課税分が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

第2項固定資産税、第1目固定資産税、補正額3,200万円の減額及び第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額360万円の減額は、当初見込みを下回ったことによる現年課税分の減額でございます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額181万6,000円の増額は、国の補正予算成立に伴いまして、普通交付税が増額されたことによるものでございます。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第3目教育使用料、補正額3,000円の増額は、総合グラウンド敷地内に自動販売機を設置したことによるものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額1,505万3,000円の減額は、国からの交付決定により交付額が確定したことによるものや、事業執行見込み額が予算を下回ることによるものでございます。

14、15ページをごらんください。第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額309万円の減額、第2目衛生費国庫補助金、補正額18万2,000円の減額及び第3目土木費国庫補助金635万円の減額につきましても国からの交付決定により交付額が確定したことによるものや、事業執行見込み額が予算を下回ることによるものでございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費県負担金、補正額16万1,000円の増額、第2目民生費県負担金、補正額716万4,000円の減額は、県からの交付決定により交付額が確定したことによるものや、事業執行見込み額が予算を下回ることによるものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額207万3,000円の減額につきましても県からの交付決定により交付額が確定したことによるものや、事業執行見込み額が予算を下回ることによるものでございます。

16、17ページをごらんください。第4目農林水産業費県補助金、補正額227万3,000円の減額は、県からの交付決定により交付額が確定したことによるものでございます。

第7目教育費県補助金、補正額25万円の減額も県からの交付決定により交付額が確定したことによるものでございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目基金利子、補正額1万6,000円の増額は、各基金等の運用益でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金、補正額482万円の減額は、ふるさと長瀬応援寄附金額が返礼品の見直し等により減少したことによるものでございます。

第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、補正額105万8,000円の減額は、交付決定により交付額が確定したことなどによるものでございます。

第20款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額2,650万円の減額は、長瀬地区公園整備事業を初め、各公園整備事業の事業費が減額したことによるものでございます。

18、19ページをごらんください。第4目土木債、補正額1,790万円の増額についてですが、第1節道路新設改良事業債は、幹線8号線道路新設改良工事等の道路新設改良事業に地方債を充当するため2,150万円を増額し、第2節社会資本整備総合事業債は、幹線1号線整備事業の事業費が減額したことにより360万円減額するものでございます。

第9目教育債、補正額1,440万円の増額は、塚越グラウンド整備事業に地方債を充当するためのものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額4,146万8,000円の減額は、歳出の減額が歳入の減額を上回ったため、財政調整基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明をいたします。

20、21ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額68万4,000円の増額についてですが、第2節給料20万円は、人事院勧告による給与改定に伴う増額、第4節共済費48万4,000円は、一般職共済組合負担金の執行見込み額が予算額を上回ったことによる増額でございます。

第9目自治振興対策費、補正額2,135万6,000円の減額は、長瀬地区公園整備工事費の減額によるものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、補正額158万4,000円の減額は、ふるさと納税の寄附金額が減少したことから、返礼品等の諸経費を差し引いた基金積立額を減額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額377万6,000円の減額についてですが、第11節需用費254万4,000円及び第12節役務費69万2,000円は、ふるさと納税の寄附件数が減少したことから、返礼品等の経費について減額するものでございます。

第14節使用料及び賃借料54万円についてですが、お試し移住定住用住宅の事業実施を見送ったことにより減額するものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額104万4,000円の減額は、納税推進コールセンター業務委託料が確定したことによるものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額240万1,000円の減額は、各事業において事業執行見込み額が予算額を下回ったことによるものでございます。

第3目社会保険費、補正額453万円の増額、22、23ページに移りまして、第4目老人保険費、補正額175万4,000円の減額及び第5目介護保険費、補正額448万8,000円の減額につきましては、主に各特別会計への繰出金の確定に伴うものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額3,420万3,000円の減額は、各事業において事業執行見込み額が予算額を下回ったことなどによるものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目し尿処理費、補正額115万6,000円の減額は、合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金の申請がなかったことによるものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費、補正額224万6,000円の減額は、予防接種委託料の事業執行見込み額が予算額を下回ったことによるものでございます。



24、25ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額20万7,000円の減額及び第3目農業振興費、補正額224万5,000円の減額は、農業委員報酬は増額になったものの、その他の経費につきましては事業執行見込み額が予算額を下回ったことによるものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第3目道路新設改良費、補正額520万円の減額は、道路新設改良事業の事業執行見込み額が予算額を下回ったことによるものでございます。また、地方債を充当するため財源更正を行うものでございます。

第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費、補正額1,150万円の減額は、幹線1号線道路改良工事の事業執行見込み額が予算額を下回ったことによるものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額103万9,000円の減額は、消防団員の退職報償金の確定によるものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額124万1,000円の増額は、一般職共済組合負担金が見込みを上回ったことによる増額でございます。

26、27ページをごらんください。第7項保健体育費、第2目体育施設費、補正額997万4,000円の減額についてですが、第11節需用費2万6,000円は総合グラウンドの電気代及び水道代の執行見込み額が予算を上回ることにより増額し、第15節工事請負費1,000万円は町営塚越グラウンド整備工事の事業費確定により減額するものでございます。また、地方債を充当するため、財源更正を行うものでございます。

第3目学校給食費、補正額38万5,000円の増額は、学校給食センターのグリストラップ設備の腐食したふたと枠組みの交換、修繕を行うものでございます。

以上で、議案第9号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、企画財政課長にお尋ねしますが、9ページのところなのですが、地方債の限度額が変わってというふうなことで出されているのですが、この額でいきますと、実質公債費比率というのは、これ歳入と歳出別に出すのですか。私、計算したら9.23と10.16ぐらいになって9.70ということなのですが、ちょっとこのところわからなかったのも、もしデータを持っていたらばお願いしたいと思います。

あと体育施設整備事業債が出ているわけなのですが、これは一番最後のほうの塚越グラウンドのグラウンド整備工事というのがありますが、ここのところで補正前の額が4,241万円ということで補正がかかって3,243万6,000円というふうなことに減額になったと思うのですが、この予算が当初予算では出ていなかったような気がするのですよ、年度当初予算。今ここに持っていないのでわからないのですが、あれ、当初予算、この間見たような気がしたのですが、どこから出てきたのかなというのがちょっと疑問なので、その点について。

あともう一点、済みません、補正予算の25ページで、埼玉県産地パワーアップ事業費補助金というのがあるわけなのですが、これが大分減額になったということは、申請がなかったのかなというふうな感じがするのですが、これ申請がないと、また来年度以降、県からこういう補助金が減らされて、ますます農業が衰退してしまうのかな、これは申請がなかったのならしょうがないのですが、一応そういうことで減額になったのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですが、実質公債費比率につきましては、こちら決算の際にお出しするという形になりまして、今は予算は見込みで組まさせていただいているところがございますので、決算が出次第、出させていただきますと思いますので、今ここではちょっと答弁ができないということでご理解をいただければと思います。

それと、2点目の、補正予算書でいうと26ページの第2目体育施設費につきましては、今年度の6月補正で、塚越グラウンドの整備工事費の補正予算を上程させていただいてお認めいただいたということで、この補正前の額が4,241万円になっているということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

〔「あと1個、産地パワーアップ」と言う人あり〕

○企画財政課長（内山雅人君） 産地パワーアップにつきましては、産業観光課長のほうからお答えを差し上げます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えします。

予算書の25ページになるかと思いますが、産地パワーアップ事業につきましては当初3件ありまして、3件そのまま申請が通っております。この差額につきましては、県のほうで入札を行いまして、入札が低かったため、その差額が出たことにより減となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、産業観光課さんのほうについては、例のブドウのほうの関係のですね。それでは、額が少なくなったということで承知しました。

あとちょっと塚越グラウンドについては異議云々というのではないのですけれども、あの工事をするに当たって、当初土をもらえるので、ただでできるというようなお話だったと思うのです。6月に、多分これは予算化を補正でされたということは私も承知しているのですけれども、年度当初のところで、これ出てきてもよかった予算かなと。今言ってもこれ失礼だと思うのですけれども、一応、そんな感じがしたので、ちょっとつけ加えさせていただきますが、そのところが結構な事業なので、年度当初で出られたのではないのかなと、今振り返って思うところなのですが、もし答弁できれば。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

当初でということだったのですけれども、こちらのほうはスポーツ振興くじ助成金の申請をしている段階で、まだ補助金がつくかどうかわからなかったものですから当初で組めなかったわけです。その後、補助金が交付決定されるということで、どうしても6月補正に出させていただいたわけです。当初に、この補助金を使ってグラウンド整備をしようということで進めていまして、まだ当初予算の段階では補助金が内定というのですか、交付決定が来ていなかったものですから、交付決定が来てから予算化させていただきました。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ページは25ページです。道路新設改良工事400万の減額、その下に幹線中央線の850万円の減額、この2つについてどういうわけかこういう減額になっているのか教えてください。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 関口議員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては入札を行いまして、入札の額が低くなっておりますので、その差額を減額させていただいております。幹線1号線についても道路改良事業についても差額が出ておりますので、その減額ということです。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 入札で400万減額になったということですよね。かなり業者も頑張ったのだと思うのだけれども、幹線1号線についても入札でこれだけ安くなったという解釈でいいのですか、もう一度お願いします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の再質問にお答えいたします。

幹線1号線につきましても入札の落札額が低かったため、差金が出たための減額でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 20ページの自治振興対策費の工事請負費、長瀬地区公園整備工事なのですが、僕がちょっと聞き漏らしたのかもしれないのですが、こちらは予定どおりのものができて、これだけ安くできたということなのか、またもし入札差金だとしても2割以上安くできたということは、見積もりが少し甘かったのかなということも考えられると思いますが、こちらについて伺います。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬地区公園整備につきましては、30年度予算の中で若干の設計等は変更を行っておりまして、設計額自体が減額になっております。また、入札を執行したことによって減額も含まれておりますので、今回のような約2,000万というような大きな減額ということになります。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 25ページの幹線1号線（南桜通り）道路改良工事の850万円と300万円の減額についてなのですが、昨年の当初予算のときの説明であります、この5,500万円という最初予算を立てたとき、元小沢商店を下がった丁字路から、元大正館の入り口に当たる292メートルを工事するというふうな説明がありました。今、上長瀬方面からあの道を歩いていきますと、大分整備がされてきて非常にいい道になったなということで喜んで通っているところなのですが、実際のところ、道路が途中で大正館入り口のY字路のところまで来ないうちに約80メートル、90メートル手前で工事がとまっているという状況の中です。あそこに面している住宅所有者に理解が得られなくて工事がストップした状態で、当初よりも200メートルくらいしかできなかったのかというふうな想像をするわけですが、その辺のところについて理解いただけなかったこと、またその理解いただくために何か努力したことをお話しいただきたい

いのですけれども、こういう交渉は建設課でやるのですか、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、新井議員の質問にお答えいたします。

当初予算のときには290メートルということで予算を要求して通ったわけですが、資材等の高騰、人件費等の高騰によりまして、実際の設計をしてみますと延長が短くなってしまっております。当初設計でいきますと約490万ぐらいで設計して、約200メートルの工事しかできなかったということになります。また、用地交渉等につきましては、建設課のほうで対応はしております。今回のところにつきましては、現在のところまでしかできなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ということは、当初予算で説明したのが292メートルというふうに言われていたのが、約200メートルしかできない予算であったということなのですか。普通でしたら、目的のところまで達しようとした場合には、予算も増額補正を願い出るとか、何かしながらやり切ることもあるのではないかと思いますのですけれども、その辺のところはどうなのですか。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 新井議員の質問にお答えいたします。

当初設計で組んだ額でありまして、その後、変更等もありましたし、あそこの桜並木がずっとありまして、その桜並木の伐採、抜根等も変更で対応しなくてはいけないということで、その額が設計額に含まれておりませんでしたので、どのくらいの変更増額になるか、ちょっとその辺がわからなかったため、工事等の延長を延ばすということができませんでした。また、工事もそういうことでちょっと不確定要素がありましたので、延長を延ばすということはなかなか難しかった状況でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろんな諸要素といいますか、原因があるかと思うのですけれども、それにしても、ここに来て1,150万円減額するというふうなことであったら、結局ある程度の距離ができたというふうなことも見込めるわけです。ましてや、ちょうどあとわずかの100メートルぐらいのところというのは一番お金がかかる事業というか、場所だと思うのです。それと同時に、この費用が都市再生整備計画事業に関する国からの補助金というものがちょうど5年というのですか、こういう枠で、この年度は30年度がおしまいというときであったと思うのです。ですから、そういうふうなことで、地方債であったりとか国庫金の減額を申請するということになると、全く残念な結果になっていると思うのです。ですから、結局、課長が説明していただいたのは表面向き、表向きな状態で、大変言いにくいこともあってのことかと思うのですけれども、この工事が本当を言ったら中断してしまったというふうに受けとめてしまうのですけれども、その辺どうでしょうか。本当に地元の人たちはがっかりしていますよね、沼地区の人たちはあそこで。確かにいろんな協力を得られなかったものがあるのかと思うのですけれども、その辺のところについて何回ぐらい交渉に行ったのか、その辺どうだったのか、一応地元住民の協力度といいますか、そういうことについて、これは最後の3回目の質問なのですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 今現在のところとまっている工事につきましては、予定どおりの当初計画と

いうか、当初の設計額で組みました延長の工事でございます。

また、補償費の300万につきましては、こちらは電柱移設の関係が、うちのほうで民地から民地移動ということで100%を見ていたわけでございますが、こちらについては民地から官地ということで半額になりまして、東電とN T Tのほうにお支払いした額でございます。こちらにつきましても3月とかになりまして確定になりますので、この分を工事に回すということはなかなか難しいものでございます。

用地交渉ということですが、こちらにつきましては当初計画のとき、いろいろ何回か、地元で3回開催しております。それで、そちらで用地交渉というか、説明会を開催させていただいたようでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 平成30年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第2、議案第10号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を10億2,089万5,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第10号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入

歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,089万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして予算説明書によりご説明いたします。

補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。初めに、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は290万円を増額し、補正後の額を1億3,494万1,000円とし、第2目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は60万円を減額し、補正額の額を102万4,000円とするもので、これらにつきましては、この時期になりまして収入見込み額が固まってきたことにより、それぞれの節において増額、減額をするものでございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金の補正額は1,730万円を減額し、補正後の額を6億8,011万7,000円とするもので、県からの普通交付金額の見込み額が固まったことに伴い、減額をするものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の補正額は422万2,000円の増額で、補正後の額を5,824万7,000円とするもので、繰入額の決定に伴い、それぞれの節において増額をするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は21万4,000円の増額で、補正後の額を2,638万6,000円とするもので、給与改定に伴い、職員共済費の増額を行うものでございます。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費の補正額は1,560万円の減額で、補正後の額を5億7,183万2,000円とするもので、第1目一般被保険者療養給付費、第2目退職被保険者等療養給付費及び第2目一般被保険者療養費でございますが、被保険者の疾病、負傷に対する医療費の保険者の負担分で、7割、8割分を医療機関等に支払う費用となっております。それぞれの項目において減額を行うものでございます。

次に、第2項高額療養費、第2目退職被保険者等高額療養費の補正額は170万円の減額で、補正後の額を8,244万1,000円とするもので、加入者数の減により支給額の減少が見込まれるため減額をするものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者医療給付費分でございますが、補正後の額は変わりませんが、国、県からの負担金が増額され、繰入金が確定されたことにより、財源内訳のとおり財源の組み替えを行うものでございます。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金の補正額は630万8,000円で、補正後の額を3,661万円とするもので、国保財政の不測の事態などが生じた際に備えるため、国民健康保険財政調整基金への積み立て額を増額するものでございます。

以上で、議案第10号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今の説明ですと被保険者が減っていると。しかし、3ページのところの国民健康保険税が補正額で230万ふえているというのですけれども、これはどういうふうな中身なのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

こちらの国民健康保険税につきましては、当初見込んでいた額よりも収入見込み額が多くなるという、今月に確定するのですけれども、が予想されるため増額をするものでございます。被保険者数が減少しているということなのですけれども、昨年度の平成30年度の当初予算のときに見込んだ額より収入額が増加するということが見込まれましたので、今回増額補正をするものでございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第3、議案第11号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,155万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億6,671万2,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第11号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,155万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,671万2,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。款項別の補正額につきましては、ごらんのとおりとするものでございまして、内容につきましては予算説明書によりご説明いたします。

初めに、歳入につきまして、6 ページ、7 ページをごらんください。第 1 款保険料、第 1 項介護保険料、第 1 目第 1 号被保険者保険料の現年賦課分72万8,000円の減額は、予算と比較し、収入額が少なくなる見込みとなったため減額するもので、補正後の額を 1 億6,495万5,000円とするものでございます。

次に、第 3 款国庫支出金55万9,000円の増額で、補正後の額を 1 億6,891万7,000円にするもので、国からの負担金、交付金の交付決定によるものでございます。

次に、第 4 款支払基金交付金1,849万1,000円の減額で、補正後の額を 1 億7,480万2,000円にするもので、社会保険診療報酬支払基金の交付決定によるものでございます。

次に、第 5 款県支出金158万9,000円の増額で、補正後の額を 1 億1,106万円にするもので、県からの負担金の交付決定によるものでございます。

次に、第 7 款繰入金448万8,000円の減額で、補正後の額を 1 億16万円にするもので、介護給付費に係る一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページ、11ページをごらんください。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費は、財源内訳の組み替えを行うものでございまして、補正額についてはゼロとなっております。

次に、第 2 款保険給付費2,425万円の減額で、補正後の額を 6 億6,486万円とするもので、第 1 項介護サービス等諸費2,200万円の減額、第 2 項介護予防サービス等諸費100万円の減額、第 4 項高額介護サービス等費50万円の減額、第 5 項高額医療合算介護サービス等費50万円の減額、第 6 項特定入所者介護サービス等費25万円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせまして減額をするものでございます。

次に、12、13ページをごらんください。第 4 款地域支援事業費、補正額506万円の減、補正後の額を3,843万2,000円とするもので、第 1 項介護予防・生活支援サービス事業費416万円の減でございますが、各目の費用実績見込みに合わせ、減額するものでございます。

第 2 項一般介護予防事業費は、財源内訳の組み替えを行うもので、補正額はゼロとなっております。

第 3 項包括的支援事業・任意事業費は、費用実績見込みに合わせて90万円を減額するものでございます。

次に、第 5 款基金積立金、補正額775万1,000円、補正後の額を3,494万9,000円とするものでございますが、第 1 項にあります基金積立金775万1,000円を増額をするものでございます。この基金については、保険事業に要する費用の不足額に充てるための基金でございまして、今回775万1,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第11号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8 番、大島瑠美子君。

○8 番（大島瑠美子君） 13ページの13委託料の90万円ですけれども、紙おむつ支給事業委託料は減っているのですけれども、これは使用する人というのが、人員が減ったのでしょうか。元気になって外れたのか、それとも人数が少なくなったのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の質問にお答えいたします。

90万円につきましては、紙おむつの支給の事業費の減でございますが、対象者が減っていると。在宅で要介護が高い方に支給しておるのですが、なかなか今在宅でというのは難しい状況にもなっておりまして、施設入所とか多くなっております関係から対象者が減りましたことから、事業見込み額としてこの金額を



減するというようなものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第4、議案第12号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億165万6,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第12号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億165万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして予算説明書によりご説明いたします。

6ページ、7ページをごらんください。初めに、歳入でございますが、第4款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の交付額が確定したことにより175万4,000円を減額し、補正後の額を2,253万2,000円とするものでございます。

次に、第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は、保険料に還付金が生じるため2万9,000円を増額し、補正後の額を31万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は175万4,000円の減額で、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金見込み額が固まりましたので、減額を行うものでございます。

次に、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金の補正額は2万9,000円の増額で、被保険者の修正申告に伴い、保険料に還付金が生じるため増額を行うものでございます。

以上で、議案第12号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第13号 平成31年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 平成31年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ31億460万7,000円となり、前年度予算と比較し1億2,711万6,000円、3.9%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容について各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長にお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第13号 平成31年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明をいたします。

まず、平成31年度長瀬町一般会計、特別会計予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ31億460万7,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債のご説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるものでございまして、1億5,000万円とさせていただくものでございます。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

まず、6ページの第2表、債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補助は、平成31年度融資分を平成32年度以降借り入れた資金の1%以内、また中小企業経営対策資金利子補助は、平成30年度融資分を平成32年度から平成39年度まで、限度額154万5,000円について設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債でございますが、起債の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を借り入れるもので、上から庁舎施設整備事業2,210万円、水道広域化施設整備事業出資3,240万円、橋梁長寿命化事業970万円、道路新設改良事業3,940万円、河川改良事業1,000万円、公営住宅長寿命化事業870万円、学校給食センター配送車整備事業690万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債1億円、以上によりまして合計限度額を2億2,920万円とさせていただくものでございます。

次に、130ページをお開きください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄をごらんください。左からになります。平成29年度末現在高は30億2,795万2,000円で、平成30年度末現在高見込み額が30億2,855万4,000円となりまして、60万2,000円増額となっております。こちらの理由でございますけれども、平成29年度一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費を設定し、財源として地方債1,200万円を繰り越しましたが、その後関係機関と協議をいたしまして、1,060万円の地方債を平成30年度に起債することになった結果、平成30年度中の起債見込み額が元金償還見込み額を上回ったことによるものでございます。

次に、平成31年度中の起債見込み額でございますが、2億2,920万円、元金償還見込み額が3億1,465万5,000円となりますので、その結果、平成31年度末現在高見込み額は29億4,309万9,000円となり、平成30年度末に比べ8,545万5,000円の減となる見込みでございます。

なお、2、減税補填債、3、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債となっております。

それでは、次に、お配りしてあります資料、平成31年度当初予算の概要の1ページをお開きください。

1、予算規模でございますが、一般会計は31億460万7,000円で、前年度比1億2,711万6,000円の減額、3.9%の減となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計は47億7,679万6,000円で、前年度比1億5,770万5,000円の減額、3.2%の減でございます。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明をいたします。

まず、1、町税予算額8億2,662万2,000円は、町民税や軽自動車税の増額はあるものの、固定資産税の減額によりまして、前年度比403万円の減額、0.5%の減となっております。

2、地方譲与税から12、交通安全対策特別交付金のうち、平成31年度税制改正により車体課税の見直しながされた8、自動車取得税交付金及び9、環境性能割交付金以外は、平成30年度までの決算見込み額などから推計をいたしまして、予算額を計上しているものでございます。

8、自動車取得税交付金、予算額472万9,000円、前年度比327万1,000円の減額、9、環境性能割交付金、予算額189万4,000円は皆増となっております。平成30年度当初予算額の自動車取得税交付金より減少する理由といたしましては、総務省が試算をしました全国の平成31年度自動車取得税の税収見込み額が減少していることや、環境性能割交付金になりますと、市町村への交付金の交付割合が100分の70から100分の47に引き下がることなどを踏まえ、推計したことによるものでございます。

10、地方特例交付金、予算額757万9,000円は、本年10月から実施される幼児教育無償化に係る経費を平成31年度に限り国が全額負担するため、前年度比457万9,000円の増額、152.6%の増となっております。

13、分担金及び負担金、予算額4,597万4,000円は、保育園保護者負担金や学校給食費などでございますが、本年10月から実施される幼児教育無償化により、3歳から5歳児の保育園保護者負担金が無料になることから、前年度比1,038万7,000円の減額、18.4%の減となっております。

14、使用料及び手数料、予算額2,541万3,000円は、町営住宅使用料や各グラウンドの使用料、戸籍住民基本台帳発行手数料などでございまして、前年度比95万7,000円の増額、3.9%の増となっております。

15、国庫支出金2億6,245万8,000円は、平成30年度で魅力あるまちづくり総合整備地区都市再生整備計画が終了したことによりまして、社会資本整備総合推進交付金が減額になることから、前年度比3,224万8,000円の減額、10.9%の減となっております。

16、県支出金、予算額1億9,191万9,000円は、県議会議員選挙、統一地方選挙、参議院議員選挙、県知事選挙の実施により、選挙費県委託金が増額することなどから、前年度比1,793万3,000円の増額、10.3%の増となっております。

18、寄附金、予算額1,137万3,000円は、平成30年度におきまして、ふるさと長瀬応援寄附金の寄附金額が減少していることを踏まえたことにより、前年度比362万8,000円の減額、24.2%の減となっております。

21、町債、予算額2億2,920万円は、庁舎施設整備事業、道路新設改良事業などに充てる起債と、実質的な地方交付税の代替財源でございます臨時財政対策債の借り入れによるものでございまして、対前年度比8,560万円の減額、27.2%の減となっております。

22、繰入金、予算額1億8,222万8,000円でございますが、歳入と歳出との不足額に充てるため、財政調整基金及び減債基金等を繰り入れるものでございまして、前年度比2,590万4,000円の減額、12.4%の減となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、4ページをごらんください。歳出の概要につきましてご説明をいたします。

まず、目的別の歳出でございます。1、議会費、予算額4,241万1,000円は、前年度比26万3,000円の減額、0.6%の減となっております。

2、総務費、予算額7億8,426万4,000円は、一般職退職手当負担金や庁舎昇降機改修工事、県議会議員選挙を初めとする計4回の選挙事業などの増額などがありましたが、長瀬地区公園整備工事の終了などによる減額によりまして、前年度比1,115万1,000円の減額、1.4%の減となっております。

3、民生費、予算額8億7,135万1,000円は、本野上地区公園整備工事の終了や児童手当の減額などによりまして、前年度比3,800万7,000円の減額、4.2%の減となっております。

4、衛生費、予算額4億6,147万6,000円は、秩父広域市町村圏組合上水道事業への生活基盤施設耐震化事業出資金の減額によりまして、前年度比2,136万9,000円の減額、4.4%の減となっております。

6、農林水産業費、予算額1,705万6,000円でございますが、井戸農村公園整備工事の終了による減額な

どにより、前年度比1,497万8,000円の減額、46.8%の減となっております。

7、商工費、予算額3,270万5,000円は、観光振興計画策定業務委託の増額などがございますが、観光パンフレット制作業務の終了などによる減額によりまして、前年度比6万4,000円の減額、0.2%の減となっております。

8、土木費、予算額1億3,077万1,000円は、河川改修事業、袋団地外壁等改修工事の増額などがございますが、幹線1号線整備事業の終了などによる減額によりまして、前年度比3,719万1,000円の減額、22.1%の減となっております。

9、消防費、予算額1億6,373万9,000円は、消防団防火衣整備更新事業や全国瞬時警報システム新型受信装置等設置業務の終了などによる減額がございますが、常備消防事業負担金の増額によりまして、前年度比79万2,000円の増額、0.5%の増となっております。

10、教育費、予算額2億6,316万8,000円は、郷土資料館展示室改修工事及び給食管理システムソフトレンタルの終了などによる減がございますが、学校給食センター配送車購入費などの増額により、前年度比172万8,000円の増額、0.7%の増となっております。

12、公債費、予算額3億3,245万1,000円は、前年度比658万2,000円の減額、1.9%の減となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんください。こちらにつきましても主なものにつきましてご説明をいたします。

1、人件費、予算額6億7,883万2,000円は、一般職退職手当負担金の増額によりまして、前年度比1,074万円の増額、1.6%の増となっております。

2、物件費、予算額4億1,883万9,000円は、コミュニティバス実証実験及び公共施設個別施設計画策定業務を初めとする各種計画策定業務の増額によりまして、前年度比1,684万2,000円の増額、4.2%の増となっております。

3、維持補修費、予算額2,602万1,000円は、屋外拡声子局障害対応修繕工事、第二小学校施設修繕工事等の増額によりまして、前年度比240万円の増額、10.2%の増となっております。

4、扶助費、予算額5億358万円は、児童手当事業や障害者自立支援給付事業等の減額によりまして、前年度比994万3,000円の減額、1.9%の減となっております。

5、補助費等、予算額7億6,867万7,000円は、療養給付費負担金や多子世帯保育料軽減事業補助金等の減額がございましたが、下水道組合や秩父広域市町村圏組合の負担金等の増額により、前年度比159万2,000円の増額、0.2%の増となっております。

6、普通建設事業費、予算額1億2,198万7,000円は、長瀬地区公園整備事業を初めとする各公園整備事業、幹線1号線整備事業の終了による減額により、前年度比1億2,682万2,000円の減額、51%の減となっております。

8、公債費、予算額3億3,245万1,000円は、借入金の元金、利子の償還で、前年度比658万2,000円の減額、1.9%の減となっております。

9、積立金、予算額1,683万円は、公共施設整備基金、ふるさと長瀬応援基金等への積立金で、前年度比32万8,000円の増額、2.0%の増となっております。

10、投資及び出資金、予算額3,983万7,000円は、秩父広域市町村圏組合上水道事業への出資金が減額することにより、前年度比1,674万8,000円の減額、29.6%の減となっております。

11、貸付金、予算額224万円は、入学準備金及び育英奨学金の貸付金で、前年度比36万円の増額、19.1%の増となっております。

12、繰出金、予算額1億9,030万9,000円は、介護保険特別会計への繰出金の減額がございましたが、国民健康保険特別会計への繰出金が増額することによりまして、前年度比71万7,000円の増額、0.4%の増となっております。

以上が平成31年度長瀬町一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当課の主な事業につきまして、平成31年度長瀬町一般会計予算説明書によりご説明をいたします。

最初に、企画財政課で所管をしております主な事業につきまして、ご説明をいたします。

予算書38ページ、39ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算額306万6,000円は、「広報ながとろ」の発行に係る費用でございます。

次のページにかけてになりますが、第3目財政管理費、予算額117万4,000円は、前年度比1万2,000円の増額となっております。こちらは、予算書の印刷代や統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる連結財務書類作成システム構築委託料でございます。

40、41ページをごらんください。第6目財産管理費、予算額5,922万2,000円、前年度比2,882万3,000円の増額となっております。当該目で計上している予算は、庁舎の光熱水費や保守点検などの維持管理、公有財産及び物品管理などでございます。

第13節委託料2,116万3,000円のうち、平成30年度に引き続きまして、公共施設個別施設計画を策定するため、1,082万4,000円を計上いたしております。

42、43ページをごらんください。第15節工事請負費2,289万8,000円は、設置から20年以上経過した本庁舎昇降機の改修工事及び経年劣化によりふぐあいが生じている本庁舎1階排煙窓の改修工事を新規事業として実施するものでございます。

44、45ページをごらんください。第12目ふるさと長瀬応援基金費、予算額632万円は、前年度比31万9,000円の増額でございますが、ふるさと長瀬応援寄附金額から返礼品等の経費を引いた金額を基金に積み立てるものでございます。寄附金額を約1,137万円で見込み、そのうち返礼品等の経費を約505万円で見込んだことから、基金積立額を632万円とさせていただくものでございます。

第13目公共施設整備基金費、予算額1,000万円は、基金への積み立てを行うものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、予算額8,447万7,000円は、前年度比1,220万5,000円の増額となっております。当該目で計上している予算ですが、住民、税務、財務の基幹システムや総合行政ネットワークなどの内部情報システムの管理費用のほか、定住促進事業住宅取得奨励補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金を初めとした各種負担金となっております。

第11節需用費344万3,000円の消耗品費343万5,000円のうち326万1,000円は、ふるさと納税返礼品代などでございます。

第12節役務費573万3,000円の手数料323万1,000円のうち179万4,000円は、ふるさと納税システムの利用手数料などでございます。

46、47ページをごらんください。第13節委託料2,218万3,000円のうちコミュニティバス実証実験委託料1,000万円は、平成32年度から本格運行を予定しておりますコミュニティバスの実証実験を実施させていただくためのものでございます。次に、移住パンフレット作成委託料27万円でございますが、平成28年度

に県のふるさと創造資金を活用し、作成した移住パンフレットを掲載内容を更新いたしまして増刷するためのものがございます。また、地域おこし協力隊ホームページ作成業務委託料28万1,000円及び地域おこし協力隊員委託料200万円は、これまで秩父郡内で唯一活用できなかった地域おこし協力隊の地域要件が緩和されたことにより、特別交付税措置を受けられることになったため、地域おこし協力隊員を募集し、地場産品の開発や地域おこしの支援を委託するもの、またその募集に際しましてホームページを作成するためのものがございます。

第14節使用料及び賃借料2,156万4,000円のうち、移住交流フェアブース使用料66万円は、居住に関心のある20代から40代をターゲットといたしまして、直接長瀬町をPRするため、都内で行われる移住交流フェアにブースを出展するためのものがございます。

第18節備品購入費220万8,000円は、平成30年度末で保守期限が切れるパソコンなどが故障した場合に再購入するため、また本庁舎各階に設置しております基幹系システムの情報機器が老朽化しており、故障した場合、住民、税務、財務の基幹系システムが使用できなくなるおそれがあることから、当該機器を入れかえるものがございます。

第19節負担金、補助及び交付金2,893万4,000円のうち、定住促進事業住宅取得奨励補助金800万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものがございます。次に、幸せリーグ負担金1万円は、東京都荒川区が中心となりまして、基礎自治体が住民の幸福向上を目指し、少子高齢化、災害対策などの行政課題について新たな発想や知恵を出し合い、その政策について勉強する研修会の参加負担金でございます。

56、57ページをごらんください。第6項統計調査費122万2,000円、前年度比85万4,000円の増額となっております。

第2目人口統計調査費、予算額3万6,000円は、2020年に実施される国勢調査の準備調査に係るものが主なものとなっております。

第3目経済統計調査費、予算額117万3,000円、こちらの内訳でございますが、製造業を営む事業所の分布状況や活動実態を調査する工業統計調査に9万1,000円、事業所及び企業の活動の状態を明らかにするために調査する経済センサスの基礎調査に45万1,000円、農山村の現状、変化を捉えるために5年ごとに行われる調査である農林業センサスに63万1,000円を計上してございます。なお、全ての調査を県委託金で実施するものがございます。

次に、120、121ページをごらんください。第12款公債費、第1項公債費、第1目元金、予算額3億1,465万5,000円、前年度比309万8,000円の減額、第2目利子、予算額1,779万6,000円、前年度比348万4,000円の減額となっておりますが、こちらは説明欄にございますとおり、町債の元金及び利子を償還するものがございます。

以上で、平成31年度長瀬町一般会計予算の概要と企画財政課関係の主な事業の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務課長、お願いします。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、総務課で所管している平成31年度一般会計予算の主なものにつきまして説明いたします。

予算書の36、37ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算額5億3,872万7,000円でございます。主な内容でございますが、教育長及び教育委員会職員15名と特別会計職員4名に支弁する金額を除いた町長、副町長の給与と再任用職員を含めた一般職70名の給与として第2節の給料、第3節の職員手当等、第4節の共済費、第11節需用費は公用車の管理経費として燃料費や修繕費、第12節役務費、公用車の点検、車検費用の手数料や次ページになりますが、38、39ページをごらんください、自動車保険料、第13節の委託料は経常的な委託業務のほか、新規事業として会計年度任用職員制度導入支援業務委託料54万円でございますが、平成32年度から施行される制度の円滑な導入に向けて、改正または制定の検討が必要となる例規の整備についての支援を委託するものでございます。また、新規事業の給与システム改修業務委託料60万5,000円でございますが、会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、統一的な取り扱いを定めて適切な運用を確保することとされたことにより、会計年度任用職員の給与等の支払い管理を行う必要があるため、システム改修を委託するものでございます。

第14節の使用料及び賃借料でございますが、有料道路通行料や各種ソフトウェアの使用料でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金や、特別職、一般職の退職手当負担金、行政事務を執行する上での諸所の経費などのほか、新規事業として全国女性町長サミットを開催するため、実行委員会への補助金と参加負担金でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与明細書として法令に基づいた様式を予算書の122ページから128ページにかけて記載しております。後ほどごらんいただければと思います。また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても各予算書の後に記載しております。

次に、42、43ページをごらんください。第8目交通安全対策費は153万9,000円で、交通指導員の活動経費として報酬や費用弁償、第11節需用費と第18節備品購入費の被服費は、交通指導員へ給与いたします活動服などの購入費用で、そのほか交通安全啓発活動に要する費用や交通安全団体に対する補助金などでございます。

第9目自治振興対策費は予算額233万8,000円で、第11節需用費の光熱水費は防犯灯の電気料、第12節役務費の手数料は機器の交換手数料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区の地域振興対策事業に対する補助金を計上しております。

第10目諸費は759万4,000円で、区長会事業として各行政区の正副区長への報酬と、次に44、45ページをごらんください。第12節役務費は回覧配布手数料、第13節委託料につきましては、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金でございますが、各種構成団体協議会への負担金などとなっております。

次に、50、51ページをごらんください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は66万2,000円で、通



常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトレンタル料等でございます。

第2目参議院議員選挙費は726万9,000円で、7月28日任期満了の参議院議員選挙の管理執行に係る経費でございます。

第3目県知事選挙費は649万1,000円で、8月30日任期満了の県知事選挙の管理執行に係る経費でございます。

54、55ページをごらんください。第4目県議会議員選挙費は351万5,000円で、4月7日執行の県議会議員選挙に係る経費でございまして、平成30年度で準備を要した費用を除いた投票事務等に要する経費でございます。

第5目町議会議員選挙費は470万6,000円で、4月21日執行の町議会議員選挙に係る経費でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、94、95ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費1億3,935万4,000円でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の敷地に係る皆野町への負担金でございます。

次に、第2目非常備消防費1,529万7,000円でございますが、消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節は消防団員への報酬、第8節は退職消防団員への報償金や消防特別点検時の記念品代、第9節は消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第11節は団員へ支給する消耗品や消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車やポンプの修理代など、第12節役務費は、消防車両の点検、車検代や保険料、第18節の備品購入費は消防資機材の購入費用、第19節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金でございます。

次に、第3目消防施設費は312万1,000円で、消防詰所、消防コミュニティセンターや防火水槽など消防施設の維持管理を行うもので、第11節の需用費は各詰所などの光熱水費や修繕費で、次の96、97ページをごらんください。第19節の負担金、補助及び交付金255万1,000円は、消火栓の新設及び維持管理に係る経費を秩父広域市町村圏組合に支払う負担金でございます。

次に、第4目防災対策費は596万7,000円でございまして、主な内容でございますが、第11節の需用費は飲料水や食料、その他必要な災害備蓄品を購入するための費用や災害時対応用の活動服、防災無線の電気料、第12節役務費、通信運搬費は、防災無線の専用回線使用料等でございます。

第13節の委託料は、町の防災行政無線設備保守点検業務委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料でございますが、防災無線の電波使用料や土地借上料でございます。

第15節工事請負費99万4,000円は、新規事業として屋外拡声子局障害対応の修繕工事を行うものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、被災者生活再建支援法を補完するための制度である埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金と自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金でございます。

以上が、平成31年度当初予算の総務課の主なものについてでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、税務課長、お願いします。

○税務課長（相馬孝好君） 続きまして、税務課関係につきましてご説明申し上げます。

予算書の12、13ページをごらんいただきたいと思います。初めに、歳入の町税についてでございますが、第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税につきましては3億2,242万5,000円で、前年度比較いたしまして639万9,000円、2%の増となっております。この要因につきましては、納税義務者数は前年度より

減少したものの、個人事業主などの所得の増加や平成30年中のサラリーマン等の給与所得の増加が見込めますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2目法人町民税でございますが、4,010万円で、前年度と比較いたしまして279万1,000円、7.5%の増となっております。この要因につきましては、町内企業の平成30年度の決算見通しにおいて一部企業の業績が好調でありますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、3億9,612万8,000円で、前年度と比較いたしまして1,519万6,000円、3.7%の減となっております。この要因でございますが、平成30年度は評価がえの第2年度に当たりまして、土地につきましては依然として地価が下落傾向にあることや、平成30年度の評価がえに伴います下落分を合わせて2,058万1,000円、13%の減で見込ませていただきました。家屋につきましては、価格の据え置き年度に当たるため、価格の大幅な下落がないことや平成30年中の新築家屋の建築棟数が25棟程度あることなどから、371万3,000円、2.2%の増で見込ませていただきました。償却資産につきましては、店舗や工場等の新設に伴う設備投資や太陽光発電設備の設置に伴う設備投資が増加しておりますことから、192万2,000円、2.7%の増で見込ませていただきました。

次に、第2目国有財産等所在市町村交付金でございますが、171万円で、前年度と比較いたしまして19万1,000円、10%の減となっております。この要因でございますが、交付金の対象施設であります県営住宅敷地に係る地価が下落したことにより、減額されたものでございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、2,488万1,000円で、前年度と比較いたしまして128万9,000円、5.5%の増となっております。この要因でございますが、近年、軽自動車の需要が伸びておりまして、古い車両から新税率の新しい車両に乗りかえる方がふえていることから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2目環境性能割でございますが、平成31年10月から新設される税目でございますが、37万8,000円の皆増となっております。この環境性能割につきましては、これまでの自動車取得税が消費税増税と同時に廃止され、そのかわりに購入する車の燃費性能に応じて課せられる新たな税金でございます。税率につきましては、普通車が購入価格のゼロから3%、軽自動車が購入価格のゼロから2%となっております。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、4,100万円で、前年度と比較いたしまして50万円、1.2%の増となっております。この要因でございますが、紙たばこの消費本数は年々減少傾向となっておりますが、その分、加熱式たばこの普及率が高まっていることや、1月分のたばこ税の税額が前年度を上回ったことなどから、増額で見込ませていただきました。

12ページの一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計金額でございますが、8億2,662万2,000円で、前年度と比較いたしまして403万円、0.5%の減となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。恐縮でございますが、46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第2款総務費、第3項徴税費、第1目税務総務費の308万5,000円は、税務行政の円滑な運営を図るための経費でございます。税務事務の管理的な業務を初め、固定資産税評価審査委員会の設置に伴う報酬、各種協議会への負担金の納入など税務総務事業に係る経費のほか、ことしの10月から全国一律に開始されます地方税共通納税システムの導入費や、次期e L T A Xシステムの更改に係る業務委託料、地方団体から国への申告書等のデータ引き継ぎに係る連携サービスシステムの利用料などでございます。

次に、48、49ページをごらんいただきたいと存じます。第2目賦課徴収費の2,666万2,000円は、町税の

適正かつ公平な賦課徴収を行うための経費でございます。

第11節需用費の消耗品は参考図書や事務用品などの購入費、印刷製本費は納付書や封筒などの印刷代でございます。

第12節役務費の通信運搬費は、コンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。手数料は、口座振替手数料やコンビニ収納取扱手数料、土地家屋台帳システムのデータ移行作業手数料でございます。

第13節委託料の電算処理業務委託料500万円は、賦課徴収事業に必要な不可欠な大量の電算処理業務を委託するものでございます。固定資産税基礎資料作成業務委託料529万7,000円は、固定資産税の地番図や家屋図の修正作業を委託するものでございます。新規の標準宅地鑑定評価業務委託料390万5,000円は、次の評価がえの基礎資料となる標準宅地の不動産鑑定評価を委託するものでございます。

第14節使用料及び賃借料は、納税環境の充実と事務の効率化を図るための各種税務情報システムのソフトウェア利用料や国税連携による地方税の電子申告に係るサービス利用料等でございます。

第18節備品購入費の機械器具購入費は、登記情報をデータで管理する登記管理システム用のハードウェア代でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、町民課長をお願いします。

○町民課長（若林 智君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち、主なものにつきまして予算説明書に基づき、ご説明申し上げます。

初めに、予算説明書の48、49ページの下段をごらんください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費1,384万9,000円でございますが、戸籍法、住民基本台帳法に基づく記載処理や居住管理、印鑑登録などを含む各種証明書発行及びマイナンバーカード発行などの業務のほか、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用となっております。

次ページの第13節委託料は、各ネットワークシステムの保守委託料のほか、昨年と同様に地方公共団体情報システム機構に個人番号カードなどの作成業務を委託する費用でございます。

第14節使用料及び賃借料は、お示ししてあるとおり、各システムの機器の借上料やソフトウェア使用料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、旅券発給事務委任を行っている秩父市パスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、62、63ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費8,341万5,000円でございますが、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害のある方に対して医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療支給事業、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金分を助成するひとり親家庭等医療費支給事業、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的に、必要な経費を国保特別会計に繰り出しを行う国民健康保険事業となっております。

第20節扶助費では、重度心身障害者、ひとり親家庭等における医療給付費の一部負担金として、第28節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰り出しで保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金の繰り出しを行うものでございます。

次に、第4目老人保険費1億1,213万9,000円でございますが、後期高齢者医療事業を対象とした一般会

計分の経費を支出するもので、第13節委託料は被保険者の健康診査に係る経費、第19節負担金、補助及び交付金では、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金で、第28節繰出金は、事務費分や法令に基づき、基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、66、67ページをごらんください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費1,989万3,000円でございますが、乳幼児及び児童生徒さんの保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部負担金分を支給することも医療費支給事業で、第20節扶助費では、乳幼児から高校生世代までの医療費の一部負担を行う負担金分となっております。

次に、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費42万1,000円でございますが、国民年金制度の啓発及び各種届け出の申達、年金相談への対応を目的とした費用となっております。

次に、68、69ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費374万2,000円でございますが、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や、不法投棄対策を進める廃棄物一般事業でございます。主なものは、第8節報償費は、空き家対策推進協議会委員3名分の報償金で、第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託料は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、春、秋のごみゼロ運動で回収されたごみの処分などの業務を委託するための費用のほか、新規事業といたしまして、P C B、ポリ塩化ビフェニル廃棄物使用機器処理及び運搬搬入業務委託でございますが、平成13年7月、国においてP C Bの適正な処理の推進に関する特別措置法が施行され、その後、平成24年の政令改正により、P C Bを含有する変圧器及びコンデンサー、安定器等を平成33年度末までに処分を完了することとされていることから、コンデンサー2台分の処分、運搬に必要な業務委託料を計上させていただきました。

次に、第2目環境衛生費1,102万円でございますが、地球温暖化抑制に取り組んでいる温暖化対策事業、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域市町村圏組合で共同処理している火葬業務等、斎場費に係る事業などとなっております。

第13節委託料は、平成27年3月に役場前駐車場に設置しました急速充電施設の保守点検と首都圏自然歩道の管理委託料で、第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合斎場費負担金で、火葬業務等に係る費用を負担するものでございます。

ページを1枚おめくりいただいて、70、71ページの中段になりますが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目塵芥処理費の4,878万8,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します負担金となっております。

次に、第2目し尿処理費2億8,226万1,000円でございますが、皆野・長瀬下水道組合が行っております下水道事業、し尿処理事業、浄化槽事業に係る経費で、第19節負担金、補助及び交付金でお示ししてある下水道し尿処理の運営に係る負担金でございます。浄化槽市町村整備型は、公共下水道計画区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でございます。合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金は、従来の個人設置型の浄化槽を設置する場合に町が助成する費用となっております。

次に、第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費6,873万円でございますが、上水道事業に係る費用として、秩父地域広域水道事業統合に関する覚書で示された経費の町負担分や、地方公営企業繰り出し基準に基づく地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費を計上させていただきました。

第19節負担金、補助及び交付金では、簡易水道に関する不採算経費補助金や元利償還金に対する補助金

となっております。

ページを1枚おめくりいただき、72、73ページの上段になりますが、第24節投資及び出資金は、旧宮沢地区簡易水道統合事業に対する水道債償還元金出資金や、生活基盤施設耐震化事業出資金は、秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づき出資を行うものでございます。

以上で、町民課関係の主要な事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 続きまして、健康福祉課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の58、59ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費1億9,022万6,000円でございますが、心身障害者等補助事業、障害者自立支援給付費事業、社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員活動費補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいきセンターの運営管理などに関する経費でございます。

第1節報酬は、民生委員が改選を迎えることから、民生委員候補者を県知事に推薦する民生委員推選会委員報酬7名分を計上しております。

第8節報償費は、健康福祉推進委員会委員への報酬費を計上しております。

第13節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料などのほか、新規事業として、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料128万6,000円を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、次ページの60、61ページにかけてになっておりますが、障害者自立支援給付費事業、介護給付費・訓練等給付費負担金、自立支援医療費負担金、民生児童委員活動費等補助金、社会福祉協議会とシルバー人材センターの運営費補助金などのほか、新規事業として、国の補助金を活用して、新婚世帯に対し、住居費や引っ越し費用など新生活を始めるための費用の一部を助成する結婚新生活支援事業60万円を計上しております。

第20節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具や補装具給付費を計上しております。

次に、60、61ページの中ほどの第2目老人福祉費1,207万2,000円でございますが、在宅高齢者に対する事業、老人保護措置事業や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

第13節委託料は、老人福祉施設への保護措置委託料、緊急通報システム管理委託料などを計上しております。

第14節使用料及び賃借料は、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借上料と緊急通報システム機器借上料を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金などを計上しております。

次に、62、63ページ下部をごらんください。第5目介護保険費1億285万4,000円でございますが、介護保険特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

次に、64、65ページをごらんください。第28節繰出金は、介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費等分を計上しております。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億5,033万1,000円でございますが、保育所運営委託料、認定こども園施設型給付、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬の運営管理や児童手当などに関する経費でございますが、本野上地区公園整備終了などにより減となっております。

第7節賃金は、放課後児童クラブの指導員・子育て支援員の賃金を計上しております。

第8節報償費は、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

第11節需用費は、放課後児童クラブ室や多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費及び施設、備品の修繕費などを計上しております。

第12節役務費は、放課後児童クラブ室や多世代ふれ愛ベース長瀬の電話やネットワーク使用料を計上しております。

第13節委託料は、保育所運営費委託料1億7,651万5,000円、認定こども園運営費委託料3,787万4,000円、放課後児童健全育成事業委託料712万2,000円などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬の設備、保守点検、警備、休日の管理委託料等を計上しております。

第14節使用料及び賃借料は、各種システムの利用料、AEDリース料やコピー機借上料を計上しております。

次の66、67ページにかけてでございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、低年齢児や障害児等の受け入れ、1歳児保育に関する保育士加配を助成する安心・元気！保育サービス支援事業費補助金、延長保育事業費補助金などを計上しております。

第20節扶助費は、児童手当及び子育て支援金を計上しております。

次に、68、69ページの下部をごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費2,027万円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会負担金、健康増進計画等策定などに関する経費でございます。

70、71ページをごらんください。第12節役務費は、今年度策定する健康増進計画等に関するアンケート実施のための郵送料及び保健センターの電話料を計上しております。

第13節委託料は、保健センター維持管理のための保守点検委託料などのほか、新規事業として、健康管理システム改修委託料38万5,000円及び健康増進計画、食育計画策定業務委託料121万2,000円を計上しております。

第14節使用料及び賃借料は、保健センターの土地借上料などを計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、救急医療に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会への負担金などを計上しております。

次に、72、73ページをごらんください。第4項公衆衛生費、第1目予防費2,666万5,000円でございますが、各種がん検診、人間ドック助成、妊婦健診、乳幼児健診、各種予防接種などに関する経費でございます。

第8節報償費は、事業実施に伴います医師、看護師などへの謝金を計上しております。

第13節委託料は、各種がん検診、人間ドック、妊婦健診、各種予防接種に伴います医療機関等への委託料を計上しております。

次のページ74、75ページにかけてでございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、結核予防に関する秩父広域市町村圏組合負担金、人間ドックや予防接種を契約外期間で受診した場合の補助金、骨髄移植ドナー助成金、不妊、不育症治療費補助金などのほか、昨年の9月議会で補正いたしました早期不妊治療費及び不育症検査費助成、また同じく12月議会で補正いたしました風疹予防接種費用助成などを計上しております。また、新規事業として、歩数計等を使ってウォーキングを楽しみながら進める、県のコバトン健康マイレージ事業負担金を計上しております。

第20節扶助費は、未熟児療育医療費を計上しております。

以上で、健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、産業観光課長をお願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、産業観光課関係の当初予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

平成31年度当初予算書76、77ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費14万2,000円でございますが、労働者の雇用の安定や拡大を図るための事業を行うもので、関係機関や団体への負担金や補助金等でございます。

次の78、79ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費413万1,000円でございますが、農業委員会の全般的な運営事業や農業者年金の加入促進、受託事務、ふるさと農園等の管理を行うものでございます。

次に、第2目農業総務費58万4,000円でございますが、関係団体への負担金や補助金等を支出するものでございます。

第3目農業振興費268万3,000円でございますが、次の80、81ページをごらんください。具体的には、有害鳥獣駆除委託料や生産団体規模拡大などへの助成、遊休農地解消対策事業、農業振興地域整備促進協議会経費等、町の総合的な農業振興に関する経費でございます。

主なものとしましては、第13節委託料40万円でございますが、有害鳥獣捕獲業務の長瀬町狩猟クラブへの委託料でございます。

第19節負担金、補助金及び交付金162万6,000円につきましては、説明欄にあるとおり、関係機関や団体への負担金、補助金となっております。

第4目緑の村管理費676万3,000円でございますが、緑の村関連施設等の維持管理や土地の借上料、花の里づくり実行委員会への助成金、新規としまして園地四季の丘管理業務委託料40万円となっております。

第2項林業費、第1目林業総務費127万円でございますが、森林緑化事業や宝登山四季の丘公園整備など、森林保全のための経費でございます。主なものとしましては、第14節使用料及び賃借料は、園地四季の丘の共有地賃借料、第15節工事請負費は、埼玉県緑化推進協議会からの委託金による花木の植栽工事でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、次の82、83ページをごらんください。関係機関や各種団体等への会費や補助金でございます。

次に、第2目林業振興費68万2,000円でございますが、松林の維持や景観の保護のため、例年行っております松くい虫の予防薬剤の注入等を実施するものでございます。

第3目林道費94万3,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理を行うものでございます。

次の84、85ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費845万円でございますが、町商工会への助成や事業者への利子補給を実施するもので、商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものでございます。主なものとしましては、新規といたしまして、第14節使用料及び賃借料1万5,000円、日帰り温泉施設誘致模索のための企業訪問する際に必要となる駐車場使用料を計上しております。

また、第19節負担金、補助金及び交付金798万円でございますが、町商工会が行う小規模事業者指導に対する補助金、中小企業融資制度資金の借り入れに対する利子補給金、住宅リフォーム資金助成事業補助

金を計上しております。

続きまして、第2目観光費2,425万5,000円でございますが、観光公衆トイレの管理、観光情報館指定管理委託、観光振興を行う各種団体への助成などに係る経費でございます。主なものとして、新規としまして、第1節報酬費32万6,000円、観光魅力アップ対策審議会委員報酬を計上しております。

第11節需用費489万7,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗代、光熱水費は観光トイレなどで使用します電気、上下水道料となっております。

第13節委託料1,035万7,000円でございますが、観光用公衆トイレ清掃業務委託料、観光情報館指定管理業務委託料、桜管理業務委託料、新規といたしまして、観光振興計画策定業務委託料303万6,000円、インバウンド画像・動画素材制作業務委託料22万円を計上しております。

第14節使用料及び賃借料48万9,000円は、観光情報館や観光案内灯3基の敷地借上料となっております。

第19節負担金、補助金及び交付金787万3,000円でございますが、町観光協会船玉まつり実行委員会を初め、各種観光関係団体等への負担金や補助金を計上させていただいております。

以上で、産業観光課関係の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、建設課長にお願いします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、建設課関係の当初予算につきましてご説明いたします。

平成31年度当初予算書の88、89ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費721万2,000円でございますが、設計の積算システムの保守業務や道路照明灯の維持管理費、各種期成同盟会等への経費を計上いたしました。第15節工事請負費242万7,000円で、前年に引き続きまして道路照明灯灯具のLED化交換工事費10基分を計上いたしました。

次に、第2目道路維持費3,846万9,000円でございますが、道路維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事や行政区への原材料支給など、町道を維持していくための経費を計上いたしました。

第13節委託料1,373万5,000円は、町道除雪作業、道路台帳補正業務、道路愛護保全管理業務等の委託料でございます。

次の90、91ページをごらんください。第15節工事請負費2,089万8,000円は、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい路線の補修工事を行うものでございます。交通安全施設整備工事につきましては、危険箇所へのガードレール、転落防止柵、道路反射鏡、グリーンベルト等の交通安全施設の設置工事費でございます。新規事業といたしまして、橋梁長寿命化修繕計画により、道路橋梁の性能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判定された4橋のうち、部材の劣化や腐食が進んだ1橋の修繕工事を行うものです。

次に、第3目道路新設改良費4,800万円でございますが、町道の新設改良等の工事を行うために必要な経費を計上いたしました。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいております平成31年度建設課主要事業箇所をごらんいただきたいと思います。

この地図にお示ししてありますのは、赤い文字が道路改良工事箇所、紫色の文字が橋梁修繕工事箇所、緑色が町営住宅の工事箇所、青文字が水路整備工事箇所でございます。では、赤文字の道路改良工事について説明をいたします。まず、右図面右上の岩田6号線道路改良、延長220メートルの用地測量、用地買収、改良工事を30メートル予定しております。継続事業となっております。次に、その下側、幹線27号線道路改良、延長80メートルの用地買収、改良工事を予定しております。継続事業となります。次に、その



左下側、幹線23号線側溝整備、延長186メートルの工事を予定しております。継続事業となっております。

では、予算書の91ページに戻っていただきまして、第13節委託料1,250万円につきましては、先ほど説明いたしました岩田6号線、幹線27号線の用地測量、物件調査、分筆登記業務委託料でございます。

第15節工事請負費2,700万円につきましても先ほど説明いたしました3路線の工事費でございます。

第17節公有財産購入費、第22節補償、補填及び賠償金につきましても先ほど説明いたしました改良工事に伴う土地購入費や物件の補償金でございます。

次に、第4目まちづくり推進費130万4,000円につきましては、建築確認進達業務、道路後退に基づく測量業務及び用地買収を行うために必要な経費を計上いたしました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費1,012万1,000円でございますが、河川の維持管理、水路の整備を行うために必要な経費を計上いたしました。先ほどの平成31年度建設課主要業務箇所をごらんいただきたいと思えます。図面の中央部にあります大字井戸地内、銅の入沢護岸整備工事に伴う延長80メートルの用地測量、設計測量業務委託及び用地買収を予定しております。

次の92、93ページをごらんください。第3項住宅費、第1目住宅管理費2,309万8,000円でございますが、町が管理しております4カ所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第11節需用費369万6,000円のうち施設修繕費300万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋等の修繕費でございます。

第15節工事請負費1,062万6,000円は、新規事業といたしまして、袋団地A、B棟の外壁等を経年劣化によります改修工事を行うものです。この改修工事は、長瀬町町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行うことにより、効率的な維持管理を図るもので、社会資本整備総合交付金を活用し、実施するものです。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費256万7,000円でございますが、現在各担当課で目的に合わせて整備を行い、維持管理を行っておりますが、今後維持管理費のコスト縮減を図るため、建設課で一元的に行うことになりましたので、各公園の維持管理を行う経費でございます。

以上で、建設課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 続きまして、教育委員会関係につきましてご説明申し上げます。

平成31年度当初予算書の98、99ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で2億6,316万8,000円を計上いたしました。前年度と比べまして172万8,000円の増となっております。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費54万6,000円でございますが、教育委員の報酬や旅費と分担金などでございます。

次に、第2目事務局費1億5,044万2,000円は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費を計上させていただきました。主なものにつきましては、第2節の給料から第4節の共済費までと第9節の旅費については、教育長及び事務局職員15名の給与と旅費関係でございます。

第7節賃金は、中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名と、各小中学校の通常学級において特別に配慮が必要な児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導と学習支援体制を図るため、特別支援教育学校支援員を第一小学校に3名、第二小学校に1名、中学校に2名の計6名の配置にかかわる経費でございます。また、放課後子供教室、中学生学力アップ事業実施に伴います学校教育指導員1名及び活動指

導員 5 名の賃金、通勤費でございます。

第 8 節報償費ですが、秩北建設組合長瀬支部へ小中学校施設修繕作業の謝金、また中学生学力アップ事業講師謝金でございます。

次に、100、101ページをごらんください。第13節委託料は、学校職員の健康診査や中学校校務員の派遣、小中学校への英語講師の派遣、矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての送迎委託などですが、新規といたしまして、今年度で退職いたします第一小学校校務員につきまして、平成31年度からは中学校と同様にシルバー人材センターへ校務員の派遣委託を行うものでございます。

第14節使用料及び賃借料は、児童生徒の情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校にコンピューターを整備しているもので、5年リースを基本に継続して活用しているパソコン機器やソフトのリース料や、小中学校と中央公民館にAEDを1台ずつ設置しており、その4台分のリース料、また矢那瀬地区児童の送迎用車両のリース料でございます。

第15節工事請負費166万5,000円ですが、中学校体育館のステージ幕の劣化が進み、裏地が継ぎはぎ状態であり、また手動走行装置も長年の使用で動きが悪いため、改修工事を実施するものでございます。また、中学校の校舎西側の屋外連絡通路、体育館及び剣道場、技術棟へ向かう通路ですが、支柱の根元部分の腐食及び舗装の剥がれが進行していることから、改修工事を実施するものです。

第19節負担金、補助及び交付金につきましては加盟団体への負担金と、次の102、103ページをごらんください。小・中学校修学旅行補助金、英検・数検検定料助成金や、町内の幼稚園、保育園3園への国際理解教育費補助金と中学生、高校生電車通学者通学費補助金であります。

第20節扶助費は、要保護・準要保護児童生徒就学援助費として、給食費や新入学児童生徒学用品費、修学旅行費などを支給するものです。また、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの2分の1の補助を援助する特別支援教育就学奨励費でございます。続いて、小・中学校入学祝金ですが、小学生1万円を48人、中学生3万円を59人の合計で225万円を計上いたしました。

次の第3目育英費224万円でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学資金と、大学等の入学準備金の調達が困難な方に対し貸し付けを行うもので、育英奨学金は私立大学の場合、月額3万円、年間36万円貸与するもので、私立大学の継続分が1名で36万円、新規分として私立大学3名分を見込みまして108万円を計上いたしました。また、入学準備金は入学時における一時金で、私立大学入学者の場合は40万円を貸与するもので、私立大学入学者2名分を見込みまして80万円を計上しております。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品費や光熱水費を初め、施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。

第2項の第一小学校費は927万8,000円を計上いたしました。このうち、第11節需用費の施設修繕費77万2,000円でございますが、プールサイド防水補修及びプール排水バルブふた枠修繕、また緊急対応時の修繕費となっています。

次の104、105ページをごらんください。第3項の第二小学校費は676万8,000円を計上しております。同じく第11節需用費の施設修繕費98万3,000円でございますが、校舎、ベランダ手すり塗装修繕及びプール給水管修繕、また緊急時対応の修繕費となっています。

次に、106、107ページをごらんください。第4項の中学校費は1,167万円を計上しております。同じく

第11節需用費の施設修繕費38万8,000円でございますが、窓ガラス修繕及び緊急時対応の修繕費となっております。

次に、108、109ページをごらんください。第5項幼稚園費31万円でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助を受け実施するものでございます。

次に、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費150万円は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級講演会の実施に伴う報償費や需用費などと、第19節負担金、補助及び交付金につきましては、文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費1,450万5,000円でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費や、次の110、111ページをごらんください。委託料、土地借上料などを計上しております。

なお、13節委託料のうち、施設管理業務委託料223万8,000円は、平日夕方の5時15分から夜の9時15分までと、土日祝日の朝の8時半から夜の9時15分までの間、受付管理業務をシルバー人材センターにそれぞれ1名委託するものです。また、施設管理業務派遣委託料157万9,000円は、平日の3日間、朝の8時半から夕方の5時15分までの間、受付、清掃業務を初め、職員からの指示業務をシルバー人材センターに1名委託するものでございます。

15節工事請負費112万4,000円でございますが、中央公民館も開館から36年が経過し、体育室のステージのバック幕2枚と袖幕4枚の劣化が進み、裂けていたり欠損している袖幕もあるため、幕のつけかえと、バック幕の手動開閉装置の滑車部分に不都合が生じているため交換工事を実施するものでございます。

次に、第3目文化財費430万4,000円でございますが、文化財保護審議会委員の報酬を初め、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費で、次の112、113ページをごらんください。第13節委託料の旧新井家住宅及び郷土資料館管理業務委託料224万2,000円は、受付管理業務をシルバー人材センターに週6日間、1名委託するものでございます。

次の第4目青少年健全育成費48万2,000円は、青少年育成推進委員4名への謝金と長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

次に、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費266万6,000円は、スポーツ推進委員の報酬やスポーツ事業の開催に必要な経費と、第19節負担金、補助及び交付金は体育協会へ120万円、スポーツ少年団へ35万5,000円の補助金と、次の114、115ページをごらんください。新規で関東スポーツ推進委員研究大会県負担金ですが、平成31年度は埼玉県で開催されるための負担金となっております。

次の第2目体育施設費73万4,000円は、総合グラウンド、塚越グラウンドの維持管理を行うための経費でございます。

次に、第3目の学校給食費5,761万9,000円でございますが、学校給食センターの臨時職員14名の賃金や社会保険料、通勤費と施設の維持管理のための需用費や委託料などでございます。

また、第11節需用費の賄材料費2,614万4,000円でございますが、こちらは保護者等の給食費を財源とする食材購入費ですが、平成31年度におきましても引き続き子育て支援として保護者の負担軽減を図るため、小学生4,100円の給食費に対して1,200円分を、中学生4,800円に対して1,500円分の補助を行い、総額で660万9,000円を公費で負担することにしております。

次の116、117ページの第18節備品購入費の機械器具購入費50万3,000円は、球根皮むき器と調理員休憩

室のエアコンが長年の使用で老朽化してきたことから、入れかえを行うものでございます。また、新規の学校給食センター配送車購入費692万8,000円は、車両購入後20年が経過し、ふぐあいが生じてきた配送車の入れかえを行うものでございます。

次に、第4目町民プール管理費10万4,000円は、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料でございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

暫時休憩。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは初めに、これ予算ですので、町長に何点か住民の方から聞いてほしいということがありますので、聞かせてもらいます。

初めに、副町長の仕事の内容についてよく聞いてくださいということがありましたので、お願いいたします。

それから、役場に来ると、職員が名札をよくつけているのだけれども、まれにつけていない人がいるけれども、わかるようにつけてほしいということで、この職員の名札のつけ方についてお聞きをいたします。

それから、ある区長から言われたのですけれども、区長会議の必要性があるのかないのかも、毎年区長をやっている役場の説明で終わってしまうので、区長の会議の仕方を何とか変えてほしいということがありましたので、全般的なことなので、お願いをいたします。

続いて、行政報告書で言いたいと思います。

最初に、企画財政課から行きましょう。企画財政課の公共施設等マネジメント事業の予算がありますけれども、今現在の進捗と今後の内容について伺いたいと思います。

2つ目が、情報系システム、町村情報システムというのがありますけれども、これについてどういう使い方をするのか教えてほしいと思います。

それから、ちちぶ定住自立圏の予算がかなりここに載っております。このちちぶ定住自立圏構想で、外から来る人を対象にお金を随分かけています。町内の方は、住民の方は不動産があるので引っ越したくても引っ越せない。今でも、すぐでも引っ越しをしたいのだけれども、引っ越しができないという住民はそういう悲鳴を持っています。それなのに、定住自立圏で外から人を呼ぼうとしても事業がうまくいくのか、いかないのか、この検証をしているのかどうか教えてほしいと思います。

それから、総務課の予算で女性町長サミット開催事業があります。この女性町長のサミット開催で200万からかかる、この必要性は何があるのか。私から言わせると、全国町長サミットだったらもうわかるのです。女性だけ集めてやるという必要がわからないので、総務課にはこの1点、お聞きをいたします。

それから、町民課、今現在、ことしは雨が非常に少なく、これから5月に向けて渇水のおそれが多分出てくると思います。毎年私はこれ言っているのですけれども、水道がないところで渇水時に水がなくなるという、この渇水対策本部というものをもうかなり前につくらせてもらって、ずっと続けてもらっていると思うので、現在の状況も教えてください。区長が悲鳴を上げたら、すぐ水が届くという状況になっていると思うのですけれども、お願いをいたします。

それから、2つ目が資格証明書の発行数、これ短期も含めて件数がもし、去年はなかったという報告だったので、ないのが一番いいのだけれども、本当に保険証が使えない方がいると困るので、ちょっと教えてください。

それから健康福祉課、老人保護措置事業というので、お年寄りが老人施設に入るための費用だということとわかるのですけれども、これはどうやって使うのか。誰でも私は老人ホームに入りたいと言えば、すぐでもこの費用でやってくれるのかどうかお願いをいたします。

それから、今度は観光かな、次は。順番で行くと、相申しわけないです、観光だよ、次は。産業観光課、有害鳥獣対策事業、これで非常にイノシシが出て、もう畑やらない、やってもイノシシに食べられてしまうという悲鳴が結構あるのです。多分この予算の中に、柵をつくればその予算が出るというのものもあるのだと思うのだけれども、その広報が余り行き届いていない。どの程度の補助金が出てやれるのか。この間、皆野のある議員に聞いたら、「それは結構な補助金が出るから使った方がいいよ」という話をいただきましたので、皆野の事例でなく、長瀬の対策事例をお願いしたいと思います。

それから、緑の村管理事業、ことしも同じ約600万予算がとってあります。一般質問で聞いたとおり、ことしの3月31日で足かせが取れるのだということは、もう課長もわかっていたので、この対策について何か課長の見解があればお聞きをしたいと思います。

それから、新しい事業で観光振興事業、これで約350万円、これ計画策定を行うという事業内容のことが書いてありますけれども、これ細かく教えてください。

それから建設課、橋梁工事が先ほどの中で1件だけ出てきました。これについて検査をした結果を公表できたら公表をしてください。何段階かあるので、一番悪い段階、2段階目あたりまでで一遍には直せといても直せないから、優先順位があるということです、その優先順位の公表をお願いをしたいと思います。

それから、道路維持補修事業、これも新規の工事が先ほどもお話がありましたけれども、もっといろいろな箇所で私が歩いていてもつまづくような道路がいっぱいあります。その上にある原材料等支給事業は去年から比べると予算も落ちている。この状況でこれから道路をどうやって管理をしたり修理したりするのか、対策を教えてください。

それから、3つ目、これも新事業で地区公園等管理事業250万ぐらいですか、毎年これからこのお金がかかっていくのかどうかを含めて、使い道を教えてください。

最後に、教育委員会ですけれども、学校コンピュータ整備事業、これはリースで5年という話がありました。たしかこれ去年も私聞いたかと思いますが、コンピューターをこれだけのお金をかけてリースでやっていくのであれば、もうそろそろ買って、各子供に1台ずつコンピューターを渡してプログラミングの必修化も始まることですから、なれたパソコンでいろいろチャレンジしてみる方法のほうが良いと思うのですけれども、このコンピューターの約600万ですか、この使い方、リースで何と何が入っていればいいのか、ちょっと内容を教えてください。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の私に対するご質問に対してお答えさせていただきます。

副町長の仕事内容がわからないというお話でございますけれども、これ、実際予算とつながっていくのかなと、ちょっと多少の……

〔「人件費があるでしょう」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） それは違うような気がしますけれども、今ここでこういうことをしています、ああいうことをしていますという答えはできません。ですので、今度広報にでもしっかり載せていただくようにしたいと思います。

それから、名札の件は、これは課長からまた職員に周知をさせていただきます。

それから、区長会議のお話をいただきましたけれども、これは当然各地区のリーダーでございますので、年間行事の中でいろいろ1年間ご協力していただくわけでございますので、やはりこれは会議を持たないとうまく回っていかないのではないかと思いますけれども、これもまた総務のほうでございますので、総務課長のほうからご回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員のご質問に順次お答えをいたします。

1点目でございますけれども、公共施設等マネジメント事業の進捗状況及び今後の展開についてのご質問でございますが、今年度につきましては、老朽化が著しいと言われております10施設の老朽化の点検をさせていただいているところでございます。また、保健センターと公民館の複合化につきましてはプロジェクトチームを設け、その後、委員会のほうに答申をし、町長のほうへその考え方に基づいて答申をしているのが10月、そこまで整理をさせていただいているところでございます。来年度も引き続き残りの26施設、こちらの施設の老朽化のチェックをさせていただいて、平成32年度以降の長瀬町の公共施設をどう維持管理をしていくかということを踏まえた計画を次年度、来年度平成31年度に策定をしていくということで考えてございます。

2点目の、町村情報システム共同化事業、こちらにつきましてはどういう事業かということかと思いますが、現行ではいろんなシステムを調達する必要性が出てきているわけですが、この町村情報システム推進協議会というところに入りまして、スケールメリットを生かして各町で一括してシステムを調達することによって経費を落とせるだろうということで、こちらのほうのシステム共同化事業に参画をして、ここにあるとおりシステムの共同調達を行っているというところでございます。今、申し上げたとおり各町で整備をしますと非常にコストがかかるというものでございますから、町村で一体となって共同調達をすることによって経費を落としてまいりましょうといったような事業になってございます。

3点目、ちちぶ定住自立圏事業につきましてでございますけれども、こちらのほうの検証等をされているのかというお話、ご質問でございますが、こちらにつきましても外部の住民、秩父に来ていただくという、定住する人を、移住する方をふやしましょうという狙いがある一方で、今お住まいの秩父に住んでいる人に対しての施策もあるわけでございます。最初、定住自立圏の協定書を締結して、今第2次ということで平成27年度から31年度、共生ビジョンを策定をして実施しているところでございますけれども、やはりその中では時代に即して、このビジョンの見直しを行っているわけでございます。例えば今高齢者の交通事故が多いというところもありまして、運転免許返納者に対する支援なども時代に即して共生ビジョ

ンの中に盛り込んで、1市4町でやっていきたいと思いますということで見直しを図られて、新たに取り組むをして進めている事業もあったりするわけですので、そういった形で適切に時代に即した見直し等が行われているということで解釈をしております。

また、1,500万円ということで、毎年度この予算を予算要求をさせていただいて確保させていただいてあるところでございますが、こちらにつきましては、特別交付税ということで財源手当てをされるという経費になってございますということを補足して申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の女性町長サミットの内容、必要性についてのご質問でございますけれども、全国女性町長サミットにつきましては、全国の現役女性町長が一堂に会し、女性視点を生かしながら男女共同参画など政策提言や全国の市町村の地域振興に資することを目的とし、平成22年、第1回サミットがスタートいたしております。その後、隔年で開催され、経験年数の長い町長の町村を会場に、会場を移しまして実施しております。平成31年度、第6回ということで女性町長サミットを長瀬町で開催したいものでございます。

また、開催経費につきましては、220万5,000円ほど計上してございますけれども、予算書の31ページ、雑入でございますけれども、雑入欄の下から3行目、新自治総合センターシンポジウム事業助成金190万円というのがございますが、これらを自治振興センターからシンポジウム補助金ということで経費として受け入れて経費に使うということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、区長会議の内容につきましては、区長会議の内容につきましては、議題の中で大変役場からの連絡事項が多く、区長の皆様には大変心苦しいということで感じておりますけれども、議題の中で、その他ということで区長さんからの要望や、そういうような聞く機会が設けてございますので、役場への要望事項やそういうような何かご要望等がありましたら、そちらのほうでご提言といえますか、意見を述べていただければと感じております。

総務課では以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、渇水対策の件でございますが、現段階でも区長さんのほうから連絡が入った場合、すぐ広域水道の皆野・長瀬事務所に消火栓の減免を申請いたしまして、給水車及び給水用ポリタンクをご用意いたしまして、お持ちするというような手順になっております。町民課だけで対応できないような場合には、総務課のほうと相談をいたしまして、各課の要請を行いましてお手伝いをしていただくというような形になっております。また、一般の場合には、同じく区長さんのほうから連絡をいただいて、町で対策が済むようであれば、町に置いてあります飲料用のポリタンクをお持ちするような形になっております。

それから、資格証明書のほうなのですけれども、資格証明書に関しましては、国民健康保険、それから後期高齢者保険のほう、いずれもゼロ件でございます。それから、短期保険証のほうに関しましては、国民健康保険のほうで21件でございます。後期のほうはゼロ件というふうになっております。これ2月末現在でございますけれども、一応この数字、件数というふうになっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

老人保護措置事業でございますが、どうやって使うのかということですが、ここは、老人福祉介護保険の事業の老人ホームへの入所とは異なります。老人保護措置ですので、保護措置が必要となった老人が入所措置するということで措置入所ということですので、一般の高齢者が介護が必要になった場合と異なります。ここ2年間は、新たに措置となった方はおりません。現在2名の方が養護老人ホームに措置入所をしております。詳細までちょっと手元資料がございませんので、介護の老人ホームの入所とは違うということを申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員のご質問にお答えします。

3点ほどあったかと思いますが、有害鳥獣対策事業の関係でございますが、広報と予算の関係ですが、広報につきましては区長回覧等で行ってまいりたいと考えております。

予算ですが、31年度予算を計上してありますが、52万2,000円計上してありまして、約10件分の予算を計上しております。補助率は上限が5万円の3分の2を補助をするということになっております。ちなみに、今年度になるのですが、2月末現在で今のところ8件の申請がありまして、8件に柵等の補助をいたしているところでございます。

それと、緑の村管理事業でございますが、一般質問にありましたけれども、町長が申したとおり、現状、今そのようなことでございますので、私から特に違うという話はないので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の観光計画の内容でございますが、観光計画を以前、平成12年の3月に1回策定しておりまして、その後、見直しも何もしていない状況で、今回全てをリニューアルというか、新たにつくるという基本的な考えで、まず内容的には今想像しておりますのが第1章から第5章の章で構成をしまして、1章として計画策定の趣旨、2章で観光をめぐる現状と課題、3章で基本的な考え、4章で戦略的な展開、5章で計画の推進という5本立てで今考えております。内容につきましては、細かくは発注してからということになりますが、基本的には職員でできる内容につきましては、職員が率先してその中に、計画の中に入り込んでいって、できる限り職員で行いたいということで、費用も下げております。予定としましては、5月ごろから準備を始めまして、6月に第1回の審議会を開いて、その後、5回ぐらいの審議会を予定しております。審議委員のメンバー的には一応15団体程度を考えておりまして、町議会からも2名程度をお願いしたいというふうに、今のところ考えている予定でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の橋梁修繕の関係でございますが、こちらの公表してほしいということですが、こちらの点検結果につきましてはホームページ上で公表されております。その段階で、点検に当たりまして橋梁の健全度というのですか、それが4段階に分かれております。現在そのうち判定3と判定された橋が4橋ございます。それで、平成30年度でその4橋につきまして修繕の設計を行ったところでございます。それに伴いまして、そのうち一番侵食とかそういったものが進んだ1橋の工事を31年度で実施する予定でございます。



ます。

続きまして、原材料等支給事業についてでございますが、こちらについては近年、行政区から申請で上がってくるのは大部分が碎石等の申請が多くなってきております。それに伴いまして、支出のほうも碎石ですので、低くなっておりますので、その分をちょっと減額させていただいております。

公園の関係でございますが、こちらにつきましては、現在各課で整備しておりますが、その段階で来年度これだけかかるという予算を上げてもらったものを建設課のほうに一元化させてもらったものでございます。今後につきましても消耗品とか光熱水費が中心になりますので、ほぼ同額、毎年かかっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問に答えさせていただきます。

学校コンピュータ整備事業でございますが、こちらのほうは現在小中学校のパソコン教室に全体で113台、教師用として3校に62台、5年リースで設置しております。昨年の3月のときにも説明させていただきましたが、5年リースにする理由としては、やはり初期購入費用を削減し、費用の平準化を図れることや、またリース会社が動産保険に加入するので、落雷や火災でパソコンが使用できなくなった場合などの保障がついているということでございます。また、こういったOA機器については、性能のよいパソコンが常に出てくる関係で、5年、期間が終われば、また新しいものにかえているということでございます。こちらのほうの生徒一人一人にということですが、現在、パソコン教室において、パソコンについては全てインターネットに接続されていて、調べ学習を行ったり、あとはソフトとしてはワープロ機能のワードとか表計算のエクセル機能、そういったソフトが入っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 大体予想どおりの答弁でありました。再質問で何点かお聞きをいたします。

企画財政課長には、定住自立圏構想の予算の話の中で、先日も秩父市から来て、こういうのを来年度やりますよという説明がありました。私は、もう以前にも言っているのだけれども、例えば定住自立圏は秩父市と協定の契約を結ぶということで、まず一步が始まります。その一步になる前に、我々も代表になれるかどうかかわからないけれども、一応はこういう契約を結ぶというワーキンググループの話のときに我々にも教えてほしいと。そうではないと、お金を使うだけで決まったことが我々に来て、こういうのが大体決まりましたから、議会でお認めくださいで今ずっと来ているので、我々議員にも検証した進捗状況を提携を結ぶときにもこういうことはやりたい、こうだということを教えてほしいわけです。だから、先ほどの課長の話でいくと、例えば血が出ているのを私は血をとめたほうがいいかなというけれども、課長のほうではどうも予算を使って輸血をしてという、どっちがどっちいいかわかりませんが、せっかくのお金をこれだけのを使って、このお金は国のほうから来るのだよというのも私もわかっています。大事なお金を使っていくのであれば、やっぱり長瀬は長瀬らしさを秩父市と契約を結んで定住自立圏でやっていったほうがいいと。

町村合併の話と同じようになるのだけれども、定住自立圏は。どうも長瀬は生活圏が寄居のほうにも向いているから、全部秩父市に向かって秩父市と、はい、判こを押して契約という、やるのはやってもしょうがないのだけれども、事前に教えてもらったり、この契約を結んだ結果、こうですよというのをしっか

りと一緒に学ばせてもらいたいという思いで私はこの質問をしたので、もう一度、課長、お願いいたします。

それから、総務課長の女性サミットの話もよくわかるのです。女性の女性らしさを生かしてというのはわかるのだけれども、中身がそんなにどうしても必要なのがあるのかなと思って聞いているので、その中身も余り出てこないという状況なので、もう一度お願いをいたします。

それから、区長の会議の話がありましたけれども、私がいろんなところの区長さんと話をさせてもらって、いろんな方が言うのは、区長会に行って、今たしか課長が言うように伝達事項がぼんぼん、ぼんぼん来ると。もうそんなことはわかっているよと思っている区長も、それしようがない、聞いていると。質疑の応答になると、役場のほうから、もう時間がない、迫ってきたのという話になるので、あの区長会は本当に必要なのかというのがあるので、質疑があるという話のときにちょっと言葉が声も小さくなっている、区長さんの意見をしっかりと聞く場面を設けてほしいと、お願いをしたいと思います。

それから、町民課の溺水対策あるいは短期の保険証が21件だったかな、あるというのを本当に困って保険証が使えない人、あるいは、ぐうたらで自分がそっち選んでしまったのかわかりませんが、こういう家庭に例えば保険が使えなくて困っているのがあるかと思うので、ちょっとそこはフォローをしてあげてもらいたいと思います。

溺水については、ぜひ今までどおりしっかりやってください。

それから、健康福祉課の老人措置、これもよくわかりました。私もそうかなとは思っただけだけれども、一応、聞かせてもらいました。老人がいろいろ困っている方もいるので、相談よく乗ってあげてください。いろいろ私もあっち行くと、今度の施設も探さなくてはとかいろいろあるので、こういうのが適用できるかと思ったので聞きましたので、そうではない方もかなり施設を探す方おりますから、お願いをしたいと思います。

それから、産業観光課の緑の村管理は一般質問でやって、もう策がなかったのかなと残念な思いをしたところなので、早急にこういう予算を無駄にしないように、もう期限が決まっていることですから、しっかり対応してください。私もよく夏休みの宿題は8月の31日がもう宿題最後だぞというのが7月ごろからわかっている、ずるずる、ずるずるして8月の31日によくおやじに怒られながら宿題をやった覚えがあります。そういうふうにならないように、ひとつもっと早く手を打ってください。

それから、有害鳥獣の対策ですけれども、広報でやってあるという話で5万円を限度に3分の2という話がありますけれども、イノシシが出そうな場合は、例えば柵を設けたいのだけれどもと5万円を使うと大体3分の2でどのぐらいの柵ができるのでしょうか、ちょっと教えてください。

それから問題は、観光の計画策定を行うと。第1章、第2章、第3章はわかりました。絵に描いた餅にならないように、これだけのお金を使うのだから、しっかりと形になるように指導をお願いしたいと思います。

建設課長には、橋梁改修の優先順位を教えてください。悪いところはインターネットに載っていると言ったけれども、当事者は自分のところの橋がその優先順位で何位ぐらいになっているのだろうかというのを知りたいというのが結構ありますので、その優先順位をしっかりと教えていただけるようお願いをしたいと思います。

教育委員会のパソコンももっと詰めたいのだけれども、以前やったのと同じ答弁なので、これ以上やってもいいパソコンをリースでできるというのを聞きましたので、うちの会社も親会社と直結でやるように

パソコンを使っているのだけれども、DELLで買った2万円のパソコンで十二分請求書だの何でも全部できるようになっているので、今度、後でもっと安くていいのを教えてもらうように言いたいと思います。

では、もう一度、お願いします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

定住自立圏のお話でございますけれども、本定例会でも議案として、ちちぶ定住自立圏の形成協定書の変更を上程をさせていただいているところでございます。

本内容につきましても直前ということではなくて、その案の段階で説明をとということでございますので、今のステップといたしますと、1市4町の課長級が集まった幹事会、その次に市長、町長と議長が集まった推進委員会ということで意見を上げていっているわけでございますが、今お話しいただいた内容につきましては、その幹事会の場で私のほうからもお話しさせていただいて、どのような改善といえますか、できるかは、その場で私のほうから意見を申させていただきますと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、区長会議の関係でございますが、今後は区長会議の中で区長さんからの意見等を聞く場面を設けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、女性町長サミットの内容につきましてのご質問でございますけれども、内容は先ほど申し上げましたとおり、シンポジウムが主なものになります。全国の女性町長サミットが壇上に上がりましてパネルディスカッションを行うような形になりまして、その中で女性視点を生かしながら男女共同参画などの提言を行っていただくというような形がメインになるかと思っておりますけれども、この開催するに当たって、付随する司会の方やオープニングイベントの謝礼、それから開催するに当たってのチラシや招待者への案内状、それやプログラムやポスター等の経費等、もろもろの諸経費を含めた額が220万円ほどかかるということです。女性町長は、当然集まっていたのですから、町長自体には報酬は出ておりませんし、無料でやっていただくわけですが、そちらの中で提言をしていただくという形の内容になってくるかと思えます。

総務課からは以上となります。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 関口議員のご質問なのですが、短期保険証の発行をされる方にフォローをしていただきたいということなのですが、町のほうに来庁していただいて、窓口のほうで状態ですとかそういったお話をお聞かせいただきながら、こちらのほうも対応させていただいております。その上で、1カ月の短期保険証、それから3カ月、それから6カ月というふうなことで区切って短期保険証のほうは発行しているのですけれども、全く保険証を出さないということはございませんので、その辺はご安心いただければと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 先ほど老人保護措置の関係は詳細までちょっと説明できなくて済みません

でした。老人というか介護の関係で施設を探す人がいらっしゃるということでの質問だったかと思いますが、介護の施設が必要、介護認定をするとかというときにはなくて、その前からでもどんどん担当窓口のほうにご相談いただいて、医療だとか介護予防のお話だとか、それから本当に介護が必要な場合、介護認定申請のお話であるとか、いろんなご相談に対応できるような体制をとっております。そのためには事業所と定期的に会合を持って情報交換したり、勉強会を持ったりして、その辺のところを常に向上させるように努めているところでございますので、気軽に、そういう方がいらっしゃいましたら相談していただくようにお声かけ願えればと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員のご質問にお答えします。

緑の村の管理の事業のことでございますが、プールのことに関しましては、費用も相当多額のお金もかかることですので、その辺も慎重に見きわめながら、町長とよく相談をして、なるべく早い段階でご報告できるように努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

その次の有害鳥獣対策の柵の関係でございますが、電気柵の場合につきましては、購入は個々に買ってもらふことになりますので、買うものによって金額のばらつきがありますが、最大で25メートル、真四角ぐらいの柵ができるだろうというぐらいにしかちょっと頭の中に覚えていないのですが、そのくらい程度最大でできるのではないかというふうに思っております。

観光計画につきましては、以前出したのは外部に全部発注しましたが、今回の形態は職員ができるものは職員でやるという中で、できないものを委託という形の方法をとらせていただいておりますので、なるべく職員が積極的に取り組んで、今後の観光に左右されるものですので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、関口議員の再質問にお答えいたします。

修繕の順位ということですが、こちらにつきましては29年度に修繕計画という計画をつくっておりますので、自分の近くの橋がいつごろ修繕するかという計画がありますので、もしこちらの建設課のほうに来ていただければ、そこについてお答えすることはできると思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次、2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番、田村勉です。

幾つかの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） はっきり言ってください。手を挙げてから考えているのではなく。

○2番（田村 勉君） なるほど、早く終わらせたいと。

○議長（染野光谷君） 質問することをちゃんと言わなければ。

○2番（田村 勉君） 企画財政課なのですが、一番上の広報紙発行事業、これが15万4,000円ぐらいかな、ふえているのですけれども、この問題について私、広報紙は町のほうが責任を持って町民に届けるべきだというふうな質問をしたのですけれども、何かその改善点があったのかどうか、これをお伺いしたいと。

それから、同じく企画財政課で町村情報システム共同化事業、これは先ほど説明をもらったのですが、

この情報の中身、このマイナンバーなどが含まれているかどうか、これを伺いたいということです。

それから、税務課のほうに行きまして、地方税共通納税システム事業、e L T A Xですか、パソコンでやる何か税金の納税のあれですよ。これなんかもいわゆるマイナンバー必須なのかどうか、そういうふうなことをしているかどうか、この辺を伺いたいと。

それから、町民課にあつては国民健康保険事業で460万余りが多くなっているのですけれども、これは、一体何がふえたのかと。

それから、同じく町民課で上の戸籍住民事業、この中にもやっぱりマイナンバーの問題、これが含まれているかどうかということです。

それから、健康福祉課、多世代ふれ愛ベース長瀬、これは昨年度といいますか、231万だったのが653万になっていますけれども、主に何がかかったのだろうかという問題です。

それから、産業観光課、前にもちょっと申し上げたのですけれども、長瀬町観光振興支援事業の中に、長瀬町観光協会や伝統ある長瀬船玉まつり運営する実行委員会に対して補助金ということなのですが、町民の税金が使われている以上、この会計、中身、これをやっぱりこの町民の代表である議員にも明確に示すべきではないかというふうに思っているのです。余計なことを言えば、余り勘ぐりを受けないようにきちっと出すことが大事なのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういう考えはあるかどうかです。そんなところでしょうか。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 田村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、広報紙発行事業の改善点はということでございますが、来年度予算額が増額しておりますのは、こちらは長期継続契約を締結しておりまして、今の業者との契約が5月で終わることから若干の増額をさせていただいているところでございます。

また、その改善点の内容につきましては、恐らく発行部数と毎月発表されている世帯数が合わないということだと思いますけれども、こちらにつきまして分析といいますか、かけさせていただいたところ、実際にお配りしている世帯数につきましては2,700世帯ほどとなっております。というのは、世帯によりましては、同一世帯としてカウントといいますか、させていただくケースがございます、例えば2世帯住宅でお住まいのお父さんとお母さん、そしてその息子さん、娘さんの世代が住まれているといった場合につきましては、広報紙については1紙お配りをしているといった状況もございますので、発行部数と毎月発表されている世帯数、そしてお配りしている世帯数に誤差が生じているというところでございます。

ただ、議員おっしゃいますとおり、広報紙は適切に必要な方に届かなければいけないものだと思っておりますので、ご意見をいただいた際には適切に届けられるように、もちろん改善をさせていただきますが、そういう誤差があるということでご承知おきいただければと思います。

続きまして、町村情報システム共同化事業に当たりまして、マイナンバー関連のシステムが入っているかというご質問だと思いますが、こちらにつきましては、結論から申し上げますと、入っているところでございます。今回こちらの予算は、前年度と比較して220万円ほど増額の予算を組まさせていただいているところでございますけれども、まさしくこちらはマイナンバーを安心に、情報漏えい、非常に問題になりますから、そういったことがないように安全に使うために中間サーバーというものを地方公共団体情報システム機構というところが新たに作成をすると、現行システムと次期システムを設計するというところで、今回こちらの予算も増額となっております。ですので、最初にお答え申し上げましたとおり、マイナンバ

一関係の経費については、こちらは含まれているという形になりますので、よろしくお願いをいたします。  
以上です。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方税共通納税システムにつきましては、平成31年10月から全国一律に稼働するe L T A Xシステムを活用し、個人住民税の特別徴収など会社などからお支払いいただく場合に、複数の地方自治体に対して一度の操作で電子的に納税できるシステムでございます。先ほど質問ございましたマイナンバーにつきましては、必ず記入していただくようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

まず、住民基本台帳のところで増額になっている理由ということなのですが、今年度におきまして、住民基本台帳ネットワークシステムを再リースいたしました。その際に、こちらの住民基本台帳ネットワークシステムというもののバージョンアップを行いまして、そのために保守委託料を2つ、住民基本台帳ネットワークその他ハードウェア保守委託料、それから住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料、こちらのほうが増額になっております。それに伴いまして、使用料及び賃借料のほうも住民基本台帳ネットワークOA機器借上料というものが昨年よりも増額になっていることが要因かと思われます。

それから、国保のほうの関係なのですが、28節の繰出金で財政安定化支援事業繰出金、こちらのほうが昨年より380万ほど増額しております。こちらに関しましては、市町村国保財政の安定化を図るために、それとあと保険税の負担の平準化を図るために一般会計から繰り出しを行うものでございまして、そちらのほうがふえているということでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

多世代ふれ愛ベース長瀬運営事業のところが事業費が増額しているその要因ということでございますが、今回平成31年度予算を編成するに当たりまして、事業間で事業費の組み替えを行っております。子育て支援事業の中から社会保険料や賃金、子育て支援員の人件費、それから事業を行いますときの講師への謝金、協力員の謝金ですとかそれらの事業に必要な消耗品費等につきましては、子育て支援事業から多世代ふれ愛ベース長瀬運営事業のほうに組み替えを行っております。

それと、保健総務事業費の中にも子育ての関係で臨時職員の賃金を見込んでおりました。その分につきましても多世代ふれ愛ベース長瀬運営事業のほうに組み替えを行っている関係から、多世代ふれ愛ベース長瀬運営事業は増額しているというふうになっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 田村議員のご質問にお答えします。

長瀬町観光振興支援事業の件で、会計のほうを見せられるかどうかということでございますが、その規約を今持ち合わせていないものですので、会の規約とかありますので、その辺で公開できるか、非公開できるかというのが書いてあると、その辺を確認をさせてもらう時間が欲しいので、ちょっと確認をしたい

と思いますので、確認ができ次第、報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと複数に関連しているから、これは町長にお答えいただいたほうがいいのかなと思うのですが、マイナンバーは要するに義務ではないですよね。もしかして、本人が拒否すれば拒否できるという確認を一つしたいのと。

もう一つは、長瀬町の中でいわゆるマイナンバーを交付した世帯数及びカードを申請した世帯数、これを教えていただきたいのです。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のマイナンバーについてのご質問にお答えさせていただきます。

これは、国で決められたことございまして、義務だと思います。

それから、細かい数字につきましては、担当のほうからご回答させていただきます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、田村議員のマイナンバーの発行枚数についてのご質問です。平成30年度2月末現在ですけれども、37枚で、累計発行数が566枚。

〔「もう一回ちょっと言ってくれますか」と言う人あり〕

○町民課長（若林 智君） 30年度の発行した枚数は2月末現在で37枚。

〔「37」と言う人あり〕

○町民課長（若林 智君） 37枚です。累計の発行数は566枚というふうになっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次、まだ、2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっと私の聞き間違えかなと思うのだけれども、町長は、これは国から言われたもので義務だというふうに答えたと思うのですが、これは義務ではないですよね。マイナンバー制度を書き込んだり、あるいはいわゆるカードをもらうというのは義務ではないと思いますけれども、その辺確認してください。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

これは、法律で決められておりますので、町として行うことは義務だと思います。個々がそれをとるか、とらないかは、まだそこところはご本人の判断ですけれども、その事業をするのは町としては義務だと思います。

○議長（染野光谷君） 次、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 聞き漏らしたこともあるかもしれないのですが、何点か伺わせていただきます。

当初予算の概要の7ページの定住促進事業、真ん中のちょっと下ですが、ここ数年、毎年同じ程度の事業費となっており、ことして6年目くらいになるのかなと思いますが、効果や成果があるのならばもっと予算を増額して、ないならば内容の改善や減額等が必要と考えておりますが、いかがでしょうか。

もう一点、この事業内容に「定住の促進と地域の活性化を図るため」とありますが、あくまでも定住促進であって、移住促進の施策ではないという理解でよろしいのか、伺わせてください。

その下の地方創生事業、こちらは、昨年、移住定住に向けたPR事業費が30年度の約半分となっておりますが、昨年とことしの事業の違いを教えてください。

その下のふるさと納税事業、事業費が30年度予算の約44%減額となっておりますが、自主財源が厳しい中、このふるさと長瀬応援寄附金事業は29年度には1,895万4,000円にもなり、町の経済にも町の税収にも大きく貢献した事業であり、この減額の理由は説明にもありましたが、改善などは考えていないのか、また改善が難しい場合に、特に同じように寄附が期待できる企業版ふるさと納税の導入などは検討していないのか伺います。

9ページ、一番下、上水道事業ですが、約1,700万円、負担金が減った主な理由を教えてください。

10ページ、上のほうの新規で結婚新生活支援事業、こちら60万円の予算をどういった方法で活用するのか教えてください。

11ページ、子育て支援事業、上から3番目ですか、609万9,000円から165万円となっておりますが、30年度、子育て支援事業として保護者の孤立防止や情報伝達、相談等を行い、子供の健全育成につなげていた事業が、これなくなっているのですが、それがなくなるということではよろしいのか伺います。

続きまして、その下の保健総務事業、真ん中辺ですか、こちら去年より約7割減額になっているという理由を教えてください。

次に、予算書19ページです。14の使用料及び手数料の真ん中よりちょっと上なのですが、行政財産使用料で、農林水産業使用料と商工使用料が以前にはありませんでしたが、31年度から何の使用料が入る予定なのか教えてください。

21ページ、国庫補助金の地方創生推進交付金……これは大丈夫です。済みません、聞きました。わかりましたので、大丈夫です。

31ページの雑入です。雑入の中で……済みません、これもさっき聞いてわかりましたので、41ページです。一番上、13の委託料の連結財務書類作成システム構築委託料ですが、30年度はこれが使用料及び賃借料に同じ54万円でシステム利用料として入ってございましたけれども、こちらはちょっと変わっているので本来の節は委託料だったということではよろしいのか伺います。

43ページ、財産管理費のAEDリース料が30年、6万4,000円が4万7,000円と安くなっており、その他の場所、教育関係のところでもAEDのリース料が安くなっている、こちらの理由を伺います。

45ページ、一番下のほうの12の役務費の広告料15万円、これは何のための広告料なのか教えてください。

48ページなのですが、これ予算自体には直接関係しないと思うので確認になるのですが、48ページ、49ページの戸籍住民基本台帳費の説明の括弧内、前年度予算額を足していくと、これが1,189万円になるのですが、これを見ると一番下です。今1,276万3,000円になっていますが、そこからの説明の部分にある前年度の金額を足していくと、118万9,000円になっているのですけれども、多分この委託料のところが29年度の金額が多分入ってるのではないかなと思うので、ちょっと確認をしてみてください。

61ページ、老人福祉費の19負担金、補助及び交付金、下のほうですが、これ高齢者はふえている中で、老人クラブの関係の補助金が合わせて16万9,000円に減っているのは、老人クラブの会員が減っているということなのかお聞きします。

65ページ、児童福祉費の真ん中あたりの11の需用費の光熱水費、こちら63万3,000円となっておりますが、30年度には102万円でありましたが、この金額、この予算で問題はないのか、こちら29年度の決算書にこの部分の詳細がないので、一応確認になります。



81ページ、農業振興費、19負担金、補助及び交付金の真ん中よりちょっと上のあたりですけれども、平成29年度決算では農業振興対策事業補助金のきのこ部会4万円、有害鳥獣防護柵等設置費補助金29万3,000円など、今回のこの予算より決算額が上回っていましたが、今回の予算額で問題はないのか伺います。

また、それに伴い、年々有害鳥獣による被害も多く寄せられる中、狩猟クラブ補助金や猟友会交付金は同額で、有害鳥獣捕獲事業従事者補助金は半分に減っておりますが、これで対策が十分とお考えでしょうか、伺います。

あと2点ですか、85ページ、真ん中よりちょっと上ですか、19の負担金、補助及び交付金の長瀬中小企業融資制度資金借入利子補給金ですけれども、30年度、320万円だったものが約50万円減っておりますが、ここ数年の融資の数が減っているということでしょうか。これは施政方針でも活力を生み出す町の中に利子補給が入っているのにもかかわらず、減額というのは逆行しているのかと思うので、伺わせてください。

最後に117ページ、一番上の14使用料及び賃借料の40万3,000円ですが、平成30年度予算では学校給食管理システムソフトレンタル料129万6,000円とありましたが、31年度にはないのは、一括でこのレンタル料を支払ったということによろしいのでしょうか。また、その場合には何年間がレンタル期間となっているのか伺います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） それでは、岩田議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、当初予算の概要の7ページに記載のあります定住促進事業についてでございますけれども、こちらにつきましては、前年度と同額の800万円の予算のほうをお願いをさせていただいてございますが、今年度の今の状況を申し上げますと、2月末の時点では交付額が635万円ということになってございまして、平成29年度の決算額と比較しますと約半分程度になってきているものでございます。

ただ、平成30年度から、30年度、また期間を延ばさせていただいて、かつ補助対象の範囲も広げさせていただいているということも踏まえまして、現時点での今年度の予算の執行を見ながら、来年度も同額をお願いをさせていただいているところでございます。

また、今年度定住促進の補助金を、住宅取得奨励の補助金を移住される方、あとは町内で定住をされる方につきましては、ちゃんと行き渡るように、住宅メーカーであるとか展示場であるとか、そういったところに対してPRのチラシを町のほうで作成をし、配付をするなど広報に努めているところでございまして、引き続きそういう努力をし、こちらの補助金を使っていただけるように周知をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、地方創生事業の274万3,000円が前年度と比較すると約半分ということでございますが、こちらの経費なのですけれども、30年度の当初予算のときには、コミュニティバスの関連の予算として162万円、モンベルフレンドタウンの負担金で90万8,000円、お試し居住の費用として54万円を計上させていただいておりましたので、そちらが減額ないしコミュニティバスにつきましては、その下の公共交通整備事業のほうに事業の予算のほうを移しておりますので、減額となっているものでございます。

ふるさと納税事業につきましては、44%減ということになってございますが、こちらにつきましては今年度返礼品の割合ですとか地場製品の提供ということで、今まで47品目、事業者様のご協力を得て返礼品として出されていたものが、約半分の27品目まで減ってしまったという理由もございまして、前年度

の当初予算におきましては、今申し上げたとおり返礼品の割合を4割と計算していたこと、今回は3割で計算をしているので、件数の減少もあることながら予算の計上の仕方も変わっているということで減額となっているものでございます。こちらにつきましても、議員おっしゃいますとおり、自主財源として非常に重要なものということで認識をさせていただいておりますので、今申し上げた地場産品の新たな拡大をしていくとともに、この3月の「広報ながとろ」でも広報を出させていただきましたが、返礼品をふやしていき、かつPRをしっかりとし、こちらのほうのふるさと納税のほうも力を入れてまいりたいというふうを考えてございます。

続きまして、予算書に移りまして、41ページの一番上の13委託料、連結財務書類作成システム構築委託料54万円につきましては、おっしゃいますとおり、こちらは通称公会計システムを年度ごとに更新をするということになりますので、委託料が適切だということでこちらに計上させていただいております。内容は変わっておりませんが、節を適切なところに計上させていただきました。

続きまして、43ページの一番上になります14使用料及び賃借料のAEDリース料が昨年度より減額しているというお話でございますが、こちらは今年度の4月1日から5年間の長期継続契約を締結しているということでございまして、平成30年度の予算は、そちらの長期継続契約を結ぶに当たって予算額を少し、設計と発注を出す都合がありますが、そういったことで予算額をある程度確保させていただいたと、実際はこの金額で長期継続契約が決まりましたので、平成31年度はこの金額で予算を確保させていただきたいというものでございます。

続きまして、45ページの12役務費の広告料でございますが、こちらは来年度の新規事業で地域おこし協力隊の委託をさせていただきますが、その募集に当たりまして、募集の広告を出させていただくために15万円を計上させていただいているものでございます。やはり、地域おこし協力隊員には、いい方が来ていただきたいということもありますので、募集については広告にも力を入れさせていただきたいということで15万円を計上させていただきました。なお、こちらにつきましても特別交付税措置ということで財源措置があるところで、この経費を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、51ページの戸籍住民基本台帳費なのですが、確かに括弧の中は29年度の数字が入ってありました。大変申しわけありませんでした。ここは「4,530」という数字が入ります。大変申しわけありませんでした。

〔「もう一回言ってください」と言う人あり〕

○町民課長（若林 智君） 51ページの13委託料になるのですが、説明欄の括弧の中の数字「3,657」が「4,530」になります。大変申しわけありませんでした。

それから、上水道事業の減額になった理由でございますが、出資債がこちらは73ページになりますが、第24節投資及び出資金の生活基盤施設耐震化事業出資金、こちらが昨年が4,930万円だったものが、今年度3,240万円に出資金が減額になりました。こちらの関係で上水道事業費が減額になっております。こちらの内容では、基盤等整備強化事業出資金が1,199万円、それから広域化事業出資分が2,226万1,000円、これを合わせまして今年度は3,240万円ということになります。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課関係５点、ご質問いただいたかと思しますので、順にお答えさせていただきます。

まず、結婚新生活支援事業でございます。この事業につきましては、国、内閣府の補助事業でございます。地域少子化対策重点推進交付金という事業を活用いたすものでございまして、国の補助率は２分の１というものでございます。この事業につきましては、平成27年に国の法制化が始まっております、ことしで４年目というようになるものでございます。昨年度、県内では鴻巣市、鳩山町、幸手市、美里町、吉見町の５市町がこの事業を行っておるところでございます。長瀬町も31年度この事業をしたいということで内閣府のほうに申請いたしました。

内容といたしましては、結婚に伴う経済的負担を軽減するという事で、新生活のスタートに係る費用、いわゆる新居の家賃であるとか引っ越し費用等を補助するという事業の内容でございます。対象といたしましては、国の補助基準のとおりでございまして、婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得340万円未満、所得でございますので、年収換算しますと五百二、三十万円になるかと思いますが、そういう方を対象に費用補助を行うという事業になっております。長瀬町は平成29年は17件の婚姻がございまして、対象年齢の該当しそうなものが、美里町が去年３件で申請しております。その数と比較いたしまして２件ぐらいが適当であろうということで、２件分を見させていただいているものでございます。

次に、子育て支援の減額ですが、これは先ほど田村議員の多世代ふれ愛ベースのところで言った逆のパターンでございまして、多世代ふれ愛ベース、それから子育て支援事業の事業費の組み替えをさせていただいて、その分が多世代ふれ愛ベースのほうに費用がいつているという形になって、ここが444万9,000円減額になっていると思います。ですから、ここに入っているのは子育て支援金と、あとブックスタートといつて出生したときに本をプレゼントしているのですけれども、その費用だけになっております。

次に、保健総務事業の減額分でございますが、30年度、保健師１名が育児休業をとっております。31年度４月から復帰いたします。その関係で費用を見ていました代替の臨時職員、保健師であるとか看護師さんを臨時職員として雇用しておったのですが、その分の費用の削減がありましたので、ここが大きな減額になっているということでございます。

次に、老人クラブ費の補助金の減額でございます。こちらにつきましては、予算を見積もりする中で、県の補助基準額に合わせたような見直しを行わせていただきました。そのため、少し減額になっております。

次に、65ページの光熱水費の関係のご質問だったかと思いますが、昨年度、施設ができる段階で多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費を予算見積もりしたのですが、今年度、11カ月を経過いたしまして、当初見込んでいた額より光熱水費が思ったよりかかっていないということで、今回の実績に合わせた形で予算要求をさせていただいておりますので、多少額が減っているという状況でございます。

健康福祉課は以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、岩田議員のご質問にお答えします。

まず、予算書の19ページの農林水産業使用料の農業使用料、行政財産使用料でございますが、これにつきましては、郷土資料館の入り口正面向かって左側に自販機を観光協会が置きましたので、その財産使用料として産業観光課のほうで所管しておりますので、使用料徴収の収入でございます。

それと、予算書の81ページでございますが、有害鳥獣捕獲事業委託料ですが、13節の委託料につきましては40万円は長瀬狩猟クラブに年間40万円、昨年と同額かと思えます。

その下の19節の負担金、補助及び交付金につきましては、きのこ部会につきましては、2団体ありましたが1団体になりましたということで、その分を減額しております。

あと有害鳥獣捕獲事業従事者補助金等につきましては、狩猟の免許の更新等にかかわる費用の一部を長瀬町に在住している23名に、種別ごとに支出している23名分の必要経費を補助しているという形になっております。全体的には前年度、まだ30年度終わっていませんが、その辺の使用状況等を踏まえて減らせるものは減らしているという状況になっております。

続きまして、中小企業の利子補給につきましては、いろいろ精査をしている中でちょっと不適切な処理がしてあったことがありまして、それを31年度から是正するために多少の予算の減額とさせていただきます。正規に戻したという形になりますが、それが精査の中でわかったということで、31年度からはしっかりと金額をお支払いするというので金額は多少減になっておりますが、借り入れている方については横ばいかちょっと減少傾向になっておると思えます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

115ページの一番下段の使用料及び、次のページにわたりますけれども、賃借料、このうち、この中で昨年30年度の当初予算では、学校給食管理システムソフトレンタル料129万6,000円が計上されておりましたが、こちらのソフトレンタル料ですけれども、こちらは給食費の徴収管理簿として使用しておりました。それと、あと二重の管理ということで、職員のほうで作成しましたエクセルの管理簿がありまして、両方を併用していたわけです。こちらのほうのシステムは、住民基本台帳システムと連動しておりまして、転出入というのですか、それがあった場合、こちらに来るとということで、こちらのほうで見直しを行いました。やはり、児童生徒転入がそれほど長瀬町はありませんので、見直しを行い、レンタル料を今月いっぱい解約をしまして、来年度は職員のほうで管理、作成しました徴収簿で徴収管理を行うということにしたものでございます。

以上です。

〔「1点だけいいですか」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 1点だけ、さっき企画財政課長、ふるさと納税の関係で、最後に改善が難しい場合に、例えば企業版ふるさと納税なんかは考えないのかということもお聞きしていただきましたので、これだけ最後に伺わせてください。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。答弁漏れがありまして、失礼をいたしました。

企業版ふるさと納税の活用につきましては、こちらについても企画財政課のほうで今後検討をさせていただきたいということで課題となっているものでございますので、来年度の課題として取り組んでいきたいと思っております。そこでいろんな問題は出てくるかと思えますけれども、それが解決できるかできないか等々もしっかりと検討の上、考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次、1番、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） 補助金について企画財政課長に伺います。

いろんな団体に対する補助金が2割ぐらい減っていますが、今まで出し過ぎていたのでしょうか。減らした理由を個々にではなくて、全体的にまとめてお願いしたいと思います。

続きまして、健康福祉課長には、シルバー人材センターの職員は町からの補助がないとやっていけないと話しております。現在は、仕事を依頼する人に対して事務費として8%上乘せして料金をいただいておりますが、補助金が減ると事務費を8%から10%とか上げなくてはならなくなると思います。そうすると、料金が高くなり、仕事が少なくなるという悪循環になると思いますが、補助金を80万減らしてもシルバーの運営は大丈夫でしょうか。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 井上議員のご質問にお答えをいたします。

補助金を減らしている理由ということでございますが、今回平成31年度の当初予算編成をするに当たりまして、全ての事業の見直しということでかけさせていただいてございます。

補助金の減額をさせていただいた事業もありますけれども、そちらにつきましては、その補助金を支出している、補助金を出している団体の決算書なども確認をさせていただいて、その中で、その団体が繰越金が多かったりですとかそういった実態があるところにつきましては、その実態に合わせて補助金の減額をさせていただいている団体さんもございます。ですので、一律に1割カット、2割カットをしているわけではなく、各団体の決算書などをしっかりと確認の上、今回は予算の編成をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、井上議員のご質問にお答えいたします。

シルバー人材センターの補助金の減額につきまして、こちらにつきましては、シルバー人材センターからの要求額が950万でございました。その額を要求しております、要求どおりという形になっております。職員が1名やめたということで、多少見込み額が減ったというような理由と聞いております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次、8番、大島瑠美子さん。

○8番（大島瑠美子君） 31年度長瀬町一般会計予算書について、何だか今度縮小の、本当に金がなかったのだから何だか知らないが、元気がないというのか知らないけれども、30年度から比べますと1億2,711万6,000円の減額になっています。ちょっと寂しい限りです。こんなに私たちは元気がなくなってしまったのかなという感じもしますけれども、これもいたし方ないことですので、それはそれでこれから、ことし1年間すごくみんなで頑張るようと思います。

まず、13ページ、歳入ですけれども、町民税、個人のところの現年課税分ですけれども、違う現年課税分のほうの法人だとか固定資産税だとか、それから軽自動車税につきましては、大体何十何%、99%とか100%というのがあるのですけれども、個人の町民税については、普通徴収現年課税分も特別徴収現年課税分もパーセントが出ていません。これは調定額が大体わかっているので、その99%とかなんとか、元

気が出るようなのだったら普通徴収のほうが99%ぐらい入れるということで、特別徴収現年課税分は100%が大体もう当然とのことでわかるのですが、こういうときも違う、個人のほうだけがパーセントが入っていないというと、何だか、あれあれ、何かなと思いますので、そのところを今度からよく、どうしてしなかったのだかということ。

それから、あと39ページです。新しくなりました、全国女性町長サミット実行委員会補助金220万5,000円と全国女性町長サミット負担金2万円、これは長瀬町がするわけですね、それをお聞きしたいと思います。そして、もしもこれを長瀬町でするのでしたら、宿泊先はどこになるのかな、これ入れるのかなということも、それもお聞きしたいと思います。

それから、43ページの長瀬町コミュニティ協議会補助金18万円と地域振興対策事業補助金というのは、これは自治振興費のほうの各行政区から、区長から申請があったものについてこれは支払いをするということで、それ以外のものは、もう何も受け付けなく、やっぱり区長からのものでなければだめなのですか、それをお聞きしたいと思います。

それから、あとは……

○議長（染野光谷君） ちゃんとしっかり見ておいて。

○8番（大島瑠美子君） 附箋がついているのです。

○議長（染野光谷君） だから……

○8番（大島瑠美子君） 済みません。

○議長（染野光谷君） 早く言ってください。

○8番（大島瑠美子君） わかりました……

○議長（染野光谷君） わかりやすく、はっきりと。

○8番（大島瑠美子君） 聞こえませんか。

○議長（染野光谷君） はっきりしてくれない、もうちょっと。

○8番（大島瑠美子君） はい。

○議長（染野光谷君） 聞きづらいの。

○8番（大島瑠美子君） 聞きづらい。

○議長（染野光谷君） 私も聞きづらいから、はっきり。

○8番（大島瑠美子君） はっきり。

○議長（染野光谷君） うん。

○8番（大島瑠美子君） はい、わかりました。では、はっきり言います。

それでは、47ページの13委託料です。（新）コミュニティバス実証実験委託料1,000万円、これはどこを走るので、どのようなことなのか、それをお聞きします。

それから、71ページ、19の負担金、補助及び交付金です。合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金82万4,000円ですが、これは1件分ですか、何件分ですか、それをお聞きします。

それから、81ページです。19の負担金、補助及び交付金、地域特産品開発事業補助金50万円ですが、いろいろ地域特産品やりましたが、長瀬町は成功しているというのを聞いたことがありません。今やっておりますアユの甘露煮はどうなっているのだかも、それもあわせて何をする予定か、それは決まっているのか、これから募集をして決めるのか、それをお聞きします。

それから、121ページです。予備費です。予備費を500万円とってあります。この予備費は予備のために

ありますので、町長がいいと認めた場合、それから各課でどうしてもというときに使うためのお金です。使わないで残すことなく必要なときに、使わなくてもよくてできるのならいいのですけれども、それができないときにはこれを使うようにお願いいたします。

以上です。答えてください。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 大島議員のご質問にお答えさせていただきます。

歳入の町民税の個人の現年課税分の説明欄に積算根拠が載っていないということで、特に載せない理由はないと思いますので、今読み上げさせていただきます。普通徴収現年課税分、調定見込み額4,363万6,000円、よろしいですか。収納率の見込みですが96%、特別徴収現年課税分2億5,897万9,000円、徴収見込み率ですが、99.86%、最後の年金特別徴収現年課税分につきましては1,902万円、100%です。来年度の予算書につきましては、こちらを載せるようにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目が、女性町長サミットは長瀬町で開催するのかということですが、先ほど関口議員のご質問でもお答えいたしましたように、平成31年度に長瀬町で開催を予定しております。

それと、宿泊場所は決まっているのか、場所が確保できるのかということでございますけれども、宿泊場所は正式には決まっておりますけれども、一応……

〔「町内か町外か」と言う人あり〕

○総務課長（横山和弘君） 町内の施設を予定しております。参加者も、宿泊するのは町長と同行する各町村の職員1名程度……女性町長は、今現在全国で6名しかおりませんので。

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（横山和弘君） やめた方もご招待するケースもございますけれども、それと1人で来られる方もいらっしゃいますし、職員が同行する方もいますので、宿泊する方は全部で10名程度になるかと思しますので、宿泊場所の心配はなかろうかと思えます。

それから、コミュニティ協議会の補助金ですが、これは長瀬町コミュニティ協議会という組織がございますので、そちらのほうに補助金を支出しているものでございます。

それと、地域振興対策事業補助金につきましては、各行政区単位でお願いしている関係上、区長名で申請はしていただいて補助金を支出している状況でございます。区の中の地域振興に対する補助金ということです。例えば今までですと集会所の修繕とか、ごみボックスの修繕とか、そういうような形で全体事業費の2分の1を町のほうで補助金として出しております。

総務課からは以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 大島議員のご質問にお答えをいたします。

予算書の47ページのコミュニティバス実証実験、こちらにつきまして、どちらを走るルートなのかというご質問でございますが、詳細の案につきましては、今まだ検討している最中でございますけれども、現状の案で申し上げますと、町内を北と南に分けるような形にして、そちらで実証実験のほうを行ってまいりたいと考えてございます。詳細なルートにつきましては、しかるべき時期に町民の皆様にご発表をさせていただきたいと考えてございます。

また、120ページの予備費につきましては、議員おっしゃいますとおり適切に執行をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 大島議員のご質問にお答えしたいと思います。

71ページの合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金、こちらは31年度に関しましては2期分を予算のほうで計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

地域特産品の開発の件だと思いますが、今現在まで町で特産品として事業を補助しているものにつきましては、ブルーベリーのスムージーが1件、シフォンケーキが1件、紅茶が1件の計3件でございます。

今回、50万円の計上をさせていただいておりますが、これが1件問い合わせがありまして、ちょっとやりたいというような話がありましたので、それをちょっと目途に、新年度からちょっとそのことを折衝等いろいろ、実際できるかどうかというのも確認しながら進めてまいりたいと思います。

先ほど議員が申したとおり、特産品は開発はしていますけれども、売れていないのではないかとということでございますが、認知度がちょっと低いのは正直なところございまして、以前の議会にも答えたとおり、町としても協力はしたいと思っているのですが、なかなか順調にちょっといっていないということもあります。今後引き続き町としても応援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時10分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 当初予算の概要のページ数でいいますと13ページ、建設課関係についてちょっと質問させていただきます。

皆さんご存じのように、町内の町道というものは大変整備されてきているところもありますけれども、よくよく住宅地を歩いてみますと、砂利道と狭い道が非常に多いのです。また、雨の降った後や何か非常に水たまりや何かも多いというところから、道路関係のことでちょっと聞かせていただきます。

2段目の原材料等支給事業は減額になり、道路維持補修事業も減額、それから道路新設改良事業についても減額というふうになっているところであります。また、交通安全施設整備事業につきましてもそうですが、その中で原材料等支給事業につきまして、先ほど碎石が多くて、これはコンクリートや何かの需要といいますか、要求が少ないというふうな、お金のかかる分が少ないというふうな意味かと思うのですけ



れども、実際のところ今は砂利を敷くにしても、砂利を敷くぐらいだったら何とか近くの住民が出てやることもできますけれども、町道というのはその隣接している人だけが使うものではなくて、やはり通行人が、また配達する車、そういうふうなものも結構通ります。ですから、直接直面する住民だけに材料を支給して道路を整備しなさいというふうなことは、高齢化も進んできていますし、ちょっと無理な段階に来ていると思うのです。前にもコンクリートや何かやるにしても、業者の手をかりないと、とてもできるものではないから、原材料費にプラスそういうふうなコンクリートや何かについては、半分ぐらいのいわゆる業者委託に使える費用をつけてほしいというふうなことも言いました。でも、そういうことはなく、全然考慮されないで、ただ砂利が多いからということだけではないと思うのですけれども、減額されている、それは非常に残念なのです。とにかく町道はみんなが使う、配達にも使う、そういうふうなことでありますので、町のほうで狭い道路であっても積極的に整備していただきたいというふうなことがあります。それで、原材料等支給事業については先ほど……要望いたします。

それから、道路維持補修事業につきましても、やはりいろんな面での危険箇所というものも多いわけなので、しっかりと管理してやっていただきたい。

それから、交通安全施設整備事業につきまして、グリーンベルト等の整備を行うというものがありますが、今年度といいますか、31年度はグリーンベルトはどの辺のところに設置しようとしているのでしょうか。

あと道路新設改良事業につきましては、各行政区の中で区長を通して整備、要望が出ている箇所が多いかと思うのです。そういうふうなところから優先順位をつけている部分はあるのかと思うのですが、この辺につきましても、もっともっと住民要望といいますか、行政区要望を実現していったほしいという上から、建設課のほうでの対応をお願いしたいという意味から回答をお願いします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、新井議員の質問にお答えいたします。

原材料等支給事業につきましては、先ほどお答えいたしました、行政区からの要望については、今のところ碎石中心で、コンクリートについてはまだことし1件あったのみです。それにつきまして、法令に基づきまして業者等に補助できないかということですが、いつの議会だったかちょっと忘れましたが、一応見直しを検討しているということでお答えしていると思います。今それをやっている最中です。いろんなところの市町村の同じような事業をやっているところで、どんなふうになっているかというのを見て検討をしております。

それと、道路維持補修事業についての狭い道の整備ということですが、建設課としましては、一応基本としている新設改良につきましては、4メートル以上の道に広げるところを改良するというのを基本にやっております。狭い道をそこを舗装なりしてしまいますと、町でしてしまいますと、そのままになってしまい、またその付近で宅地にした場合、セットバックとかいろいろなそういうものが出てきますので、一応基準として4メートル以上というのを改良で考えております。

あとグリーンベルトの位置につきましてですが、今年度もこれからやるわけですが、幹線の26号線、たけのこ保育園の先になりまして、今年度踏切から元松竹庵があったほうに向かってやります。来年度につきましては、その続きを予定しておりまして、松竹庵のところまで行きますと、そこまでが通学路に指定されておりますので、そこまでを予定しております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） 見直しを検討しているということでありますけれども、いつ結論が出ますか。早目に結論を聞きたいので、それを聞きたいと思います。言ってから半年ぐらいはたっていますので、見直しの検討をしていただいても、そろそろ結論が出るかと思いますので、結論を早目に聞きたいというところでございます。

そして、4メートルではないと改良整備ができないということでありますけれども、実際のところ2メートル幅ぐらいのところであっても、結局宅配車が走ったり、郵便車が走ったり、いろんな面での車も結構走ります。それらが走りますと、結局砂利道というものもうんと変わって、きのうあたりですと2日ほど雨が続いた関係で、非常に水たまりになっているところというものもあります。その水たまりも水抜きをすると隣の畑に入っていくってしてしまうなというふうなところで、道路で辛うじて水たまりがそのままいるという状態。多分きょうあたり行っても、まだ水がたまっているのではないかというふうな状態のところもあるわけです。そういうふうな場所の整備というのは、町内に建設課の職員が回って行って、だんだんと砂利を寄せて戻すとか、またいろんな努力をしていかないと町道整備ができない。そういうふうに骨を折れば、何とかこれをしようということで、狭くても何とかしようとか、結局これは広げる余地がないから今の2メートル幅だけでもコンクリにしておこうかというふうなことも浮かんでくると思うのですね。ですから、そういうふうなことも含めて建設課として、また町として、しっかりと道づくりというものを取り組んでいただきたいというわけです。あくまでも住宅道路でありますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思うのです。

どうですか、あと課長には結論的なことはいつごろ出るかと聞きたいのと、町長は突然で申しわけないですけれども、そういう道づくりということ、道の整備についてお答えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長でいいや。ちょっと待つて……

○9 番（新井利朗君） 検討している内容、時期。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えさせていただきます。

町道に関しましては、私も非常に町なかを回ってみまして、憂慮している部分たくさんございます。

先ほど課長のほうから4メートルであれば、町のほうで改修ができるのだけれどという話がございましたけれども、それなかなか地権者の意向もございますので、道路が整備されないところというのは、なかなか地権者のご都合で整備ができないというような事情もあるように伺っております。

その中で、その道が町道であっても抜けていない道路ですとかいろいろあるわけでございますけれども、原材料支給だけではやはり高齢化が進んでいく中で地区ではできないというお話も伺っておりますので、でき得れば職員が回って、できるところは草刈り機ではなくて、ちょっと農家の、道具がわからないのですけれども、そういったところを、でこぼこを直すぐらいのことを、そのぐらいの気持ちを持っていただくように、これからは指導してまいりたいと思っております。

今新井議員からも、端のほうに行っている砂利を穴を埋めるというようなことができないかというお話でございますので、それでしただけ、多分職員でもできるところもたくさんあると思います。私が歩いて見てもありますから、たくさん。その中で一つ一つ、できるところから始めていければと思っておりますので、これからまた担当課とも協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次、建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、新井議員の再質問にお答えいたします。

結論いつまでというのはなかなか言えるものではありませんですけども、ちょっと時間がたっておりますので、早急に対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 先ほど新井議員さんから水たまりができて、その水がよその畑に入るというようなことを聞いておりますが、うちのほうでもいろんなところで、いろいろと回ってみて聞いてみますと、お風呂の湯を持っていくところもない、お勝手の水もやっていくところがないというようなことで……

○議長（染野光谷君） これ予算の話だというから。

○3番（野原隆男君） 済みません。

〔何事か言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 悪いね。予算の話だから。

〔何事か言う人あり〕

○3番（野原隆男君） 町道のことについて、ちょっと。

○議長（染野光谷君） 何ですか。

○3番（野原隆男君） 町道について、道の。

○議長（染野光谷君） はい。

○3番（野原隆男君） 建設課にちょっとお伺いいたします。

いろいろと町道という、下水の処理するところがなくて、いろんな雨が降ったときだけではなく、お風呂の湯とかお勝手の水が流れるところがつくれないと、流すところをつくると町道に流れてしまうということで、町道に流していいのかどうかあれなので。多くまとめて来ると、今度は逆によその畑、よその隣に流れるようなことになってくるので、町道のいろんな面で直してもらって、ちゃんと道を、そういう水たまりができるようなところは、きちんとできるようにしてもらって埋め立ててやってもらおうと、町長さんが話したようなことでよろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長、何か返答してやってくれない、かわいそうだから。

○建設課長（坂上光昭君） では、野原議員の質問にお答えいたします。

お風呂の水とか家庭の雑排水、そういったものを道路に流すというか、その排水すること自体がちょっとまずいものだと思います。それで、町民課のほうでやっております合併浄化槽を通したものでしたら、道路にある側溝等に流すことは可能になると思いますけれども……

〔「側溝がないんです」と言う人あり〕

○建設課長（坂上光昭君） それはちょっと何とも言えないことです。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次、5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点か質問させていただきます。

まず、予算概要のほうで教育委員会、14ページです。これ去年のときも言わせていただいたのですけれども、中学生学力アップ事業で、「中学3年生を対象に、高校入試を目指した」云々という文言があるの

ですが、この内容について私が捉えるのは、やはり義務教育は中学校で終わりというふうなことで、基礎学力を上げるためにというふうな文言であればいいと思うのですが、もしかして進学を志さない人がいるといった場合に、ちょっとこの文言では「高校入試を目指した」ということがあるので、これいかなものかということをもまず一点。いや、いいのだと言え、それで構いません。

次に、予算書のほうで32ページなのですが、財政調整基金繰入金が出ています。このところで、財政調整基金が一体今現在どのくらいあるのかというような点についてお伺いしたいと思います。かなり少なくなっているのではないのかなというふうなことで、これについてお伺いします。

それから、総務課関係と思いますが、37ページ、まず一般管理費の給料というところなのですが、金額はさておいて、30年から31年と減少していますが、職員数のところで正規職員とか再任用職員とか臨時職員とかありますが、この内訳がわかれば答えていただきたいと思います。

特にこの予算書の123と126をちょっと見ていただければわかると思うのですが、123ページのところでは一般職が78人と書いてあるのですよ、31年度。ところが、126ページは79人となっているのです。1名の違いなのですが、あれ、これどっちなのだろうなというのがありますので、これは私の見方が下手なのかどちらかということでお伺いします。

それから、41ページ、庁舎清掃業務委託料というところなのですが、30年度、120万円だったのが31年度、267万3,000円、147万3,000円のプラスになっています。結構倍増しているのですが、これは庁舎の清掃を広げたとか、そんなふうな理由があるのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

あと43ページの庁舎の昇降機、多分エレベーターだと思うのですが、これ20年経過して大分ふぐあいというふうなことなのですが、一回しか乗ったことないのですが、これ2,200万円ぐらいかな、結構な額なのですが、これ直さないといけないことなのでしょうね。もし点検ぐらいで済むのなら10分の1ぐらいのお金でできるのではないかなと思いますけれども、そこは専門業者に見ていただいて、こんなふうなことでやるのかということでお伺いします。

それから、企画総務費のほうで47ページです。これ幾つも出ていますが、コミュニティバスについてなのですが、コミュニティバスのほうについては試行でやるというふうなことなのですが、まだ先の話になると思うのですが、これ例えば循環バスからデマンド交通に変わってきていると。今現在循環バスとコミュニティバスについては、日本の70%見直しに迫られているのが現状です。長瀬町はこれからやっていくので、例えばダイヤにしては固定ダイヤ式でやるのか基本ダイヤかと、非固定ダイヤでやるのかと。または定路線型とか自由経路型とかドア・ツー・ドア型とかいろいろあると思うのですが、ある程度そこを詰めていかないと、やってしまってから、おう、これではというのがあると思うのです。

そこで、京都の丹後半島なのですが、天橋立があります。あそこは結構、京丹後市で、例えば700円で2人乗るというふうなのではなくて200円で7人乗せようというふうな考えから、方式を改めて安くやり出したということで、乗降にかかわる金額も倍になっているのです。そんなふうなことを加味して、コミュニティバスを動かしていただけるのかどうかと、検討をぜひということで質問にします。

それから、税務課のほうで49ページに使用料がたくさん出ているのです。これはいたし方ないのかなという気がするのですが、655万2,000円という利用料というのが計上されています。みんな利用料金です。これ業者の選定とかそんなふうなのはもう同一業者で見積もりもしないで継続でやっているのかどうか、もう少しこれ安くならないのかなというふうなことで、これできれば、なるべくそういうふうな方向で、これからでもできればということでもっと質問します。

あと老人福祉費のほうの緊急情報システム管理委託料というふうなことなのですが、これはきのうの何か答弁の中で、無料88個というふうなことで課長のほうで答弁されました。では、有料は何件なのだろうと。また、31年度新たな設置というのを考えているのかと。希望としてはこれ全額無料でやっていけないのかというふうなことについて伺います。

あと、これ健康福祉課ですか、ポリ塩化ビフェニル、これはダイオキシンのほうの多分……町民課ですか、失礼しました。これは危機的な状況なのですか。どこをこれやるのだから、どのようにやるのかというのがわからないので、ちょっと危ない状況というか、わからないので、例えばそれが危険だとかということ町民が知らないということなので、この予算どういうふうにするのかなというふうなことです。

あと、これは健康福祉課ですね。不妊のほうの予算、75ページ。29年度、昨年聞いたらゼロだったというふうなことなのですが、同じ金額をとっているようなのですが、30年度の実績はどうだったのかというふうなこと。

あと健康マイレージの万歩計ですか、あれを貸与するというふうなお話があって、予算がちょっと少ないのですが、どのぐらいの数をどういうふうに出して、ではチェックポイントはどうするのかと。これちょっと値段が低いので、ほかの市町村のように、例えばセブンイレブンへ行ったらデータが出ると。俺、埼玉県で今歩いたのが何番目だとか、そんなふうなものになってくると相当額かかるのだけれども、そういうほうまでいかないで、差し当たって万歩計だけ町民に配って健康増進に努めてもらおうというのかどうかという点について伺います。

それから、農林水産業費全般について、本年度は昨年度より半減しました。これ井戸公園が完成したからというふうなことだったと思うのですけれども、いずれにしても、例えばこんなことを言っては悪いですけれども、井戸公園ができたから農林振興にかかわるかということ、私はかかわらないような気がします。でも、この予算がなくなったからということだろうけれども、全体的な予算で余りにも農林振興費というのが少額ではないのかなということを質問します。

あとは、公園費です、92ページです。都市再生整備計画事業費の廃項整理で、これ南桜通りだと思うのですが、ゼロ円になっています、92ページの。それ南桜通りです。これ当初、上長瀬から長瀬までということで計画された事業だった。人件費とか材料費が上がったので、これは何回も出ているので、そんなふうな話があったと。これが31年度ゼロで廃項ということは、もう長瀬まではやりませんよということなのですか。そこについては議会も承認をして始めた事業なので、一応議運でも議会でも、これについては説明があってしかるべきではないのかなというふうに思いますが、まだそこまで決まっていなかったか、31年度はその事業はやらないのだけれども、いずれ長瀬までとか、そんなふうな説明があってしかるべきだと思います。多分町民の皆様も、途中で切れてしまったのかな、まだやるのかなと、そういうのがあると思いますので、答えられればこのことについて伺います。

では、教育委員会について、99ページ、これは多分平成26年だったと思います。いじめ問題対策連絡協議会委員報酬というところなのですが、長瀬町でいじめ防止基本方針というのを出しました、これはご存じだと思います。その中に長瀬町いじめ問題対策連絡協議会を設置と、それから教育委員会の附属機関として長瀬町いじめ問題専門委員会を設置しました。この予算が減額されているのです。これは教育委員会として承知されていますよね、こういう予算出たので。これは、では今までそういう協議会とか委員会が年度内になかったのかと。これ実際問題として、今現在学校でいじめられていると、学校でもいじめを認識しているという事案があります。こういうことがあるのですが、これはそれがなくても、こういう

のを減額するというのはおかしいのではないですか。今現在学校でも認識をしていると、いじめられているという子供もいると。どこまでがいじめといういじめの規定もあると思いますが、なくてもこういうものについては、いじめをなくすにはどうしたらいいとか、そんなふうな協議会を開いて、予算は確保しておくべきではないのかなと思いますが、その点について伺います。

なお、これもくどいのですが、98ページ、以前も言いましたが、学校予算の第一小学校、第二小学校、中学校、これを現在の生徒数で割ってみると、ちょっと計算違いがあるかもしれません。第一小学校、1人当たり4万1,793円、第二小学校9万1,459円、中学校3万3,153円と、これだけ差があります。教育というのは、余りにもこれ計算ではできないというのはわかりますが、きのうも言いましたように、どちらかの学校に選んで行ってみるとか、やはりそういうことは考える時期ではないかなと。すぐやってくれとかいうことではありませんけれども、余りにも同じ町内にあって1人当たりの予算が違い過ぎるというふうなことがありますので、答弁のほうお願いしたいと思います。

それから、122ページの特別職なのですが、これは何とか委員会の委員とかそういう人だと思うのですが。公民館審議委員とか多分そんなふうなのだと思うのですが、昨年度374人だったのですが、今年度は549人なのです。随分ふえているのです。約180人ぐらいふえているのです。これ何でこんなにふえるのと。では、そのお金もふえているので、どんどんふえていくのではないのかなと。無償なら幾らふえても構わないと思うのですが、ちょっとそここのところ。

あとは129ページの債務負担行為に関する調書というふうなところ、129ページです。これちょっとわからないので教えていただきたいのです。過年度にかかわる分として、ながとろ苑の何か限度額が1億3,780万円ですか、ということであるのですが、現在はこれはないと考えていいわけですね、ゼロとなっているので。これも負担しているのかな、ちょっとわかりませんので、ここのところをお願いします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず初めの、こちらの当初予算の概要のほうの14ページ、中学生学力アップ事業の事業内容ですが、こちらのほうは「高校入試を目指した」というのが記載されているということですがけれども、こちらのほうには事業内容で記載させてもらいましたけれども、実際生徒を募集している、ここにチラシがあるのですけれども、こちらのほうでは村田議員が言うように学習支援を行い、学習習慣の確立と基礎学力の定着を目指してということで基礎的内容を中心に扱いますので、学習に苦手意識のある皆さんに最適ですので、応募してくださいというような文言がありますので、こちらのほうは来年度からは、これは削らせていただきます。

続きまして、いじめのほうなのですけれども、初年度、これをつくったときに委員会、専門委員会と合同で1回開催しました。昨年度は学校のほうからもやはりいじめの定義というのですか、認識が変わってきて、やっぱり全くないというわけではないのですけれども、その上がってくるいじめの中で、先生のほうで当事者とまた本人とで解決しているというのがほとんどであります。昨年度はそういったことから教育委員会のほうから報告をさせていただいて、委員さんの皆さんには集まっていだかないで、文書で今の現状というのですか、そういうのを報告させてもらっております。ですから、この金額が減ったのは、回数がやはり、また議員さん言うように、回数1回分を減らしてあります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目でございますが、財政調整基金の残高についてでございますけれども、30年度末現在高から今回の当初予算の1億5,087万4,000円を引きますと2億6,920万円ほどになります。こちらの金額ですが、同時点、昨年度、この時点と比較しますと、昨年度が2億2,850万円でございますので、約4,000万円ふえているという状況になっているものでございます。

続きまして、41ページの13委託料の庁舎清掃業務委託料の増額の理由についてでございますけれども、こちらにつきましては通常職員であつたりですとか、お手洗いの清掃は清心会に委託をさせていただいているところでございますが、それ以外の床の洗浄のワックスですとか、カーペットのクリーニング、ガラスクリーニングなど、ちょっと職員等では対応できないものにつきましては、今回業者に委託をさせていただいて、来年度実施をさせていただきたいというものです。ですので、今年度は今申し上げた清掃業務は実施しておりませんので、来年度はこちらの予算を確保させていただいて、実施をさせていただければと思っております。

続きまして、43ページの15工事請負費の（新）庁舎昇降機改修工事についてでございますけれども、保守管理のほうは毎年度行っているところでございますが、こちらは設置してから長年20年以上経過しているということで、現在の昇降機がもし壊れた場合に、部品の供給ができなくなるおそれがあると。できなくなるということで、今の保守点検事業者のほうからお話がありましたので、とまってしまってからではちょっと遅いので、この段階で改修工事のほうを実施させていただきたいといったものでございます。

最後に、47ページの13委託料の中の下から4つ目、一番上のコミュニティバス実証実験委託料につきましては、議員がおっしゃいますように路線バス型なのかデマンド型なのか、それともまたデマンドでもいろいろあるかと思いますが、こちら実証実験の中で、その点も踏まえながら路線バス型とデマンド型、今の考えている案では、どちらも実証実験の中でやらせていただいて、その中で平成32年度以降、どのような形が望ましいのかということを考えていきたいと思っております。今こちら案でございますので、実際その2本でやるかということは正確には申し上げられないのですけれども、案としてはその2本が実証実験の中で展開ができたらいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の職員数の内訳についてでございますが、123ページの本年度の職員数78名、こちらの人数は本年度31年度予算でございますので、31年4月1日の予定の人数でございます。

それから、126ページ、そちらの79の人数は、平成31年1月1日現在79名ということで差が生じております。ですから、こちらの123ページの前年度という数字、82名、こちらが1月1日と突合いたしまして79と、その右に技能労務職という3名がありますので、こちらの79と3を足して前年度が82ということになります。それで、本年度というのは、ことしの4月以降の予定の78ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

それと、もう一点の122ページの特別職の人数が前年度に比べて増加している理由でございますが、昨年度は選挙事務がゼロ件だったのに対しまして、今年度は4件予定されております。選挙立会人等、あと期日前の立会人等、これらも特別職として扱って、その人数が加算されますので、それらのことで増加し

ているということでご承知おきいただければと思います。

総務課からは以上です。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（相馬孝好君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

システム利用料が多いのではないかとのご指摘でございますが、賦課徴収事業につきましては、膨大な課税資料を処理しなければならず、現在職員８名で業務を行っておりますが、システム利用料を削減することになりますと、人員をふやさないと事務ができなくなってしまう可能性がございますので、現状では削減することは難しいと言わざるを得ません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

ＰＣＢの関係なのですけれども、こちらに関しましては、平成33年度末までにこの処分、処理を完了することというふうに定められておりまして、埼玉県の方が33年度末までに県全域のＰＣＢに関しましては、処分が必要だということになっております。それで、今回の新年度予算に関しましては、ＰＣＢのほうでは役場と中学校にありましたコンデンサー２個分を処分いたします。そのほかに関しまして、町内全域も県のほうから調査をしてくださいというふうに依頼がございまして、現在役場関係、公共施設関係は、各担当課のほうをお願いをして調査を実施しているところであります。

それから、一般の家庭にはほとんど使われていないということですので、一般の町内にあります企業さんですとか、そういうところは使用している可能性があるということですので、県のほうがシルバーさんのほうに委託をいたしまして、町内を巡回していただいているというところでございます。今月中には公共施設、それから町内の関係も全部判明してくるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、緊急情報システムの関係でございますが、先ほど私の説明がちょっと不足しておりました。88台は町で管理している台数でございます。実際貸し出している数はそこより少なく、88台、町が持っているという台数となっております。ちょっと手持ちの少ないのですけれども、七十数台が今出ていると思います、無料が。有料はたしか３台だと思います。それは昼間家庭に若い人がいない、高齢者が１人になってしまうというお宅は、有料として今３台貸しているといったところとなっております。現状のところ見直しは考えていないところです。

それと、次に75ページ、不妊の関係でございますが、実績でございますが、前からやっておりました町の不妊治療助成、こちらにつきましては、これまで２人の方が申請しております。昨年度３名でございました。ことし申請した１人の方は出生いたしました。それ以外の早期不妊検査であるとか、９月補正で出した早期不妊治療、不育症検査、これらについては申請はございません。

次に、健康マイレージの関係だと思えます。健康マイレージにつきましては、埼玉県が進めているものでございまして、現在40の市町村と、あと……

〔「内容はいいです」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） いいですか。



万歩計の数とかという話ですか。今回の事業につきましては、長瀬町国保分としても計上してございますので、一般会計で出している分と、それから国保のほうで計上している分があります。歩数計の数につきましては、先行している自治体の数ということで、今回は合わせて100台という形をさせていただきます。スマートフォンのアプリが利用できますので、スマートフォンのアプリのほうで歩数をすぐ送信したり、自分の履歴を見たり、自分と同じ年代の人に比べて自分は何歩歩いているのかと全てわかるようなので、なるべくスマートフォンが、アプリのほうで便利なので、持っている人にはそちらを進めていきたいなと思っているところでございます。

それから、歩数計をタブレットにかざして送信させるということが歩数計の場合に必要なになります。歩数計の設置については、8カ所までは特に費用かからずできるということです。設置した場所の電気代はかかりますけれども、設置についてはかからない。例えば先行しています横瀬町さんなんかですと、役場ですとか、福祉会館というようなところに設置しておりますので、設置場所については、そのような町の施設を中心に考えたいと思います。

ただし、時間外、夜であるとか土日祝日は、歩数計を読むということができないので、その辺も先行自治体で横瀬町さんとか坂戸市さんがやっているような、大塚製菓の自動販売機に歩数計を読ませる機能がある自動販売機があります。横瀬町だと観光案内所とかに設置してあるのですけれども、それであればいつでも読むことができますので、特にそれも使用料として町に逆にお金が入るような形だということなので、費用も負担かからないので、その設置も進めていきたいと考えておるところでございます。

それから、ながとろ苑の債務負担行為の関係のお話があったかと思いますが、ながとろ苑の増床工事をする際に、国関係の福祉医療機構というところからお金を借りたそうでございます。そのときは町が、地元の市町村が損失補償をしないと貸さないなんていう条件があったようで、損失補償をしているものがここに債務負担行為として出ております。ただし、返せなくなった場合のということでございますので、今まで支出はされていないと思っております。この4つでよろしかったですか。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

農林水産費の総額が前年度より半減ということでございますが、議員おっしゃるとおり、井戸地区公園の完了を見たことにより、その分が1,400万円程度減となっております。ほかの事業がちょっとないものですから、そのまま反映されているものでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

都市再生整備計画事業費のことですが、こちらにつきましては議員言われたとおり、幹線1号線の整備計画でございます。こちらが平成30年度で魅力あるまちづくり総合整備計画が終了いたしますことから、31年度は一旦事業を休止し、今後の整備計画等について再検討することに決まりました。この項目が廃項になるのは、今後再度整備が始まった場合には、今度は道路新設改良事業費のほうに入りますので、この項目を廃項といたしました。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 済みません、先ほど村田議員の質問で2点ばかり忘れていましたので、再度回答させていただきます。

初めに、各小中学校の1人当たりの金額なのですが、こちらのほうは必要経費、子供一人一人に係る経費は子供の人数の関係で差があると思います。

それと、大きな工事については、教育委員会の事務局費で計上させていただいて、学校ごとの修繕については学校ごとに計上させてもらっていますので、今年度でいいますと、説明させていただきましたように一小が77万2,000円、二小が98万3,000円、中学校が38万8,000円と、その辺がちょっと金額が変わってくると思います。

それと、あと学校の選択制なのですが、教育委員会規則で学区が定められておりまして、今後そういった意見も考えながら検討課題としていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、幾つかだけ再質問をお願いしたいと思うのですが、先ほどの総務費のほうの一般職の職員ということなのですが、どう見ても違うのではないのかなと思うのですが、126ページのところの31年1月1日現在でいうと79ですよ。一般職が79で、技能労務職が3ですよ、ここ79だと。123ページに行ってもらくと、78はこれ30年度現在78ということですか。

〔「31年」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 31年ですか、31年。そうすると、やっぱり両方31年ですよ。

〔「ですから、31年の1月は30年度です」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） あっ、そうか。失礼いたしました、大変申しわけありません。

では、そのところで正規職員と再任用職員、臨時職員等の内訳が可能ならば、今現在でも結構なのですから、教えていただければ、支障があるというのなら結構です。

次、あとコミュニティバスについても一度お伺いしたいのですが、これやるには相当検討しなければと思うのです。多分検討されていると思うのですが、立地条件があると思うのです。だから、例えばこれ京丹後市だけに属さないのですが、あの辺は与謝野とか宮津とかそんなふうなところがあるのですが、電車が通っていないのですよね、丹後半島のほうに。だから、バスの量が多いというふうなところがあるのだと思います。ここは電車が通っています。だから、電車が通っているところと通っていないところがあるから、これと同じようにということではできないかもしれませんが、私このためではないのだけれども行ったとき、ああ、そういえば考えてみたらバスが何かちょろちょろ走っていたなというぐらいしか記憶にないのですが、やはりある程度先例を考えて、電車が並行しても使えるようなとか、ぜひそんなふうなものにしていきたいと思います。これはかなり住民の方々もいつ通るのだろうとか言っていますので、もしできるのなら秋ごろに試走というのですか、試走と言わないのか、走るの試走なのですが、そんなようなのが走るの試走というのですか、車が通るといふ時期がある程度目安が立っているのかどうかというふうなこと。

あと69ページのポリ塩化ビフェニルのことについてなのですが、これは私も専門的なあれではないのですが、何か有害物質だということでシルバーさんに委託したという、そういうのがわかるような、全然大丈夫なのですか。それを後でちょっと聞けたらと思います。

あとは健康マイレージについては、これはいつから、31年度だけでも、始めるときにはある程度町民

に知らせて、とにかく先着順でも何でも、ただ元気モリモリ体操の人に配ってしまうと、はい、早く手に入れましたよと、持っていますよと、えっ、そんなのがあるのというのがあると思いますので、できればモリモリに行かないような人とか、特に男性等は余り行っていないようなので、そんなふうなところに入ったほうがいいのではないのかなと思います。

あと済みません、先ほど教育次長に答えていただきましたけれども、やはりいじめ問題については、申しわけないのですが、見通しが甘いのではないかなと言わせていただきます。学校教育の中で、やはり上がってきている数字はないとしても、そういうのでは例えば早目にと、問題対策連絡協議会ですかというふうなことで話し合いをしていただいて、ぜひ減額されたようですが、補正でも組んでいただいてもそういうのに対応してとか、もしかしてとか、そういうところまで掘り下げていただければ、長瀬町の優しい教育というのが進むと思いますので、そんなことを考慮していただけたらと思います。

では、そんなことで幾つか質問させていただきます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

一般職と再任用職員の内訳でございますが、予算書の123ページをごらんいただきたいと思います。

2、一般職、(1)の総括表でございますけれども、ここが本年度ということで30年度の一般職の職員が……失礼しました、こちら本年度ですから31年度です。31年度の予定の人数が上段にありまして78名、それと再任用職員が7名、前年度ですから現在30年度の現在ですが、一般職が82名、再任用職員が4名という内訳となっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバス実証実験スケジュールでございますけれども、もちろんこちら課題も多いものでございまして、先ほどルートというご質問もございましたが、ルートですとか手法ですとかを今検討をもう入らせていただいているところでございます。今のスケジュール案で申し上げますと、夏ごろから秋ごろにかけて実証実験の実施をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、その時期、ルートなどにつきましては、広報をしっかりとまいりたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

シルバーさんのほうに委託して大丈夫かということなのですが、わかるものに関してはPCBというラベルと言ってはなんなのなのですが、物に張ってあるのです、それを見ればわかるのですが、もしわからないものに関しましては、県のほうではそれ以上はいいですよということで行っているみたいです。それやる前には、こういうものに関してはPCBが含まれている可能性があるということですを研修をしていただいているみたいですので、その辺は大丈夫かと思えます。

町のほうに関しましては町のほうで、とりあえず専門の業者さんのほうにお願いをいたしまして、一緒に回っていただけるように手配のほうはしているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

実施につきましては、31年度に現在のところ参加をします自治体については長瀬含めて4市町でございまして、毎年度、年度途中の事業開始については、7月という形でやっているようでございますので、7月開始という形で考えております。

また、歩数計の配布については、やはり始めたところから聞きますと、特に年齢、60代、70代の女性なんかだと、誰々さんがもらったから私もみたいなので、結構そういう方がいらっしゃるということも聞いておりますので、村田議員言われたとおり工夫をして、特定健診を受けるとか人間ドックを受けて、実際歩いてみたら、こうになりましたよなんて結果が出るような形の方に使ってもらえたほうが、医療費の削減とか健康寿命の醸成につながりますので、少し工夫をしていきたいなと思います。

また、年代別の参加者というのが、かなり広範囲にいろんな年代で均等に参加している状況のようです。例えば70代は23%、60代が21%、50代が15%、40代が16%、30代が12%、20代も7%ということで、各年代に参加されている方が結構いらっしゃいます。

市町村のほかにヤオコーとかが参加しているのです。だから、長瀬町民でヤオコーにお勤めの方はヤオコーで参加してもらえれば町の負担にならない。また警察共済埼玉支部、それから公立学校共済埼玉支部、地方職員共済埼玉支部、それと協会けんぽ埼玉支部、それと私なんかが入っています埼玉県各市町村職員共済組合、これらについても保険者としてコバトン健康マイレージに参加しています。こちらで参加していただくと町での負担は要りませんので、そういうところにお勤めの方については、そちらの制度としてもう既に始まっていますので、参加してもらおうようにするなど、工夫をしていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ちょっと静かにしてください。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 8番さん。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員さんの質問にお答えいたします。

村田議員さん言われますように、やっぱりいじめは全くないわけではありませんで、それが今学校で解決してしまっているということです。そういったことも含めまして、今後いじめ問題対策については、さらに配慮し、会議等を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

5番、村田徹也君。反対ですか。

○5番（村田徹也君） 反対です。

○議長（染野光谷君） 反対討論。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、予算編成方針というのが当該自治体の変わった姿とされているようですが、全体的に見て、あれもこれもという総花的予算組みになっているような感じがします。できれば、あれかこれかという、何を重点にしたのかという町の方針がもっと示されているべきではないかというふうに感じました。

特に、町の課題は明確化されていますが、高齢化、少子化、子育てに着眼がされているなら、さらにそこに予算を配分すべきではなかったかなと。あと全体的な感じで大分予算は考慮され、減らされ、減額されるというところはありませんでしたが、前年の踏襲や慣行というふうなことが続いていたので、将来的に見て無理、無駄を省くというところまでいっていなかったかなと。特に財政調整基金、あとは予備費等を見ると、予測不能な財政支出に対する財源確保というのがなされていないのではないかというふうなことで、住民の安全の確保という点も含め、反対ということです。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

その理由としましては、毎度のことでございますが、平成31年度の予算書等、私なりにしっかりと見させていただき、わからないところなどは質問させていただきました。大まかに言えば、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など、細かく言えばAEDリース料や電波使用料、光熱水費等々の各事業費、説明の部分についても以前に不用額が多いものとして指摘していた細かい点も減額されているようでした。また、心配される財政事情につきましては、町の借金と言える地方債全体では平成31年度末の現在高見込み額では29億4,309万9,000円で、昨年度よりも約8,545万円減る予定のようです。

強いて言うのであれば、今回は全体的に一般会計予算総額が1億2,700万円、約4%減少しておりますが、平成30年度には長瀬地区公園整備工事費として約8,300万円がありました。そこで、今回の減額部分を目的別で見えますと、民生費、衛生費、土木費で9,965万7,000円となっております。最少の経費で最大の効果を上げるというのは当たり前のことですので、これらの影響で住民福祉などが減退することのないように努めていただければと思います。

また、直接税収増にも結びつけられる可能性がある農林水産業費や商工費の予算も減額ありきではなく、よいアイディアを出して、ますます商工業や農業が盛んになることで税収を上げ、さらに住みよい町にするために邁進していただきたいと思います。

緊縮財政の風潮がある中、今回の予算状況については修正可決などもやむなしとも考えておりましたが、今回は予算全体のバランスを見まして、賛成という立場で討論させていただきました。ぜひ皆さんにもご同意いただけますようお願いをいたします。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

〔「7番」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 反対ですか。

〔「反対」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） では、7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、反対討論をさせていただきます。

いつまでも暮らしたいまち、いつまでも活力のあるまち、いつまでも輝き続けるまちと長瀬プランでうたって、町長は財政が厳しい中、身の丈に合った予算が組めたと言うが、住民のニーズに手が届いていな

いと感じたので、認定はできません。

○議長（染野光谷君） 次、賛成。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 賛成の立場から発言させていただきます。

誰もがわかりますように、この一般会計予算というのは、全町民が安心、安全に暮らしていくための事業が集積されたものであります。いろいろと不確かな部分があったりするところもありますが、精いっぱい少ない予算をもって住民のために組まれた予算というふうに判断し、適正な行政運営で町民の生活を守っていただきたいという上から賛成をいたします。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 反対ね。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 以前にもマイナンバー制度の問題については私述べたように、確かに利便性はあるけれども、これが流通すると大変なことになると同時に、個人の財産だとかそういうものが全部こう、自治体だとか国のほうに全部筒抜けになってしまうというのが賛成はできないということと同時に、船玉まつりなどの会計については、やっぱりきちんと議員、この議会の中ではっきりさせる必要があると。

それから、国保の問題でもね、私もる申し上げましたけれども、皆野や小鹿野でもってできて、長瀬でできないということはないと。財政的に見ても、そんなに大きな額ではないので、やる気になればできると。しかし、それをやろうとしていないような中身だということでもって、ほかにやっぱりいいことがあります。あるけれども、私今挙げたような指摘したようなことで一括ですから、私は反対の立場で討論します。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成31年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。



#### ◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第14号 平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8億4,410万4,000円となり、前年度予算と比較し542万7,000円、0.6%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第14号 平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

皆様もご承知のとおり、平成30年4月より安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的役割を担い、制度の安定化を目指すことを目的に、国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から県に移行されました。現在のところ、大きな問題もなく順調に事業の運営がされているところでございます。

それでは、初めに被保険者等の状況についてご説明いたします。平成31年2月末現在、世帯数が1,159世帯、対前年比マイナス41世帯、被保険者数は1,904人、対前年比マイナス89人となっており、これらの方々に保険業務を行おうとするものでございます。

それでは、平成31年度、長瀬町国民健康保険特別会計予算書の131ページをごらんください。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,410万4,000円とするものでございます。平成30年度と比較いたしまして、額にして542万7,000円の減額、割合にしまして0.6%の減となっております。

主な内容につきましては、予算説明書に基づきご説明させていただきます。136、137ページをごらんください。

初めに、歳入予算につきましてご説明させていただきます。

第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億3,120万8,000円で積算させていただきました。

第1節医療給付費分現年課税分は、所得割額、試算割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分現年課税分は、後期高齢者医療制度の財源として埼玉県に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額となっております。

第3節介護納付金分現年課税分は介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第4節から第6節までですが、第1節から第3節までの滞納繰越分を計上してございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、38万7,000円で積算させていただきました。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を第1目一般被保険者分と同様に積算させていただきました。

なお、平成31年度においては、平成30年度同様、税率等の変更はございません。

次に、1枚おめくりいただき、138、139ページをごらんください。第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金でございますが、6億4,904万4,000円で積算させていただきました。

第1節普通交付金は、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるもので、第2節特別交付金は、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対し交付されるものでございます。

第2目健康マイレージ事業県補助金は、健康寿命の伸長と医療費の削減のための事業として交付されるもので、39万2,000円を積算いたしました。

次に、140、141ページをごらんください。第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金6,104万3,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は法定負担分を、第3節事務費繰入金は国保担当職員の給与費を含みます事務費として、第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰り入れを行うものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出でございますが、144、145ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の2,606万7,000円でございますが、主な事業としては、国民健康保険事業を運営するための職員の人件費、埼玉県国保連合会に支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料等、国保を運営するための事務経費が主なものとなっております。

第2項の徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚おめくりいただき、146、147ページをごらんください。第2款保険給付費の6億2,725万9,000円でございますが、こちらは予算全体の約74.3%を占めております。

第1項療養諸費5億5,194万3,000円は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費7,095万2,000円は、一般被保険者や退職被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給する高額療養費となっております。

次に、1枚おめくりいただき、148、149ページをごらんください。第4項出産育児諸費336万2,000円は、被保険者の出産に対し、その世帯主に出産育児一時金42万円を支給するものでございます。

第5項葬祭諸費100万円は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対し、5万円を支給するものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金の1億6,674万7,000円でございますが、市町村が支払う保険給付費等の全額を県が市町村に交付するための財源として県が市町村から徴収するもので、次ページ上段にかけての各項目を納付金として交付するものでございます。

次に、150、151ページの中段をごらんください。第5款第1項保健事業費76万8,000円でございますが、今年度新設された事業で、健康寿命の伸長と医療費の削減を目的にした健康マイレージに関連した費用が主なものとなっております。

第2項特定健康診査等事業費1,008万5,000円は、第13節委託料にあるとおり、被保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等に係る費用が主なものとなっております。

次に、152、153ページをごらんください。第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金782万7,000円でございますが、国民健康保険事業の運営を健全に行うため、必要な額を積み立てる



ものでございます。

以上で、議案第14号 平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとお伺いしたいのですが、一番最後のところで町民課長が説明してもらったのですけれども、152ページの国民健康保険財政調整基金積立金、これは例えば先ほど私が申し上げているような国保のいわゆる均等割の部分に充てるようなことはやろうと思えばできるお金ですよね。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えします。

均等割のほうに充てるということなのですが、これ不測の事態ですので、今の田村議員さんのご質問は不測の事態ではございませんので、今回は充てるものではございません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 不測の事態、もう私どものアンケート調査でも、国保が高いという町民の声があると、これをやっぱり社会保障の一環として、前も言ったように国が減らしている中で、国のそういうものに対して防波堤となって自治体が行うということは不測の事態というふうに考えることもできるのではないかと思いますのですけれども、この辺はどうなのでしょう。要するにとっても目的が明確になっていて、それ以外は使えないというものではないのではないかとこのように思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えします。

不測の事態ということなので、国保の事業が運営できなくなった場合等に充てるものが基金の積み立て、そのために基金を積み立てておりますので、現段階では不測の事態ということではありませんし、事業運営のほうは健全に行えているということでございますので、現在のところはそちらのほうに充てる考えは、考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

2番。

○2番（田村 勉君） これはやっぱり担当課長というよりは町長の決断だというふうに思うのですけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨日も申し上げましたけれども、ただいまの不測の事態というのは、今後県の激変緩和措置の廃止や税率及び算定方式の見直しの際に、もしそういうことが起きたときの不測の事態が生じたときのためのお金でございますので、見直しはいたしません。

以上です。

○2番（田村 勉君） わかりました。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 町長の考えはわかったのですが、これは不測の事態に、いわゆる均等割の部分に上げるといっても考えられると、これはやっぱり長の決断なのではないかというふうに私は思うので、反対の意見です。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成31年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



#### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第15号 平成31年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 平成31年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億2,112万2,000円となり、前年度予算と比較し2,883万3,000円、3.8%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第15号 平成31年度長瀬町介護保険特別会計についてご説明いたします。

予算書163ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,112万2,000円とするものでございます。平成30年度当初予算7億4,995万5,000円と比較しますと、

2,883万3,000円、3.8%の減となっております。

次に、予算説明書により主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、168、169ページをごらんください。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分を合わせて1億6,365万9,000円を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金1億6,167万9,000円でございますが、この款に係る歳入は介護給付費等の財源として法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金でございます。

次に、第3款支払基金交付金1億8,633万8,000円でございますが、保険給付費等の財源として社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款県支出金1億573万3,000円でございますが、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、170、171ページをごらんください。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金1億199万7,000円でございますが、保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分を、また認定調査などの事務費等として一般会計から繰り入れるものでございます。

また、第2項基金繰入金でございますが、介護保険給付費支払基金への繰り入れを本年度見込んでおりませんことから、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、174、175ページをご覧ください。歳出でございます。第1款総務費1,192万3,000円でございますが、第1項総務管理費では介護保険システムソフトウェア利用料などの一般事業に係る費用で、前年度は法改正に伴うシステム改修がございましたので、その分が主な減要因となっております。

第2項徴収費は、介護保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定審査会費は、介護認定調査に係る費用や介護認定審査会運営のための負担金でございます。

次に、176、177ページをごらんください。第2款保険給付費6億6,932万円でございますが、第1項介護サービス等諸費は要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用で、居宅の要介護者が自宅を中心に利用するサービス、住みなれた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取り付けなど住宅改修等の費用でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は178、179ページにまたがっておりますが、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が介護予防サービスを受けた場合に係る費用で、在宅要支援者の指定介護予防サービスや認知症対応型介護サービス等の費用でございます。

次に、第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に支給するものでございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、入居負担の軽減を図るための費用でございます。

次に、178、179ページの一番下、下部でございます。第4款地域支援事業費3,620万1,000円でございますが、高齢者が地域で自立した生活を送るためのサービスを受けた場合に係る費用で、次に180、181ページをごらんください。第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援のサービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業費でございますが、比較的心身ともに健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防に係る費用でございます。

次に、第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、182、183ページにまたがっております。要支援者のケアマネジメントやサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、地域ケア会議推進事業、紙おむつ支給事業、成年後見制度利用支援事業、生活支援体制整備事業に係る費用でございます。

なお、新規事業といたしまして、ひとり暮らし高齢者などに対する配食サービスを試験的に実施してまいります。

以上で、議案第15号 平成31年度長瀬町介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。



### ◎会議時間の延長

○議長（染野光谷君） ここで、会議時間を延長いたします。

---

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 平成31年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第16号 平成31年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 平成31年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ１億696万3,000円となり、前年度予算と比較し367万1,000円、3.6%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第16号 平成31年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

この制度は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されております。町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成31年２月末現在の被保険者数は1,347人で、昨年同時期と比較し、21人の増となっております。

初めに、予算書の194ページをごらんください。第１条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億696万3,000円とするものでございます。この額は、平成30年度当初予算額１億329万2,000円と比較いたしまして367万1,000円の増額、割合にいたしまして3.6%の増となっております。

主な内容につきましては、予算説明書に基づきご説明させていただきます。

199、200ページをごらんください。初めに、歳入予算につきましてご説明させていただきます。第１款第１項第１目後期高齢者医療保険料でございしますが、8,079万8,000円を積算させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合算額で、年金からの特別徴収保険料は5,818万円、普通徴収保険料は2,237万8,000円で積算しております。

保険料については、法律により広域連合がおおむね２年を通じ、財政の均衡を保つことができるよう保険料率を改定しておりますが、今回は平成32年度が改定の年に当たります。なお、平成31年度の保険料率でございしますが、均等割額が４万1,700円、所得割率が7.86%となっております。

次に、第３款繰入金第１項第１目一般会計繰入金でございしますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,512万3,000円を積算いたしました。

次に、第４款第１項第１目繰越金でございしますが、平成30年度からの繰越金として80万円を積算しております。

続きまして、歳出でございしますが、203、204ページをごらんください。第１款総務費の91万4,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用に充てるものでございます。

次に、第２款後期高齢者医療広域連合納付金１億484万4,000円でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第３款諸支出金の保険料還付金20万5,000円でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた保険料の還付に充てるものでございます。

以上で、議案第16号 平成31年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 平成31年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第17号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についての提案理由を申し上げます。

秩父市との間に締結したちちぶ定住自立圏形成協定を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（内山雅人君） 議案第17号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更につきましてご説明をいたします。

ちちぶ定住自立圏の形成に関する変更協定書（第3回）をごらんください。こちらの協定書の変更でございますが、平成21年9月議会定例会でご議決いただいた秩父市を甲とし、長瀬町を乙として締結した協定書の協定項目を追加するため、変更するものでございます。

4ページ、5ページをごらんください。今回赤字で記載させていただいております（ウ）、高等学校と連携した地域振興の項目を追加し、協定を締結させていただきたいものでございます。こちらですが、圏域内の高等学校との連携を強化するとともに、地域振興のため合同で実施することが効果的と認められた事業及び高等学校の魅力化を推進する事業等を実施するため追加させていただくものでございます。

以上で、議案第17号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第18号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

野口教育長の退席を求めます。

〔教育長 野口 清君退席〕

○議長（染野光谷君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 長瀬町教育委員会教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会教育長である野口清氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き教育長として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 長瀬町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第18号は同意いたしました。

野口教育長の出席を求めます。

〔教育長 野口 清君入場〕



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町公平委員会委員である大野英雄氏が平成31年4月30日付で任期満了により退任することに伴い、後任の委員として大澤彰一氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりこの案を提出するものでございます。

大澤氏は宮沢区に在住し、昭和55年に長瀬町役場に入庁、36年間役場職員として勤務され、平成28年3月に定年退職されました。温厚な性格で人事行政に幅広い見識を有する方であるため、委員としてふさわしい方でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決



○議長（染野光谷君） 日程第12、議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。  
長瀬町公平委員会委員である磯田壯男氏の任期が平成31年4月30日で満了となります。ついでに、磯田氏を引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 長瀬町公平委員会委員の選任について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第20号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



#### ◎議員派遣の件

○議長（染野光谷君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元にご配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元にご配付したとおり派遣することに可決されました。



#### ◎経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（染野光谷君） 日程第14、経済観光常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が

ありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◇

◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第15、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則74条の規定により、お手元にご配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◇

◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

#### ◇

◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案や当初予算案など20件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

議案第6号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、極めて残念ながら否決になりました。執行部といたしましては、質疑の中で出ましたご意見等を踏まえ、必要に応じまして議会の皆様に再度ご提案をさせていただきたいと考えております。

今後の予定でございますが、3月9日の土曜日、中央公民館でスポーツ表彰授与式を行います。翌週17日の日曜日には、恒例の公民館ホームまつりを中央公民館で開催いたします。

次に、小中学校の卒業式、入学式についてですが、中学校の卒業式が3月15日の金曜日、小学校は25日の月曜日、入学式は中学校が4月8日の月曜日、小学校が9日の火曜日でございます。年度がわりの何かとお忙しい時期ではございますが、ご参列いただき、児童生徒の成長した姿をごらんいただきたいと思います。

さて、議員の皆様におかれましては、本議会が任期最後の定例議会となったわけでございます。この4年間、蓬莱島公園や長瀬地区公園等の整備、ふれ愛ベース長瀬の建設、幹線1号線等の整備、第5次総合振興計画の策定など、町の重要施策につきまして執行部とともに取り組んでいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

来月21日には町議会議員一般選挙が予定されております。立候補を予定されている方々につきましては、明るく公正な選挙を心がけていただき、また悔いのない選挙戦を進めていただき、再びこの場でお会いしたいと存じます。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣言

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、平成31年度当初予算を初め、条例の制定、改正等、町政当面の諸議案を審議いただきましたが、議員各位の精励により、付議された全ての事件が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

また、町長を初め、執行部各位におかれましても常に真摯な態度を持って審議に協力されましたご労苦に対し、深く敬意を表します。

なお、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成31年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後5時9分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 6月13日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗